

平成29年9月25日（月）午前9時開議

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	松野貴志	2番	今木啓一郎
3番	北倉利治	4番	鳥居佳史
5番	小川理	6番	杉原克巳
7番	若園正博	8番	森治久
9番	庄田昭人	10番	若井千尋
11番	清水治	12番	広瀬武雄
13番	堀武	14番	広瀬時男
15番	若園五朗	16番	くまがいさちこ
17番	松野藤四郎	18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	棚橋敏明	副市長	早瀬俊一
教育長	加納博明	政策企画監	藤井忠直
企画部長	広瀬充利	総務部長	梶浦要
市民部長	伊藤弘美	巢南庁舎 管理部長	松野英泰
福祉部長	森和之	都市整備部長	鹿野政和
環境水道部長	広瀬進一	会計管理者	平塚直樹
教育次長	山本康義	監査委員 事務局長	高山浩之

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広瀬照泰	書記	日比野丸利子
--------	------	----	--------

書 記 宇 野 伸 二

開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） どなたも改めまして、おはようございます。

きょうは一般質問ということでございます。7名の方、一生懸命に頑張っていたいただきたいと思います。

また、傍聴においでいただきました方々、早朝よりまことにありがとうございます。最後までよろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいまから行います。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（藤橋礼治君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

4番 鳥居佳史君の発言を許します。

鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番 鳥居佳史です。

皆さん、おはようございます。傍聴の皆さん、御苦労さまです。

私は、最初に下水道の問題について質問をします。

この公共下水道、実は皆さん、関係の住民の方は非常に切迫した問題なんですけれども、多くの住民の方は、これがどういうところに問題があるのかということも余り御存じないと思います。私は今回の一般質問の中で、その辺を明確に問題点を明らかにし、市長がこの公共下水道についてどうするかという、しかもこの判断は早急にすべき時期に来ています。その点について、今から質問をさせていただきたいと思っています。

平成27年3月に、この公共下水道、瑞穂地区の都市計画決定という決定がされまして、いよいよ瑞穂市では本格的に公共下水道をするという、一応そういう法律上やってもいいという許可がおりたわけなんですけれども、平成27年ですから、28年、29年、2年以上たっているんですけれども、何も、実はその後、進んでいないという状況であります。

その中で、本田団地の住民の方の下水の処理のシステムが、ちょっと特殊なんですけれども、古くなっていて、雨が降るとトイレが使えないという住民の方が出てきています。この住民の方は、市長のほうに早急に改善してほしいという要望書を何度も出されておられます。

片や、この公共下水道のプラントの設置予定地である下畑住民の方々は、その設置の決め方について問題ありと、白紙撤回の要望をされております。

この状況の中で、2年、市長は何もせずに今の状況があると。この2年の間に、それぞれの

住民の方はますます不安と、どうなるんだと。ある意味、本田団地の住民の方と下畑の住民の方との市民同士で意見の対立構造的な、これはあってはならないことです。そういう感情も生まれるやもしれないという状況に来ている。そういう中で、市長にお伺いしたいです。

公共下水道は、日本が高度成長期、1960年、1970年代に公共工事の一つで公共下水道をして、今はそれが稼働しているという状況である。そういう状況で、私は公共下水道を決して否定するものではありません。

しかし、今、日本の社会的状況は大きく変わっています。一番大きいのは、人口減少が起きて、瑞穂市でも2025年から減少が始まると言われている。そして、税収がふえないだろう。片や民生費がふえる。

こういうところを踏まえて、市長は瑞穂市の公共下水道を計画どおり、今でも公共下水道が必要かどうかという1点についてお答えください。

あとの詳細な質問は、質問席にて質問をさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、今の鳥居議員の御質問にお答えいたします。

まず、公共下水道事業は、瑞穂市第2次総合計画でも重点施策と位置づけておりまして、重要事業でもありますので、瑞穂市において進めなければならない事業であり、瑞穂市の責務として考えております。以上です。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 総合計画に位置づけられておるといってお話でしたね。

総合計画は市の最上位計画ということは、誰でも認めることです。ただ、計画というのは、社会の情勢によって当然見直して、その都度方向修正して、間違いのない計画を実施するということが基本です。

総合計画に載っているからそのままやるということは、今の状況で瑞穂市が公共下水道事業をすべきかどうかという私の質問には答えていないと思いますので、今言った社会情勢が変わった、その時点でも計画どおり公共下水を進めるべきかどうかというのを市長にお伺いしたい。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 財政の不安につきましては、懸念される部分もあると思います。

それで、社会情勢とかにも合わせることもあるんですけども、今後、下水道計画における財政シミュレーションに基づきまして、一般会計の負担額を平準化するために下水道事業対策基金を設け、負担の軽減に今努めているところでございます。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居住史君） 今、部長は、いみじくも財政の問題に十分配慮してというお話でした。

そうなんです。瑞穂市の公共下水道計画の財政計画のところ、こういうコメントがありますね。適正な下水道財政計画確立のポイントとして、事業に必要な経費をみずからの収入によって賄う努力が必要であると。これは部長、どういう意味でしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） みずからの努力ということで、市としての努力ということになるんですけども、収支を均等化するように、例えば接続の勧奨とかをみずからの努力で進めていながら、収支を安定化させていくというところで考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居住史君） 実は、公共下水道、最初の工事費は国から交付金等で6割ぐらいの財政支援があります、建設費がね。ところが、つくった後、公共下水で運営していかないといけません。運営というのは、プラントを動かす、維持管理する、壊れたら直す。その費用は、利用者の方が下水道使用料金を払っていただいて、その使用料金でもって維持をしていくという。ですから、この事業に必要な経費をみずからの収入にというのは、公共下水道をほぼ全員、その管が来ている人はみんな入っていただいて、その収入で公共下水道を維持していくと。ですから、必要な経費をみずからの収入によって賄う努力が必要である。それをしないと適正な下水道計画はできないよということを、これは日本のどの自治体も公共下水道をやるときにはポイントにしているところです。そういう意味でこの文言が書かれているわけですね。

それでお聞きしますけれども、この公共下水道の財政計画の中で利用する人の人数が書かれています。計画では、平成100年までの財政計画が書かれています。平成100年に、これから約70年先ですけども、これは計画ですから立てないといけない。そのときの瑞穂地区の下水の加入者が、何と4万2,000人となっています。4万2,000人という数字があり得るのでしょうか。

瑞穂市は、先ほど言いましたように、2025年から人口減少していきます。では、平成100年に大体幾らの人口になるかという試算を私はちょっとしてみました。それは、未来の年表という河合さんが書かれた人口予測をもとにした表からしますと、平成100年には日本の人口が57.8%ぐらいにまで減ると。今の計画にある下水道人口が、当初、平成27年ぐらいの想定が4万6,000人ぐらいとしています。それが57%まで減ると計算すると、2万6,000人ぐらいなんです。利用対象ですよ。配管のしてある、公共下水がつなげられると想定する人口が2万6,000人しかいなくなると。しかも、それが100%接続するとして2万6,000人。ところが、今の計画で4万2,000人の人が接続しているという数字でもって財政計画を立てているんです。その結果、財政計画では収入が、利用者が4万2,000人も利用するから、下水道使用料はそれだけの

収入があるので下水道が維持できるという、そういう想定なんです。これはあり得ない計画です。

これはもう一度財政計画を練り直して、本当に財政が大丈夫かというのを検証する必要があると思いますけど、市長、いかがですか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 今おっしゃられました財政的なものですが、財政シミュレーションに関しましては、見直しは下水道法第4条の事業計画の手續に合わせて、おおむね5年から7年ごとに行っていくものなので、現在の計画を固定しているのではありません。社会の情勢に合わせて見直しを行っていきたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 立場として、そういう答えは許されるかもわからん。

市長、市長はそういう答弁では許されないんです。だって、あなたは瑞穂市の将来を決めるリーダーなんですから。こういう社会的状況の変化が起きている中で、先ほど言いましたように、早急に下水道をやってほしいという住民の方もいる。判断を2年も延ばしてきて、今5年と部長はおっしゃいましたけれども、そういう問題じゃないんです。今決定しても、実際にこの公共下水道が始まるのは時間がかかるんです。まさに政治的判断が求められるわけです。

市長、財政計画の見直しをするということをお願いいただけますか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 財政計画の前に、今までの流れだけ御説明……。

○4番（鳥居佳史君） 短く。

○市長（棚橋敏明君） じゃあ、短くでしたら、財政計画見直しですね。当然それもと行っていかなきゃいけないと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 5年ごとに見直さないといけないと言いますが、5年じゃなくて今すぐ見直すかどうか、明言してください。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 今、下水のほうも、やっとなさちよっと動き出した部分もございしますが、そちらと鑑みながら、双方とも考えて進めていきたいと思っておりますので、当然財政のことも、先ほどおっしゃっておられました未来の年表、私も読ませていただきました。そういったことも鑑みながら、いつとはまだはっきり申し上げられませんが、今現在、下水のことで双方の方々と交渉している部分もございしますので、それとは全く別に、財政は財政でしっかりと見

ていくつもりでございます。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 私は、今、財政計画の接続率のことを明らかに誤りがあるということ指摘しましたけれども、財政問題でもう少し現実に合わせて大きな視点で聞きます。

今、瑞穂市の市税ですね、市民税、法人税、都市計画税、約60億から70億の推移です。平成28年が一番多くて、69億ぐらいでしたかね。この市税の増減について、市長は今後どのようになるとお考えですか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 率直に申しまして、市税のほうは減少傾向になることは間違いないと思っております。減少傾向、減るといふふうに見ております。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） そうなんですね。税収は多分減るでしょう。片や民生費、民生費といいますのは、ここに瑞穂市の財政状況、平成28年度版があります。民生費は平成17年の35億から平成28年の62億までどんどんふえ続けている。平成28年は62億ですよ。

民生費というのは、きょうは傍聴の方もいらっしゃるの、ちょっと説明しますね。生活保護の費用とか高齢者福祉、障害者福祉、国民健康保険・介護保険特別会計の繰入金等を含めて民生費といいます。当然、今言った項目については、事実としてこれからふえる一方でしょう。

ふえる要素として、もう一つあります。瑞穂市には公共施設がたくさんあります。瑞穂市公共施設等総合管理計画、平成28年に瑞穂市は出しています。今後の瑞穂市における公共施設を更新・維持していくための推計値を、年平均28億、29億の費用が必要と想定しています。これは直近の3年間、過去3年間の公共施設の維持費というか建設費ですね、いろいろ一般会計等で建設関係、施設の維持費で使った金額の1.3倍ということを行っています。つまり、何が言いたいのか。これからこの施設を維持するだけでも、今まで以上にお金がかかるよということなんです。ちなみに、この28.9億というのは公共下水道をやらない場合の数字です。

この計画書ですと、公共下水道のやった場合の数字が書いてあります。年平均約37億、やらない場合は28億。公共下水をやった場合は37億、約9億ふえる。毎年ですよ、平均。もし公共下水道をやったときに、今までよりもそれだけ費用がかかるという状況なんです。

改めて、以上のような財政環境の中で、市長、この財政計画を早急に検討するというのを明言していただけないでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 本田団地の状況もしっかりと鑑みなきゃいけませんし、なおかつ地権者

の方々の中からどうなるんだということで、我々の土地、まちに協力してもいいから売ってもいいんだよという話も聞いたりしておりますが、このまま放っておけば、まさに双方がいろいろな面で本当に先ほどおっしゃられたような状況になっていくと思います。

それと同時に、財政のほうにつきましてもしっかりとした、やはりこのような下水を進めていった場合の経常収支比率、そして実質公債費比率ですね、こちらもしっかりと鑑みなきゃいけないということで、ある程度の試算にも入っておりますので、今後もこういった作業も続けながら考えていきたいと思っております。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 早急に検討するというをおっしゃっていませんけれども、早急にやるんですよね。

○市長（棚橋敏明君） 早急にといえば早急なんですけど、どちらも動きがございまして、しっかり照らし合わせながらやっていかなければいけないと思っておりますが、当然シミュレーション、やっぱり財政のことがあってまずしかりですから、当然財政のことは優先的にやることも事実だと思っておりますので、必ずやそれを見逃すことなく、考えながらやっていく所存でございまして。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） じゃあ、改めて市長に聞きますね。

今のような状況の中で、公共下水道を市長としてはやはりやるべきだと思いませんか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） そういったところに、やはり資金的な部分、財政的な部分、私自身もしっかりと考えなきゃいけない部分がありますから、今ここで即答できる状態ではございません。

まず、今、本当に鳥居さんがおっしゃられたように、財政の部分もしっかりと見なきゃいけないことも事実ですし、それと同時に本田団地の状況もしっかりと見ることも必要だと思っておりますので、そこら辺、私自身、特に鳥居さんの場合、せんだっての本田団地の話、あの後にも来ておられましたので、決して私自身いいかげんにしているつもりもありませんし、双方のことを考えながらやっていく、これだけはしっかり、双方を考えながら進めていくつもりでございまして。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 一番の問題は、市長が公共下水をすべきだという判断を持っているのか。例えば本田についても、代がえの方法で早急にやるべきだというふうに思っているのかという、

あなた自身の考えがないからです。あなたは今、考えますということで、もう考える時間は十分あったんです。もう今は決断をしなければならないときなんです。

本田団地の問題は、公共下水をやらない場合、どういう方法があるかということについては、その点については考えたことはありますか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） フレックスプランですね、それから合併浄化槽、それからコミュニティ・プラントですね、全て考えたことがございます。その中でどれが選択されるのか、どれだけの土地が要るのか、またそれぞれのおうちの中に合併槽を入れかえていただいた場合に、どれだけのそれぞれの個人の方々のお金が要るのか、またその面積が要るのか、私なりにしっかりと担当の部署とも相談し、それなりの考え方は持っております。

〔4 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4 番（鳥居佳史君） フレックスプランといっても、皆さん意味がわかりませんから、ちょっと説明してください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） フレックスプランというのは、公共下水道ができるまでの暫定的に行うという事業になるんですけれども、こちらに関しましては、全てが単費ということになりますので、ちょっとなかなか難しいかなあとは思っております。

〔4 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4 番（鳥居佳史君） 部長、そのように言っていますけれども、何を考えていらっしゃるのか私には、今の市長の答弁でも、ただ知っていることを述べただけで、市長自身がどうするかということが全くわからない。住民の方の苦勞を本当に受けとめておられるのであれば、財政のこともきちっと自分の中で整理して、判断をして、早急にこの下水道については結論を出すべきだと思う。

ちなみに、ちょっと補足で、広瀬部長、雨水の改修計画がこの公共下水道の事業の中にあると思いますけれども、ちょっと市民の皆さんはわからないかもわからないんですけれども、公共下水道を整備するときに、今、道路についている雨水側溝及び雨水を集中して流す大きな開渠の河川がありますけれど、この断面を大きくするという雨水関係の改修工事を併設してやることになっています。この費用というのは、瑞穂市の負担としてはどれぐらい想定していますか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 国庫補助事業の対象となる公共下水道の雨水事業につきまして

は、公共下水道全体計画において流量計算を行いまして、改修が必要な水路の断面及び延長から概算工事を算出し、約140億としています。

財源内訳については、今のところ算出してはおりません。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） ということで、下水道事業をもしやるとすると140億。このうち国のほうからどれぐらい負担が来るかわからないんですけども、ある程度は瑞穂市も財政負担をしないといけないということも頭に入れておいて、早急に結論を出すべきだと最後に申し伝えておきます。

では、次の質問に入らせていただきます。

公共交通、私は特に交通弱者ですね、運転免許返上とか、自動車運転ができない方の移動の確保についてお聞きします。

6月議会でも質問をしましたが、みずほバスを含めて、地域公共交通会議でみずほバスの検討ということをすると言っておられましたけれども、事務局の提案等は。そして、公共交通会議は開かれましたでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） おはようございます。

ただいまの鳥居議員の御質問にお答えをさせていただきます。

昨年度実施をいたしました地域住民アンケートで、みずほバスの利用状況をお伺いしたところ、利用している人は全体の13%であるところ、運転免許証を保有していない人、または返納した人に限ると24%であることから、現在のみずほバスは交通弱者の方に利用していただいているものと考えております。つまり、この結果により、現在のみずほバスの利便性を向上させること自体が、交通弱者を含めた全ての利用者の満足につながるものと考えております。

みずほバスの利便性の向上につきましては、見直しの方針を3点上げる予定をしております。1点目は、公共交通のカバーエリアをふやすためにバス停を増設することです。2点目は、バス停の増設や運行エリアの拡大に伴い、現行の3路線から4路線へ路線をふやすことです。3点目は、現在、穂積駅前を18時台発の便が最終便ですが、通勤・通学の帰宅時等にも利用しやすくするために、夜間の増便をすることです。

これら3点の方針につきましては、来月号になりますが、市の広報紙にて、見直しに向けた検討状況のお知らせとして市民の方に広く周知をする予定をしております。また、その方針を瑞穂市地域公共交通会議の協議事項といたしまして、会議の委員の皆様にご審議していただく予定でございます。

なお、瑞穂市地域公共交通会議につきましては、今年度の第1回の会議を来月開催する予定

ですので、傍聴に来ていただけるとありがたく考えております。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 3点ほどの改善点をするということでしたけど、その前の交通弱者の方の利用のパーセントをおっしゃって、もうほぼ交通弱者の方の足の面に寄与しているという発言がありましたけれども、私はそうは思わないですね。

交通弱者の方は、例えば先ほどの24%という数字をおっしゃったかな、返上者の方は4分の1ですよ。じゃあ、ほかの方はどうしているんだろうと。ほかの方は、移動したいけれども移動手段がないので、生活上困っていて、何とかやりくりしているのかな。もう少しみずほバスについて、もっと便利な、それこそ運行時間帯、本数とかの要望があるんじゃないかと。

そこでお聞きしたいんですけれども、今の3つの案というのは、我々議員のほうには初めてきょう示していただいたんですけれども、私自身は議会でも十分議論すべきだと思うんですけれども、これをぜひ住民の方にタウンミーティングとかして、生の声を聞いていただきたいと思うんですけれども、市長、どうですか。そういうタウンミーティングを、公共交通、交通弱者の方の移動についてする気はありませんか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 先ほどお答えいたしましたとおり、来月に公共交通会議の第1回目を開いて、昨年度実施いたしました地域住民アンケートによる私どもの原案に基づいて、まずはアンケート調査の分析を御説明して、その後に市民の方にはパブリックコメント等で御意見を伺うという考えでございます。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） そのやり方は従来の瑞穂市でやってこられて、そういうやり方も一つあるかと思えますけれど、これだけ市民の方にとっては非常に関心のある大きな問題だと思うので、ちょっとやり方を変えて、市民協働参画というまちづくり条例もできています。ぜひ一度、この交通弱者の方の足の確保については直接市民の方の声を聞く場を、市長、首を振っておられるので、これは設けたほうがいいですよ。どうぞ。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） まさに思わぬ話がよく出てくるんです。

せんだつても、古橋の方だったと思いますが、やはりお孫さん、子供さんが土・日に帰ってくる。その手前で、とにかくおいしいものを食べさせてやりたいと、そのために何とかスーパーへ行けるようなバスが欲しい。また、役所へ書類をとりに行く、やっぱり気楽に乗っていけるバスが欲しい。こんな話が本当にありまして、特にお孫さんは誰しにとってもかわいいもの

だし、やはりその中でとにかくおいしい料理をつくってあげたいから、スーパーまでのバスを考えてくれへんかという話がひょこっと出てきました。

そのときに、ちょうどVドラッグさんがオープンする手前でしたので、Vドラッグさんにその話を伝えましたら、そうだね、今の市民の方々にそういう意見があるんだよねと。だけど、我々ドラッグストアじゃなしに、やっぱりスーパーに行きたい。そのためにはやっぱりバスだよねという回答が来ました。

ですから、やはりそういった生の声が聞けるように、今、鳥居さんがおっしゃられた市民協働でということもございますが、まさにそういった組織変更を次年度に行いますので、その中で、そういったところで市民の方々の声が反映できたらいいと思いますし、またそういった会合を持てればいいなあと考えております。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） 僕、何度も言いますが、この近隣では羽島市なんてタウンミーティングをすごくやっているんですよ。これを市長がやると言えばすぐできることなんですよ、市民協働の推進課と関係なく。ぜひやるべきだと思いますし、やっていただきたいと思います。

そして、その提案のときに、デマンドタクシーという方法をぜひ紹介していただきながら、こういうやり方もあるけれども皆さんどうですかと。ただ、財政的にちょっとかかりますけれどもという話をしながらね。いろんなメニューというか、考えられるメニューを提示していただいて、市民の方はどうですかというやり方ね。コミュニティバス1本だけで、コミュニティバスをどうのこうのではなくて、もちろんコミュニティバスは通勤・通学にも必要な方法だと思います。だから、公共交通の大きな枠組みの中で、ぜひタウンミーティングをしていただきたいと思います。

では、次の質問に入らせていただきます。

教員の長時間労働環境を踏まえた教育現場・教育のあり方の改善ということで、まず瑞穂市の小・中学校の先生の残業時間の状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 改めまして、おはようございます。

今、御質問のありました小・中学校の教員の残業時間の状況についてお答えします。

例年よく調査しておりますが、ことしは一番忙しい6月に市内の教職員の時間外勤務時間を調査しました。次のような実態があります。

調査対象教職員は全部で296名、調査結果をいわゆる過労死ラインの80時間で区切ってみると、80時間以上勤務した職員は296名中97名、80時間未満は199名でございます。これは全体の約33%、3分の1の教職員が80時間以上時間外勤務しているという実態が確認されております。

さらに言いますと、その97名のうち28名が100時間を超えております。前年度まではこういった調査を同時期に行っていませんので、比較は難しいんですが、愛知県と比べれば少ないと言えば少ないんですが、私どもとしましては、この4月から6月の3カ月の実態を調査し、3カ月連続で80時間を超えている職員がおります。これは全体の11%に当たります。人数で33名でした。この33名の多くが、教頭先生、教務主任の先生、若手の先生という特徴が出ております。

これらの実態を踏まえまして、夏休みに行っております学校への訪問の中で、例えば3カ月連続して80時間以上時間外勤務がある教職員、こういった方への個別の助言であるとか、若手の先生だけが遅くまで残業しないような配慮をしていただきたいかとといったことも含めて、指導・助言しております。

9月末には、また第2回のこういった調査をしていきたいと思っておりますので、継続的に見る中で改善状況を見届けていきたいと考えております。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） やはり多くの方がたくさんの残業をされておられる状況の中で、これは一体、残業時間がこんなに多くなっている理由は何だというふうに教育長はお考えですか。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 残業時間が多い理由でございますが、年間を通して言えることでございます。いろいろな項目に分けたときに、いわゆる教材研究、これに費やす時間が最も多く使われております。続いて、学級とか学年の事務、さらに分掌事務、いわゆる役割分担されている事務というふうな順番に残業時間が多くありまして、特に6月について見ますと、成績処理が入ってまいります。さらに中学校では、夏の中体連大会に向けた部活動、こういったものが加わって、時期的な理由による超過勤務というのがふえております。若い先生方は、どうしても同じ業務を与えても、時間を要するのが多くなります。残業時間がふえる傾向が今のところ見られるということがございます。

また、残業時間には入りませんが、自宅に持ち帰って仕事をする教職員も実はおります。いわゆる持ち帰り仕事というものがありますが、これも含めるとさらにふえると考えております。

教職員にとっての一番の働きがいは、子供たちの成長なんです。時間を費やして、試行錯誤しながら、精いっぱい子供たちのためにいろんな授業の指導方法を考えて、工夫して準備します。そして、その結果が子供たちの喜ぶ姿とか伸びた姿となってあらわれたときは、本当に教職員としてやりがいというものにつながるんですが、そういうところに魅力を感じて教員を目指してくれております。

しかしながら、議員御指摘のように、一方では子供たちのためだからというようなところで、

自分で無制限に何か時間をふやしていってしまう、そういった自分で多忙化をつくり出していってしまうというような傾向も見られております。このようなことが残業時間を今まで多くしてきたものと考えております。以上です。

[4 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4 番（鳥居佳史君） 今おっしゃっていただいたことはわかります。そして、本当に保護者からの要望とかクレームも多く、その対応とか、国は国で新たにキャリア教育を目指して、キャリア教育って難しい概念であれですけれども、先生はそれに対応せないかんと。あと、今、教育長もおっしゃいましたけれども、私のほうにも平成29年度の瑞穂市内の小・中学校教育活動の発表会開催の案内が来ています。各小・中学校でいろんな研究発表会があります。今、教育長おっしゃったようにこの準備とか、多分以前と比べて、子供たちの本当の教育の現場でかかわれる、子供と接する以外の時間を費やさざるを得なくなったという国の指導とか方針とかがあると思うんですよ。

ぜひ教育長も、瑞穂市の先生についてはある程度教育長の力量で、もうこれは子供たちにとっては余り効果がプラスにならないようなことは、極力減らすようなことを考えていただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） いろいろと御意見ありがとうございます。

先ほどもお話ししましたような教材研究とか学級の事務といったものは、子供たちに対するよりよい指導という上では欠かせないものでございます。

教材研究というのは、もう少し簡単に言いますと、1時間の授業をどうやって進めましょうかということで、進め方とか資料の準備をしております。質の高い授業を行っていこうとしますと、どうしても外せないものでございます。義務教育に求められる質というものを維持・向上していこうとしたら、教材研究に費やす時間は、やっぱり減らすということはなかなか難しいなあと考えておるところはございます。

ただ、そればかりを言っておられませんので、いろいろと今市のほうでは手を打っておるところでございます。その事例を1つ、2つ御紹介させていただきます。

まず、市の教育委員会では、ことしの4月に、独自に瑞穂市小中学校教職員多忙化解消4カ年計画というものを立てました。これはほかの市ではつくっておりませんが、うちの職員が一生懸命考えて、私が話したことをまとめて、このような形で各学校にも配っております。こういったものをつくって、これの狙いはこれにありますではなくて、教師一人一人がいわゆる学校のスリム化を考え、働きがいのある職場をつくり出す、そういうことができるように、自分の問題として捉えるような、そういう願いでつくっておるところでございます。

学校もそれぞれの学校の特徴に合わせて取り組んでおりますが、市の教育委員会が行っております実践例としましては、4月から毎週金曜日をノー残業デーとさせていただきます。これは前回の議会でも答弁させていただいたものでございますが、各学校の様子を見ますと、金曜日に早く帰る職員はだんだん定着して、ふえてきておる傾向は見られます。

また、これも前に答弁させていただきましたが、8月10日から15日までは学校閉庁日ということで、学校に日直も置かないというのを取り組んできております。

教職員に感想を聞きますと、連続して休暇がとれた、非常に安定した気持ちでリフレッシュできたという声も聞いております。こういった声を大事にしながら、先生方のさらなる声も聞いて、今後も工夫・改善していきたいと考えております。

例えば学校閉庁日も、テレビ、新聞等では、ことしは横浜等でもやったとか、いろんなところでやっているような情報も聞いております。本当にその期間がよいのかとか、学校によって若干ずらせるような融通性は持たせることはできるのかとかといったことも含めて、今後考えたいというふうに思っております。

また、本年度に予算を議会で承認いただいた電子黒板でございます。これを早速中学校で、この夏休みに入って、職員が研修でよく活用方法を考えてやってくれておりますが、まだ2学期が始まって半月わずかなんですけど、中学校を訪問しますと、ほとんど毎時間、授業のどこかで使っております。稼働率が大変高く、子供たちの声も、本当に見やすいとか、よくわかるという声も聞き始めております。この電子黒板を活用することで、先ほどの教材研究に費やす時間が減ったという声も先生方からは聞こえ始めてきております。もっともっと先生方がこの電子黒板の活用のノウハウを身につければ、教材研究に費やす時間も減らせるのかなあと期待しておるところでございますが、いろんな面で検証しなきゃいけないということも考えております。

また、9月8日には教育委員会と校長会の懇談会というのを初めて設けました。本当に膝を突き合わせて、我々教育委員会は今こんなことを考えて来年度に向かおうとしているが、どうか。校長会としては、一人一人の校長先生が学校の実態を踏まえて、今解決すべき課題は何か、そして教育委員会が考えていることについてどう思っているのかということの意見交換を2時間みっちりやりました。休憩をとりたいという声もなく、非常に生の声を聞きながら進めることができました。これは瑞穂市だからできる、10人の校長だからできるいい方法だと思って、今後も続けていきたいと思っています。

この中では多忙化解消の話題も出ました。具体的には、例えば北方町さんが行ってみえる業務アシスタント、これについて必要かという声、こういうテーマでも話をしましたところ、現時点では要らないという校長先生方の御意見でした。それ以外に何かできないか。例えば校務支援システムというのがありますが、これは導入できるのだろうかというような検討を、今、

考え始めているところでございます。あるいは、タイムカードで職員の出退勤を調べておりますが、学校によってあるところとないところがございます。あるところはタイムカードをこうやって入れておきますが、出勤・退勤時間を調べるんですが、毎月そのカードを見て、教頭先生が全部また入力し直します。これも大変な作業だと思っています。これも市内統一して、うまくできる方法はないかなあという、そんな話し合いもできたところでございます。

私どもは、もう一つ、こんな制度も利用させていただきました。本年度、文部科学省が学校業務改善アドバイザー派遣事業というものをやっております、私どもも応募させていただいて、業務改善のアドバイザーに来ていただきました。その方には、今後、学校の業務は、教材研究という大きなくくりじゃなくて、もっといろいろ細かく洗い出して、ほかのところに委託できるもの、お願いできるものは何かというような洗い出しをして、アドバイスをいただけるようなことを今後考えていきたいなあということを考えております。

いずれにしても、働きやすい環境づくりを教育委員会は学校と一緒に考えていきたいという願いを持っております。

最後になりますが、幸いなことに、瑞穂市の小・中学校の教職員で、今、いわゆる心の病で休んでいる先生は一人もおりません。こんな市町はほかにないと、私は本当にうれしく思っておるところでございます。今後もより一層働きやすい学校づくりを教育委員会は進めていきたいと考えております。

長くなりました。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） いろいろ考えていらっしゃるようで、何とか進めていただきたいんですけど、ただ、学校閉庁日をふやすとか、ノー残業デーをつくるとかというのは、もちろんそれだけではなくとおっしゃいますけど、やっぱり最初に言ったように、どうしても国からとか、いろんな発表会とかをやらないかんというような部分で、校長会で皆さんで話し合って、瑞穂市はやめようかというぐらいの、かなり大なたを振るうようなことも皆さんに議論していただいて、ノー残業デーで減らすというよりも、実質、子供とかかわる以外の時間を減らすようなことも議論していただけたらなあと思いました。

じゃあ、次に移らせていただきます。

生活に困窮する児童の学習支援事業についてですけれども、この夏休みに社協が実施したみずほ夏休みわくわくスクールの実施がありました。この状況を私も見させていただいて、評価できる内容だったと思います。しかも、8つの事業所の方がボランティア的にかかわっていて、多くの方が協力していただけたという状況はいいと思いますけれども、今後の社協への体制等はどのようにお考えですか。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 鳥居議員の生活困窮に係る児童の学習支援の御質問にお答えいたします。

社会福祉協議会が夏休みに行いましたわくわくスクールとして学習支援事業を行いました。市が今年度どのような対応をしようかというふうに考えていたところ、社協がやってくれたことに、本当によくやっていただいたと思っていますし、昨年、市が行いました任意的な事業を引き継いでもらえたというふうに考えています。

今回の学習支援は8月コースと9月コースということがあり、現時点では成果と課題は把握をしておりません。

この後、社会福祉協議会には、この2年間の試行的・モデル的な結果を踏まえて、来年度から本格的に生活困窮の子供への学習支援事業を市から委託をして、実施をしていただけるように考えています。

以上で答弁とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） 学習支援の今回加わった子供たち、生活困窮者という部分で、社協のほうは社協のほうで持っている情報から募集されたということだと思いますけれども、例えばひとり親家庭とか、やっぱりそういう支援が実際に必要な家庭、お子さんというのはもっと広くいらっしやると思うので、そういう方も参加できるような方法というのはどうなんでしょうか。社協と協働してやるというのはいかがですか。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 今後の取り組みにつきましては、この議会の補正予算にも提案しております学習支援事業の委託料で396万6,000円というのがあります。この議会の議決後、子供の実態調査のアンケートを行い、瑞穂市における貧困の子供の状況を把握して、支援をするような計画を進めています。

国のほうでは3つの方向性というのがあり、1つはひとり親家庭の子供の学習支援、2つ目は生活困窮者への子供の学習支援、3つ目は学習がおくれがちな子供に学習支援を行うということになります。これらを総合して推進して、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していけるような社会を目指していくということで、これは言うまでもございませんが、瑞穂市の第2次総合計画の中にある将来像、誰もが未来を描けるまちにつながるものでございます。

そのためには、貧困の子供を対象に絞った事業がいいのか、どのような子供を対象にする事業がいいのかということを考えていかなければなりません。

公的な社協へ委託する学習支援は、生活困窮者の子供の学習支援として、福祉部では、ひと

り親家庭における学習支援を民間のNPOの活力をかりるような形で区分するようなことも必要ではないかと考えています。

それぞれの利点と欠点を考慮しながら今後の計画策定を進めていくということで、現状では必要とされている子供に行き渡るようなことができていませんので、スピーディーに調査を行い、方向性を決めていきたいというふうに考えています。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） では、最後の質問で、協働推進課の設置の進捗状況についてお答えください。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） おはようございます。

組織につきましては、6月も一部御質問等がございました。

内部的には、昨年、職員のアンケートをとって、大体いろんな意見をまとめております。このまちが力強く発展するように、今現在ある問題点等を強化できるようにということで、危機管理、市民協働等も含めた組織の見直しを、またこの議会の後に最終調整をさせていただいて、皆さんにいろんな御意見をいただけるようにまとめていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） 設置の状況がはっきりとよくわからなかったんですけども、つくられるか、つくられないか。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 5万人のまちでございますし、課の名前を市民協働課とそのままにするかどうかは別にしまして、危機管理や市民協働に力が入られるような体制を整えていきたいと思えます。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） それは来年の4月からというイメージでおられますか。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 今、調整をしておりますので、何とか来年の4月からということで、12月の議会に御提案ができたらと思っております。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） どうもありがとうございます。

以上で質問を終わります。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、4番の鳥居佳史君の質問は終わりました。

続きまして、5番 小川理君の発言を許します。

小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

質問項目は、4項目にわたって通告をいたしております。

まず核兵器禁止条約について、市長にお伺いをしたいというふうに思います。

ことし7月7日に、国連加盟国、193カ国でございますけれども、3分の2の122カ国賛成で核兵器禁止条約が採択をされました。

瑞穂市は、2010年に非核・平和都市宣言を制定しております。そして、それに基づく平和推進事業も行われてきておるわけでありましてけれども、この瑞穂市の市長として、核兵器禁止条約の採択に対してどのような所見を持っておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

以下は質問席にて行わせていただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 皆さん、おはようございます。

ただいま小川議員の御質問がありました核兵器禁止条約についての御質問にお答えいたします。

終戦から70年以上たった今もなお、戦乱や紛争が絶えない昨今の不安定な世界情勢に、核兵器を廃絶すること、平和を礎として世界が発展することを私たちは願い、訴え続けなければならないと思っております。

核兵器の廃絶は、今を生きる私たち、後世を担う子供たち、また生きとし生ける地球上の生命全ての共通・恒久的な願いであります。いかなる理由でありましても、核兵器を使用することは非人道きわまりない結果をもたらします。議員御承知のように、広島、長崎で起きた核兵器投下による残虐な歴史は、二度と繰り返してはいけないと思っております。

瑞穂市は、議員から今お話がありましたように、平成22年に制定した非核・平和都市宣言を皮切りに、瑞穂市平和推進事業を通じ、核兵器の廃絶と恒久平和を市民の皆さんに訴え続けております。

今年度は瑞穂大学とタイアップし、8月20日に瑞穂市平和推進事業「みずほ平和の祈り2017」を、戦場カメラマンのジャーナリストの渡部陽一さんをゲストにお迎えし、世界の紛争地域で取材を続け、戦場の悲惨な状況を肌で感じ、そこで暮らす人々の生きた声に耳を傾け、極限の状況に立たされた家族と過ごした経験を、「家族の絆」と題しまして講演をしていただいたところでございます。

講演では、私たちが日本で生活するにおいて毎日送っている当たり前の日常は奇跡であることについて触れられました。改めて日々の幸せに感謝するとともに、恒久平和を願う思いと、講演中に語られました戦争の犠牲者はいつも子供たちであるという悲痛な事実から目をそらすことなく、72年前の悲劇を二度と繰り返させないと強く願った次第でございます。

これからも人類共通の願いである世界恒久平和の実現に向けて、考え、願い、平和への思いを広く市民の皆さんと共有しながら、一步ずつ進めてまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私、市長として所見をお伺いしたいと言いましたけど、答弁していただけますか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 小川議員さんが議員になられる以前のことでございますが、非核・平和都市宣言ということで、ほぼ満場一致で、これをとにかく都市宣言しようじゃないかというところから出発したわけでございまして、今この中であって、いろんな横のつながり、そういった中にありましても、核兵器を何とかしなきゃいけないんじゃないかということで、さまざまな議論が交わされている次第でございます。

そういった中からも、やはり核兵器、特に今は北朝鮮からのミサイルの問題もございしますが、真剣にそういった核というもの、特に兵器ということについては、真剣に私たちは姿勢を正しくして、困ったことだということで、非核・平和都市宣言を進めていきたいと思っておりますので、そういったところは小川議員と変わらぬぐらいの熱い気持ちでやっておりますので、そこら辺をよろしく御理解のほどお願いいたします。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私は、この核兵器禁止条約は、人類の歴史上初めて核兵器は違法だということを条約の内容とした画期的な成果だというふうに思います。けれども、皆さんも御存じのように、日本の政府は、唯一の被爆国でありながら、また憲法第9条を持つ政府でありながら、この核兵器禁止条約に参加をしない、また署名もしない、こういう態度でございすけれども、私はこの日本政府こそ核兵器廃絶の先頭に立つべきだというふうに考えております。ぜひ市長におかれましても、国がそういった役割ができるよう働きかけを行っていただくということを申し上げておきたいと思っております。

続いて、就学援助の拡充について教育長にお尋ねをしたいというふうに思います。

就学援助の受給者は、さきの6月議会でございますけれども、受給者は131人と答弁がござ

いました。この受給者は周知方法を改善してふえておると、こういう答弁でございましたけれども、しかしながら26年度の文部科学省の調査を見ますと、全国の就学援助の受給者の割合は15.39%です。約7人に1人が就学援助を受給しておるということですね。岐阜県はどうかといいますと、約その半分の7.64%となっております。では、近隣の市町がどうかと、こういう状況を見ますと、本巣市が4.86%、山県市は7.80%、北方町は15.5%、こんな状況になっておるわけです。

そこでお伺いをしますけれども、瑞穂市の就学援助の受給者、この割合といいますのはどのようなようになっておりますか、お伺いをしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） おはようございます。

今の小川議員の就学援助の拡充についての御質問に御説明させていただきたいと思います。

就学援助については、昨年度の3学期より、各学期の始めに案内文書を配付させていただきました、小・中学校在籍児童・生徒全体に周知を図っております。強化しております。

5月末現在では131人の児童・生徒が対象でありましたけれども、毎年6月に市民税の課税状況を更新するんですね。前年度、前年度と切りかえます。それで、同時期に就学援助の基準であります保護者等の所得課税要件を見直したところ、6の方がちょっと要件に当てはまらないということになりましたので、9月1日現在では、今は対象者が126人になっています。

今の御質問で受給割合についてということでございますので、現在、児童・生徒数の合計は5,073人でございますので、瑞穂市の受給割合としては約2.48%になっており、近隣市町と比較すると低い割合となっております。

今後また案内文書などを定期的に、小まめに配付させていただいて、趣旨をわかっていただいて、就学援助対象者への周知を図っていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今、答弁をしておられましたけれども、126人で2.48%、こういうことですね。私はこの数字を見て、改めて驚くわけです。なぜかといいますと、就学援助の制度といいますのは、子供がいる家庭で経済的困難にあるときに、学校に係る費用を市町村が支給する、こういう制度なんですね。ですから、この瑞穂市の今の2.48%というのは、本来支援が必要な子供に届いていない、こういう実態を示しておるのではないかなあということを改めて思うわけです。

昨年の12月議会でございますけれども、私の一般質問の中で、教育次長はこういうふうに答弁をされております。瑞穂市には他市のような生活保護基準の1.5倍などの認定の収入基準が

ない。今後については基準項目を検討して要綱を見直すと、こういう答弁でございました。

そこで教育長にお伺いをします。

就学援助の要綱の見直しというのは一体いつ行われるのか、答弁をしていただきたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 当市の就学援助につきましては、所得要件による市民税所得割額の課税状況を基準として、あわせて児童扶養手当の受給者であることや、別に国民年金の全額免除等の状況などによって判断しておりまして、対象者を決定しています。単純に所得だけではなくて、いろんな家庭の状況なんかがあって、国民年金の免除だとか、国保の免除だとかがあるんですね。そういう激変的なものも、うちの基準としては入れているということなんですね。基準としては、他市町との若干の違いはあるんですけども、今の明確な基準のもとに対応しておるといって状況でございます。

就学援助が必要な家庭に必要な支援を行っていく必要があると考えておりますので、基準・要綱についても常に見直す姿勢は大切にしていきたいと考えておりますが、現在、就学援助の内容としましては、学習費や給食費の全額援助などですね、瑞穂市は。他市町と比較しても手厚い援助になっているということもございますので、まずは現在の要綱によって周知を徹底するというのを続けていきたいと考えております。

また、国の動向も見ながら常時検討はしておりますので、状況はつかみながら考えておりますので、お願いしたいと思います。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今の答弁では、収入の認定基準の見直しは行わないと。現状のままでいくという答弁でしたけれども、私はそれで果たしていいのかと。本当に支援が必要な子供たちに支援が届いていない。就学援助を受けている児童の割合というのは2.48%で、近隣市町と比べても極めて少ない。これは昨年12月の教育次長の答弁でもされておりますわね。なぜ要綱をそういったところから見直さないんですか。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） ちょっと繰り返しになりますけれども、現状の要綱では、単純に所得というのではなくて、いろんな家庭の状況というもの、国民年金だとか国保の状況、減免だとかということで、状況、いろんな事情も含めたうちは基準となっているということがあります。ですから、単純に所得だけではないというところがあるということと、それから学習費や給食費も基準があるんですけども、全額出しているという状況になっておりますので、そういう点で充実はしているというふうに理解しております。

ただ、国のほうの考え方もいろいろまた変わってきていますので、その辺はまた照らし合わせながら、現状と余り乖離しないかどうかということ、助けてあげるべき方を助ける、極力困窮されている方に対して手を差し伸べるといふ、特化したといふか、そういう濃いものになっているというのが現実でございます。何とぞ今は御理解願いたいなというふうに思っております。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私は、やっぱり改めてこの収入の認定基準の検討を求めたいというふうに思います。余りにも今の子供たちの貧困に対して冷たい、そういうふうに申し上げておかなきゃならないというふうに思いますので、この就学援助の抜本的な拡充、収入基準の見直しをぜひしていただきたいと思います。

次に、入学準備金の支給でお尋ねしたいと思います。

入学準備金の単価が、本年度から小学生も1人4万6,000円、中学生は4万7,000円、前年比で倍になっております。国は要綱を改定して、就学予定者を追加して、これによって中学校への入学前のみならず、小学校の入学前にも支給が可能になったわけでございます。

瑞穂市の就学援助の要綱には、そもそもこの入学準備金の支給という項目がないんですね。昨年、これもまた12月議会で、教育長の答弁でございましたけれども、導入している自治体の制度を参考に基準を見直し、要綱の整備を進めたいと、こういうふうに教育長が答弁をされております。

入学準備金の支給について、要綱の見直しはいつ行われるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 3月議会及び6月議会でもお答えさせていただきましたが、当市では、まずは各中学校の制服等のリサイクル活動というのに力を入れております。対象者を新入生まで拡大して、本来必要な家庭に対し、必要なものが供給できるように取り組んでおります。前年度末には、女子生徒の制服を中心に、カッターシャツや体操服等を必要としている家庭に供給することができました。

対象者に対する援助としては、入学準備金としてではなく物品の供給による取り組みも重要でということ、皆さんの助けてあげたいなという思いをつなぐという形で、今はどんどん進めているという状況でございます。

入学前の準備金の支給につきましては、現在、実施が、御指摘のとおりありませんということなんですが、今後、国の考え方、まだ3月の末に出たばかりなので、基準等を鑑みて検討していきたいと思っています。

また、経費がかかることとございますので、財政の方とも調整させていただいて検討してい

きたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私、昨年12月の教育長の答弁を御紹介いたしましたけど、教育長がそこにおられますので、教育長から答弁をお願いできますかね。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 今、山本教育次長が入学準備金のことについて答弁させていただきましたが、考え方は中学校についてと同等でございますが、今、最後に申し上げましたように、国が改定しましたので、その状況を見て今後は進めていきたいというところに今努めてきておりますので、いましばらく検討の時間をいただきたいというふうに思っております。以上です。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今、国の状況と言いましたけど、私、その状況について少し御紹介をさせてもらいましたね。国のほうも要綱を見直して、これまでの入学準備金といいますのは、7月、入学してから2カ月半がたってから支給しておったものを、入学前でもよろしいですよ、こういうふうに要綱も改定しておるわけですね。しかも単価も引き上げておる。これが今の国の状況です。そういう点を踏まえて、検討をしておいていただきたいということを申し上げておきたいというふうに思います。

そして、ぜひ来年度から実施をしていただきたい。予算のことがあると言われましたけれども、私、今の子供たちの状況を考えたときに、本当に一刻の猶予もならない課題ではないかなあとしますので、ぜひそういったことを検討していただいて、行っていただきたいということを申し上げておきたいというふうに思います。

次の質問項目でございます。国民健康保険について、市民部長にお尋ねをいたします。

この国民健康保険は、加入者の多くの皆さんは所得の低い貧困と言われますけれども、こういう状況にあります。一方で、保険料が高いというのは構造問題だと言われます。これは決して私が言うわけではありません。こうした状況が全国市議会でも共有をされておるところでございます。

そこでお尋ねをいたしますけれども、平成28年度の1世帯当たりの平均の所得、また1人当たりの平均保険税はどのようになっておるかというのをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） おはようございます。

それでは、ただいまの小川議員の国民健康保険の状況というところでお答えをさせていただきます。

まず1世帯当たりの平均所得額でございますが、221万7,102円、それから1人当たりの平均保険税額でございますけれども、10万3,372円ということになっております。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今、答弁をいただきましたけれども、これは平成21年度、つまり7年前と比較しますと、所得は大幅に減っておる、こういう状況が言えると思いますし、一方で保険税はどうなったかといいますと、平成21年の1人当たりの平均保険税は6万8,000円で、平成28年度は今答弁がありました10万3,000円で、これは保険税が3万5,000円ふえて1.5倍になっておると、これが現状だというふうに思うんですね。

そこで、次にお尋ねをしたいというふうに思います。

所得200万円の夫婦と子供1人の場合ですけれども、これは固定資産税8万円というふうにしますと国保税は幾らになるかということですのでけれども、年額で36万4,000円になります。保険税が所得に占める割合といいますのは、18.2%になります。1カ月の収入で見ますと、約1.4カ月分が国民健康保険の支払いで消えてしまうわけなんですね。

ですから、私はこの負担というのは、支払い能力の限界を超えたものではないかというふうに思いますけれども、どのようにお考えかというのをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） まず、所得200万円の御夫婦、これはともに40歳以上と仮定をさせていただきます、子供さんがお1人、それから固定資産税8万円をお支払いいただいている場合ということですが、医療分といたしまして、国民健康保険の計算には3つの費目がございます。医療分が22万100円、それから後期高齢者の支援分7万3,300円、介護分といたしまして6万7,900円で、年額の合計で36万1,300円の国民健康保険税ということになります。議員おっしゃるように、これが200万円の所得でございますので、所得に振りかえる前の給与の年収ということで考えますと約310万円ということになりまして、議員おっしゃるように1.4カ月分ということになります。

負担の度合いにつきましては、世帯の状況ですとか考え方によって捉え方はさまざまでございますが、御理解いただきたいというふうに考えております。同様の条件で課税されておられる方につきましても、大多数の方は遅滞なく納めていただいている状況でございます。

なお、この税額でございますけれども、先ほど夫婦ともに40歳以上ということで仮定をさせていただきましたが、御夫婦がともに40歳未満である場合につきましては、介護分の負担がないために、負担していただくのは40歳以上、64歳までということに決まっておりますので、その負担がないこととなります。そうしますと、保険税の年額は29万3,400円となることをつけ

加えさせていただきます、答弁とさせていただきます。

[5 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私、今お聞きしましたけれども、その負担というのが支払い能力の限界を超えておるんやないかというふうにお尋ねしましたが、いろいろな解釈がございますというのは、ちょっといかにもうーんという感じですね、そう思います。やっぱり市民の皆さんがどのような生活をしておられるのか、そこに心を寄せるのが私は市の役割やというふうに思うんですね。

私、実際に、じゃあ今の国民健康保険の滞納世帯はどれぐらいあるかというふうなことで言いますけれども、国保の加入世帯は6,597世帯、そのうち滞納世帯は1,164世帯、これはことしの8月1日現在ということですね。したがって、加入世帯の17.6%が国保税を払えない。これは6世帯に1世帯の割合で国保税が払えていない、こういう現状がありながら、いろんな解釈がございますというような答弁は、私は到底理解ができません、そんなふうに思います。

次に、給与の差し押さえの問題ですけれども、国税徴収法で給与の差し押さえ禁止額というのが定められております。これはどのようなものか、答弁をしていただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） それでは、国税徴収法の給与の差し押さえ禁止額につきましては、法第76条第1項に規定がされております。そこで、給与等については、差し押さえ禁止額に相当する部分の金額は差し押さえをすることができません。

差し押さえができる金額は、給与等の額からこれから申し上げる3つの項目を禁止額として控除した金額の範囲に限られるということで、まず1つ目は、給与等から差し引かれる源泉所得税、それから市県民税、それに社会保険料、これに相当する金額で、2つ目には、滞納者につきましては一月に10万円で、その滞納者と生計を一にする配偶者及び親族につきましては、1人一月ごとに4万5,000円という金額が定められておりますので、これによって計算された額。それから、今申しあげました1つ目、2つ目の項目を給与から差し引いた残りの額から、さらに100分の20に相当する額を差し引いた額ということになります。

これにつきましては、給与を直接差し押さえる場合の差し押さえ禁止額ということで、そういった計算書の様式をつくりまして、確認をさせていただきながら事務を進めておるところでございます。

[5 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今、答弁をしていただきましたけれども、そのとおりだというふうに思います。

そこでお尋ねをしたいわけですが、ことし8月10日でございますが、Aさん、これは仮称というふうにしておきますけれども、住民税が滞納しておるといふ中、給料の手取り27万6,199円が口座に振り込まれました。その日に、唯一たった一つの通帳から給料の全額、そして残高496円、全て差し押さえられて、残金はゼロになっておるわけですね。

私は、こんな無慈悲なことがあっていいのかと。かつ、今おっしゃいましたけど、このような違法なやり方が許されるものかどうか、お尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 議員がおっしゃるように、無慈悲なことではございますが、まず先ほど申し上げましたのは、給与を口座に振り込まれたり、あるいは本人さんが直接受け取られる前の給与そのものを差し押さえる場合の限度額ということになります。

これが一旦口座に振り込まれた当日ということになりますと、預金の差し押さえにつきましては、今回のこういったケースの場合、即時での換価ではなく、処分を保留させていただいて、納税相談にお越しいただくなり、連絡をいただくということを推奨しているというところで、差し押さえにつきましては、その納税相談後に一部を解除させていただくようなことも行っております。そういった場合、当然全額を換価するのではなく、一部をお返しし、一部を市の税金として納めていただくというような方法をとらせていただいておりますが、このようなことがないように、極力、督促状ですとか催告書が届きました場合には、早目に窓口のほうへ、あるいは電話にて納税相談をお願いしたいと考えております。

なお、今おっしゃられたような事例につきまして、東京地裁の判例、近々でございますが、平成28年9月23日の判決日ということで判例が出ておりますので、御紹介をさせていただきますと、この場合は給与ではなく老齢年金の振り込み日に預金を差し押さえた事例でございますが、この差し押さえにつきましては、差し押さえを禁止する部分も含まれておりますけれども、給与あるいは老齢年金等が口座に振り込まれた場合には、かかる預金債権につきましては、差し押さえることのできない債権としての属性を承継するものではないと解されるということで、本件差し押さえ処分が差し押さえをすることのできない財産も含めてされたものであると言うことはできず、違法ではないという判例も示されておりますので、参考までに御紹介をさせていただきます、答弁とさせていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 最後の紹介はちょっとわかりにくかったのであれですけど、そこはまた次で議論をさせていただきたいというふうに思います。

私が今回御紹介をさせていただきましたAさんの場合で言いますと、給与が振り込まれたその日ですよ、先ほど言いましたけど27万6,199円全額押さえられてしまって、しかも残高が496

円しかないのに、それまで押さえてしまうというのは、私、これは憲法が定めておる第25条、最低限度の文化的生活を保障すると、こういうところからいっても明らかに憲法違反、やってはならないことだと思いますね。

これは給与そのものの差し押さえではないという議論もあります。つまり、預金口座に振り込まれたら、もうそれは資産だということも少しおっしゃっておりますけれども、それは今回の場合でいいますと、振り込まれたその日に給与を狙って全額押さえておるということは、明らかに給与そのものを狙ったことではないですか。そんな言いわけが通用するものではないということも申し上げておきたいと思います。

それから、納税相談に見えた方には、このAさんの場合でいいますと、差し押さえを停止されております。これも私は承知をしておりますね。しかし、私は、問題なのは差し押さえを行った行為そのものがどうだったのかと、これが一番の問題だということを申し上げているんですね。

ですから、先ほども国税徴収法に基づく差し押さえ禁止額が答弁されましたけど、それは差し押さえ禁止額を超えた差し押さえ、つまり法令に反する違法な差し押さえだったということをおっしゃるわけですか。極めてそれが濃厚だというふうに思います。

ですから、改めて、このAさんに行われた行為は私が指摘しているように法令に反するものであったと、このことをお認めになりますか。答弁をしていただきたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 先ほどの答弁で申し上げましたとおり、こういったケースの場合、判例などに頼らざるを得ないところがございまして、御紹介したとおり、東京地裁の判例では違法ではないという御判断が出ております。

そういったことを参考に事務を進めさせていただいておりますし、全額をまず差し押さえることに問題があるという御指摘ではございますけれども、当方としては、滞納者の方に対して、納税相談に来てくださいますとか、計画的なお支払いをしてくださいますという御紹介を申し上げても、極端な言い方をすると無視をされてしまっているような場合につきましては、やむを得ずこういった手法をとっているというところもございまして、御理解をいただきたいと思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） やむを得ずというふうにおっしゃいましたけど、私言いましたけど、憲法第25条で文化的な最低限度の生活を保障すると。そういうものを踏みにじって、そんな全額を押さえて残金がゼロって、こんなことはあり得ない。私、本当にそこはしっかりと法令に基づく徴収行政、差し押さえをやるとしても、そういったことを徹底していただきたい。今後そのようなことがないように徹底していただきたいことを改めて申し上げておきたいというふう

に思います。

次に、今、裁判の紹介がございました。この問題でいいますと、広島高裁の画期的な判決がありますね。これは市民部長も御存じだというふうに思います。私も議会でこのことも取り上げさせていただいて、既によその市町で、これに基づいて滞納整理、差し押さえの要綱、あるいはマニュアルを改定されております。

私がお尋ねしましたら、まだこの瑞穂市にはそういった要綱はないと。要綱一つもないんですね。ですから、何を基準にして差し押さえをするのかと。それは、これまでの経験なり、また職員の判断によるわけですね。そういったものではなくて、きちっとマニュアルをつくって行っていく必要があります。

その際には、やっぱり広島高裁の画期的な判決がありますので、それを踏まえて要綱を改定すべきだということを申し上げたところでございますけれども、ことしの3月議会では、市民部長は、瑞穂市の滞納整理マニュアルを整備していきたいという答弁がありましたけど、これはどうなったのかということを改めて答弁していただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 3月議会で私は、差し押さえに限らず、それも含めました徴収マニュアルの整備が必要だと考えており、未定稿ではございますが、私も精査をしておる途中でございましたけれども、原案を作成いたしましたということで答弁をさせていただきました。

その後、その精査を終えまして、一通りのものを作成し、現在は税務課の徴収担当を中心に活用をしているという状況でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ちょっと最後のところが聞き取りにくかったんですけども、もう一回。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 税務課を中心にこのマニュアルの整備を命じておりましたので、でき上がったマニュアルにつきまして、税務課の徴収担当を中心に活用をしているという状況でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） そうしますと、その要綱については、情報公開といえますか、市民の皆さんにも公開していただけるということですかね、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） こういった行政の部外秘的なものにつきましてですので、誤解を受けたり、そういったことがございますので、公開をする予定はしておりません。よろしくお願

いたします。

[5 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5 番（小川 理君） 誤解に基づく部分のない要綱を策定して、ぜひ公開していただきたい。
これは当然のことだと思いますね。

これだけ、ちょっと私が思うにいかがなものかという事例が相次いでおるわけですね。全額差し押さえてしまうようなことをやっておられるわけですから、私はそれを踏まえて、きちんと市民の皆さんにも差し押さえをするときにはこうやってやりますよと、この基準を示しておくということは当然必要だと思います。ぜひそれを公開していただきたいというふうに思います。

次に、最後の4項目に移らせていただきたいというふうに思います。

国民健康保険の都道府県化の問題について、お尋ねをしたいと思います。

県は、これまで2回の試算を行っております。昨年の12月、そして1月に行っておりますけれども、県はこの2回の試算について、ホームページで公開しております。

市は、そういった県がホームページで公開をしておきながら、議会に報告されておりますかね。されていないというふうに思うんですね。ですから、いつこれをちゃんと公表されるのかということをお尋ねしたいと思います。

また、この試算ということからいいますと、この8月にもされておりますね、実はね。ですから、これもあわせてちゃんと試算を公表して、それで議会で議論する、市民の皆さんにもこういったことをお知らせして、議論をしていただくということが当然のことだと思いますけれど、いつこれを公表されるのか、お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） ただいま議員から御紹介のありました県の試算でございますが、8月にも試算をされているということで、この第3回の試算ということになりますけれども、これにつきましては、県の説明会が9月13日に担当課長を中心に説明会がございまして、県はその際に、近日中にホームページにて公開する予定だということをおっしゃっておられたようです。

県が示しておりますこの資料につきましては、試算の前提条件や、それによって算定された試算結果を精査しまして、市の国民健康保険税の試算を含めた説明資料を作成の上、次回、10月下旬を開催予定としております第3回国民健康保険運営協議会にて御協議をいただいた後に、資料や協議結果につきまして、議員の皆様にもお示しをする予定としております。

また、運営協議会の会議録につきましては、要約版をホームページに掲載をさせていただいております。第2回につきましてはまでは公開をさせていただいておりますので、ごらんいただ

ければと思いますし、第3回は10月下旬の予定でございますので、できるだけ11月上旬ごろには公開をしていきたいと考えております。

それから、県の標準税率等を試算しておるということですが、これにつきましては、県が市に対して納付金を賦課してくるわけですが、その納付金の計算に必要な基準となる数値というところで、この保険料率等につきましてやられているということで、これをもとに、市が直接県の保険料率をもとに市の保険税率を算定するというものではございませんので、つけ加えて説明をさせていただき、答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私は県のホームページを見て、その試算結果を見させていただきましたけれども、これは法定外の繰り入れが含まれておりません。ですから、1人当たりの保険料を見る場合に、現行の保険料と比べてどうなのかという比較が必要であります。

27年度の1人当たりの健康保険料と比べますと、この瑞穂市は、2回目の医療費の格差を反映した試算を見てみますと、1人当たり1万円以上の値上げになる、こういうふうな結果になっておるわけですね。

これは瑞穂市だけではございません。42市町村のうちで、9市町を除く全ての市町村で保険料が値上げになる、こういう試算結果が出されておるわけですね。ですから、私、それはきちっと公表して、本当に議論をするということが必要ではないかなあというふうに思います。

しかも、県は法定外の繰り入れを今後計画的に削減すると、こういう方針を持っておられます。しかし、一般会計からの法定外の繰り入れを削減していくということになりますと、ただでさえ、今でさえ高過ぎる保険料がさらに引き上がる、こういうふうになっていく可能性が大変大きいというふうに思います。

そこで、私は市長にお伺いしたいと思いますけれども、県単位化によって保険料が値上げになるような県単位化というのは、少しもメリットがない、市民にとって何のメリットもない、こういうふうに思うわけですね。ですから、来年4月からの実施を見送れと、こういうふうに県に働きかけるべきではないかと思うわけですが、これは市長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 市長の見解を求められておりますが、一言、私のほうからも少し説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

国民健康保険の広域化、県単位化と言われておりますけれども、全国の都道府県と全市町村が、法律に基づき、基本的には昨年度から準備を行い、国の定めた日程により推進されております。

なお、第3回の試算は、国のガイドラインにより、平成29年度の国保事業納付金を算定したものでございまして、これは先ほど申しあげました市が県のほうに納める納付金の算定をしたものでございます。

医療費に関する情報は、平成26年度から28年度分を使用しているために、現在の医療給付の額と試算結果とでは異なる推測ができるというようなことがございますので、こういったことに関しましては岐阜県独自の調整を行うように、岐阜県国保改革対策検討会、これは担当部署の課長等で構成をしておりますが、その場でそういった旨を提案したいと考えております。よろしく願いいたします。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 次に、私は、この高過ぎる健康保険税が払いたくても払えんと、こういう状況があるのではないかということ質問してきたわけでございますけれども、なぜ保険税が高いのかということと言いますけど、これは1984年以来の国保の改悪と国庫負担の削減、それが根本問題だというふうに思うんですね。

1980年代には50%を超えていた国保の会計に占める国庫の支出の割合は、今では25%、こういうふうになっておるわけですね。だからこそ、全国の知事会でも、都道府県化に当たって、1兆円の公費の負担の投入を要望されております。結局3,200億円にとどまっておるわけですが、払える保険税にするためには、この国庫負担を増額するしか解決できないと思うんですね。ですから、改めて国に対して国庫負担の増額を働きかける、このことがとりわけ今は大事になっているんじゃないかと思っておりますけれども、その点でも市長にお伺いしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 済みません、事実確認というところがございまして、私のほうからも答弁をさせていただきます。

以前の一般質問でもお答えした内容の繰り返しというところがございましてけれども、今、全国知事会のお話でございましたが、全国市長会では医療保険制度改革に伴い、市町村の負担増を決して招かないよう、国の責任において万全の対策を講じることというようなことを含めて、そういったことを盛り込んだ国民健康保険制度改革に関する提言を作成して、既に市長会から国のほうに提出するなどして働きかけをしておることを御紹介申し上げて、答弁とさせていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ぜひ保険税の値上げを招かないように頑張っていたいただきたいなあという

ふうに思います。

最後に保険税についてお伺いしますけれども、資産割という算定の方法がありますけれども、資産割を廃止して3方式にするということが検討をされているように思います。

私は、この保険料の算定といいますのは、そもそも支払い能力に応じたものにしていくことが原理原則だと思うわけですね。応能負担の原則で対応すべきだというふうに思います。

全国知事会は、無収入の赤ちゃんにも課税する均等割、均等割といいますのは頭数でやるわけですね。ですから、赤ちゃんにも課税をする均等割というのは、子供世帯への支援に逆行する。こういうことで、その軽減措置の実施を図ることを求めておられます。

私はそこでお尋ねしたいと思いますけれども、応能負担を原則にして、均等割の軽減あるいは見直しが必要だと思いますけれども、市民部長にお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） ただいま提案がございましたけれども、まず収入のない赤ちゃんにも課税されているというところがございますけれども、収入のない赤ちゃんの医療費を誰が負担するかというところで、この子供を、赤ちゃんを養育する扶養義務者というところもございますので、社会全体であろうかという考えができるかと思えます。

平等割につきましては、加入者数が多い世帯の負担が過重になることを緩和するというような目的で採用されていると思いますけれども、当市の特徴であります若い世代が多いまちでは、集合住宅等が多く、核家族化の進行や時代の変化とともに、1世帯当たりの加入人数が減少傾向でございます。現在、国保の加入世帯6,684世帯のうち3,553世帯が、これは53%になりますけれども、1人世帯というような状況でございます。

今、御提案をいただいたようなことも一つの御意見として捉えさせていただき、そういったことも含めて、運営協議会にて御協議をいただきたいと思いますと考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今、運営協議会のお話がありました。私も傍聴させていただきまして、その中で委員の方がおっしゃっておられますのは、やっぱり子供世帯に負担がかからないようにしてくれと、こうおっしゃっておるんですね。そこを踏まえると、全国知事会が要望しておられるように、この均等割を見直して負担を軽減していくということが必要だというふうに思います。しかも能力に応じて払えるように、応能負担を原則に、この機会にこうなるということが私は非常に大事だというふうに思いますね。せっかく資産割を廃止して3方式にするということを検討されておるわけですから、改めてそういったことをぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。

最後に、私、少し時間がございますのでまとめさせていただきたいと思いますが、都

道府県化の問題については、決して保険税の値上げを招かないようにぜひ頑張ってください。改めて申し上げておきたいと思います。

しかも、その試算結果は、ぜひ早く議会にも報告していただいて議論することが私は必要ではないかなあというふうに思うんですよね。もう今でも遅過ぎるぐらい、もっと早くやるべきだということを思うんですよね。それを全然やってこられない。それは問題ですので、早くやっぱり試算結果を公表して、議会で議論できるようにしていただきたいというふうに思います。

それから、保険税の値上げにつながるとして懸念されておる問題が幾つかございます。先ほど法定外の繰り入れのことも言いましたけど、これを削減していくという計画ですと、保険税の値上げを招かざるを得ない。だから、これは行わないということで、ぜひ頑張っていく必要があるのではないかなあというふうに思います。

それから、国庫負担の問題も同様です。払える保険税にしていくためには、国庫負担の増額しかありません。そのことをぜひ強く訴えかけていただきたいというふうに思います。

それから、この間、保険者支援分、2015年からこれでもう3年になりますわね。国から来ている保険の支援分を活用されずに、繰り越しにして、そして基金をためる。これは国が言っておりますけれども、1人当たり5,000円の保険税を引き下げる効果があると言っておるわけですから、これを活用すべきじゃないですか。そして、私が先ほど申し上げました保険料の算定は応能負担、払える保険にしていくと、これはやっぱり原則でなければあかんと思いますね。

先ほど私、ある世帯の例を申し上げましたけれども、限界を超えていないかというふうに申し上げましたけど、さまざまな解釈がございますと、こういうことではやっぱり国保の改革というのはできないというふうに思うんですね。ですから、あくまでも応能負担を原則にして払える保険料にしていく、こういう立場に立って、ぜひ国保の改革というものを進めていくと、このことをお願いしたいというふうに思います。

それから、国民健康保険は、本当に保険証1枚でどこでも医療を受けられる、こういう皆保険制度で、すぐれた制度ですよ。これを守っていくということは、私は本当に地方自治体の果たさなきゃならん役割だというふうに思います。ところが、都道府県化になって、値上げが行われて、また滞納者がふえると、これでは決して安定化とは言えない。ますますその構造問題が深刻になるだけですので、ぜひ払える保険税にせよと、こういうことで頑張ってくださいと、こういうことで今は頑張りどきだということを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、5番の小川理君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。11時15分から再開をいたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時16分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

15番 若園五朗君の発言を許します。

若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 議席番号15番、新生クラブ、若園五朗。

ただいま議長の発言の許可をいただきましたので、一般質問を通告書に沿って行います。

傍聴人の皆さん、大変お忙しい中、傍聴に来ていただきましてありがとうございます。

議員提案として4項目の一般質問を行います。

初めに、9月補正予算について質問席より行います。

9月補正予算についてお尋ねします。

今回の9月補正予算は、一般会計7億2,674万4,000円、特別会計8,292万1,000円、企業会計137万5,000円、合計8億1,104万円の増額補正となっているところでございます。

一方、平成28年度瑞穂市決算書を見ますと、一般会計の場合、歳入は、予算現額と収入済額との差は約5億5,000万の金額でございます。歳出では、不用額として5億が記載されているところでございます。

それを踏まえまして、今回の9月補正予算は、主に公私連携型に移行する穂積保育所の仮設園の建設、債務負担行為補正の公私連携型穂積保育所整備事業でございます。牛牧第2保育所に整備する駐車場の土地購入費、（仮称）中山道大月多目的広場の基本計画作成業務委託料などが含まれております。

どのような予算編成で計上されているのか、お尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの若園議員の9月補正予算についての御質問にお答えいたします。

まず、予算編成方針につきましては、瑞穂市予算事務規則により、当初予算編成時に方針を示しております。

その当初予算編成方針の中で、補正については、緊急性、制度改正など、やむを得ない事由によるものとしており、また当初予算において、補正で対応するなど漏れがないように予算計上するよう指示をしているところでございます。

そこで、今回の補正予算でも、緊急性の高いもの、予算措置しないと時期を逸するもの、国や県の事業に伴うもの、また減額において契約差金があるものや、事業が終了し、不用があるものなど、各所管課より査定を行い、予算措置をさせていただきました。

その査定におきまして、今回の穂積保育所の公私連携型保育所への移行に伴う補正や債務負担行為については、平成29年3月に策定しました保育所整備計画によるもので、今後の保育所開発許可申請業務や仮園舎建設管理業務329万4,000円、その仮設園舎建設費6,129万4,000円及

び既設園舎解体などの予算3,119万9,000円などの予算措置をしております。

なお、民間保育所の公私連携型保育所は、建設費も運営費も、国の補助金や給付金などが私立の民間保育事業所に入ってくるようになっております。

また、牛牧第2保育所の駐車場の用地につきましては、地権者との交渉が調ったことにより、駐車場の用地代金2,512万5,000円を予算措置しております。

(仮称)中山道大月多目的広場の基本計画作成業務については、岐阜県消防操法大会も終わり、今後の広場活用のための基本構想計画を作成するため、700万円を予算措置しております。

そのほか、庁舎建設基金積立金1億円、繰り上げ償還でおおよそ2億5,100万円など、瑞穂市にとって緊急性のある事業や財政の安定化を図る予算を計上させていただきましたので、御理解を願います。

以上で答弁とさせていただきます。

[15番議員挙手]

○議長(藤橋礼治君) 若園五朗君。

○15番(若園五朗君) 今回の補正は、緊急性、制度改正などのやむを得ない事情を計上されていることは評価いたしますが、今後の歳出、議決すれば、入札の時期、予算等の関係上、全体を見渡していただきまして、関係部長、関係課長、企画財政課長のしっかりした行政運営をお願いしたいところでございます。

続きまして、待機児童問題についてお尋ねします。

平成29年8月9日付の岐阜新聞によりますと、待機児童は県内12名と報道されているところでございます。3歳未満児保育所の新設や、受け入れ定員をふやすために既設園の増設といった対策がとられているところでございます。

施設整備を上回るペースで、未満児を抱えている若い世帯が瑞穂市ではふえているところでございます。瑞穂市では、本年度では民間による小規模保育所の新設や、清流みずほ認定こども園の増設が計画されているところでございます。待機児童の対策はどのように進めていくのか、お尋ねいたします。

○議長(藤橋礼治君) 山本教育次長。

○教育次長(山本康義君) 若園議員の御質問に対し、御説明させていただきます。

8月9日付の新聞各紙に記載がありましたように、当市では施設整備を上回るペースで未就学児のいる若い世帯の増加とか、また3歳未満児を持つ母親の就労ですね、それから育児休業からの復帰等により、保育所のニーズがふえているのが現実になっております。

そのため、昨年度は別府保育所東館の一部改修により、3歳未満児保育室を拡大してきました。また、民間活力による小規模保育所「まめっ子保育園」の新設を行い、保育の受け皿の確保を行ってきました。

今年度は、清流みずほ認定こども園の増築と、本田小学校区に小規模保育所がまた1つ新設になります。待機児童の解消に努めているところでございます。

さらに、並行して平成31年4月には穂積保育所を、民間活力を導入した公私連携型として、3歳未満児の受け入れが可能となる保育所として開設するよう進めているところでございます。

加えて、現在、小学校区で保育所がないところが生津小校区にあります。その生津小学校区と、また牛牧第1保育所は古いんですね。3歳未満児保育ができないという牛牧第1保育所になっておりますので、ここを未満児保育ができる穂積保育所のような公私連携型に切りかえていくという考え方も今持っているところでございます。待機児童の解消に民間活力を導入して進めていきたいと思っております。

市は、各校区内単位で地域で子供を育てるという環境の醸成のため、自治会や校区連合会を通しまして、保育所建設に対する理解を深めていただけるよう丁寧に説明する努力を今しているところでございます。

また、民間事業者が培ってきた保育事業におきまして、公立ではできない新しいサービスを提供してくれるということがあります。公と民が連携して待機児童を解消していくということで今は進めているところでございますので、よろしく願いいたします。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 待機児童解消について、計画を立てて進めていることについて理解いたしました。教育委員会と確実に推進していくようお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

小・中学校の2学期制と3学期制についてお尋ねします。

全国及び岐阜県においても、小・中学校の2学期制、3学期制がございます。本巣市においては、小・中学校の2学期制を採用する方向で取り進められているところでございます。

瑞穂市においては、現在3学期制でございますけれども、今後2学期制にする計画はあるのか。2学期制、3学期制について、それぞれのメリット・デメリットの御説明をお願いします。今後も3学期制にする必要性についても御説明をお願いします。

教育長は、所信表明のときにコミュニティ・スクールを実施すると言われておるところでございますが、いつからこれを進めていくのか。来年度から取り進めていくのか、そのタイムスケジュールをお尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 若園議員の2学期制の導入、そしてコミュニティ・スクールの実施のスケジュールという、この2点についてお答えさせていただきます。

まず2学期制についてでございますが、これはさかのぼること平成14年度に、実は学校が完

全週5日制になりました。その後、2学期制を導入して授業時間の数をふやすこと、これによって学力向上を図る、そういった目的で2学期制を実施する学校が出始めました。

2学期制を導入している学校は徐々にふえてきましたが、全国的に見ますと、今は減少し始めております。例えば京都市は、平成30年度から全ての小・中学校を3学期制に戻すと発表しております。現在、文部科学省の調査では、全国で約20%の学校が2学期制を実施しているということです。

では、2学期制と3学期制については、どちらもメリット・デメリットがあるわけですが、瑞穂市が現在3学期制を実施している、このことについてお答えしたいと思っております。

3学期制は、いわゆる夏休みといった長期休みに間に挟んでそれぞれの学期があります。始業式や終業式がありますので、その区切りが明確になるというよさがあります。

しかし、始業式などの式が合計で年間6回になります。2学期制の場合は4回です。その分、授業をする日数が減るんじゃないかという課題がありましたが、瑞穂市の場合は、3学期制でも式の当日から授業をやっております。さらに、その日から給食も提供しており、午後からも授業ができるというような状況になっております。ということで、その課題は解決されて今おるわけでございます。

この2学期制というのは、どちらかといいますと中学校で導入が進んでおまして、生徒会活動が前期・後期というような仕組みから、スムーズに導入できたものと言えらると思っております。そのため、前期と後期の間に2日間ほどの休みを入れることが多くありまして、8月の終わりにから学校が始まる。式をすることもなく、唐突に授業が始まるというような印象がございます。そのことで、子供たちにとっては区切りがつきにくい、そういう印象が出てくるものだと思っております。

また、中学校の校区にある小学校ですが、小学校はどちらかというところ3学期制が多くございます。兄弟で小・中に分かれておると、学校の始まる日にちが異なるんじゃないかということで、家での対応も困るといった保護者の御意見もございます。

また、2学期制の中学校では、12月に進路決定をする第1段階が来るわけですが、この成績が実は前期の終わりの9月に出てしまっております。このことも、期間があき過ぎではないかという課題があります。

以上のこと、あるいは先日行いました校長会での懇談によって、瑞穂市では、現時点では3学期制でよいという結論に至っております。ただし、必要に応じて考えていきたいと思います。このことも、校長会と一緒に確認をしたところでございます。よって、今後も3学期制を継続していくという結論でございます。

もう一つのコミュニティ・スクールでございますが、これはことしの4月に法改正が行われまして、地域とともにある学校づくり、これの推進を一層図ることができるという仕組みでござ

ざいます。

以前は学校の活動を点検するといったような機能が前面に出ておりましたが、この法改正によって、どちらかという学校の教育活動を支援するというような仕組みに変わってきております。これは瑞穂市の教育の推進にとっては大変追い風になり、ありがたい組織だなあと考えております。

今後、瑞穂市の場合は、中学校区を1つのまとまりとしながらも、保育所から小学校まで全てを含めた地域での子供を育てる環境づくりを進めていきたいと考えております。具体的には、小学校も中学校もそれぞれで単位として取り組みをしたいと思っておりますが、今後、来年度のコミュニティ・スクール推進の基盤となる学校運営協議会を設置するために、本年度中に準備委員会を今立ち上げる予定となっております。以上です。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 瑞穂市に合った学校教育を教育委員会が学校と連携して進めていることを理解いたしました。今後ともよろしく願いいたします。

新年度の組織編成についてお尋ねします。

瑞穂市の第2次総合計画実施計画によれば、まちづくりの担い手育成として、今年度、（仮称）協働推進課の設置の検討をされているところでございます。さきの議会では、平成30年4月から設立されるとの答弁がございました。

瑞穂市においては、新庁舎建設、中山道大月多目的広場を含めた中山道の活用、JR穂積駅圏域拠点化構想、下水道事業などの重要プロジェクトを着実に進めるためには、責任を持って進める専門の部署、あるいは担当の設置が必要かと考えます。

そこで、（仮称）協働推進課の設置のみならず、専門部署などを加味した組織編成を思い切って実施するべきと提案するところでございます。

私が以前から提案しています副市長の2人制、課長・係長制の導入を実施していただきたいと思っております。このような大胆な組織編成が、瑞穂市の重要プロジェクトを実施する意気込みをあらわす絶好の機会かと思えます。

新年度の瑞穂市の組織編成にどのように重点を置いて検討されているのか、お尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 失礼をいたします。

ただいま御質問がありましたように、これからの大きな課題というのは幾つもあります。ですので、専門部署を踏まえたという御意見をいただきましたけれども、力強くこうした事業が進められ、まちづくりが進められるように、弱いところをしっかりと補強していくような組織体制にしてまいりたいと思えます。

特に防災を初めとする危機管理、市民協働、それから先ほどから医療費とか介護保険というお話がありましたが、本当にまずは健康でございます。そうした部門、また教育委員会での工事等の関係部署の統合などを含め、5万5,000人のまちに合った、そして力強い組織にしていきたいと思えます。

正職員、嘱託職員、日々雇用等の職員がおります。決して少なくはないと思っておりますので、みんなで力を合わせて、組織で見直せない部分については人事でしっかりと見直してまいりたいと思えます。

また、副市長の2人制というお話がございましたけれども、私と政策企画監で力を合わせて進めておりますので、今後ともよろしくお願いをいたします。

そして、係長制をとという意見もありますが、余り細分化することは決してこの体制にはよくないということを踏まえておりますので、組織の見直しということで、また皆さんに御審議をいただくということをお願いしたいと思えます。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 副市長にお尋ねしますが、先ほど鳥居議員からお尋ねがあったんですが、危機管理、市民協働課というのを来年度から設けるようになる考えを言われたんですが、そこら辺を簡潔に、新年度の組織について、ちょっと思いだけでいいので、あれば簡潔にお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 今の2つの件については、今現在、総務と企画でやっておる仕事でございますので、その部の中で今協議を進めております。

課をどのように設置するかも含めて、実行可能な体制にしっかりと整えていきたいと思えます。よろしくお願いたします。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 民間では人事部長が、組織・人事により、その会社の業績・利益が出るところでございます。今、採用試験もある程度の段階に来ておると思うんですね。そうなれば、瑞穂市が新年度にどれだけ職員を採用するかについては、もう腹は決まっておると思うんですね。そうなれば、ある程度の方向をしっかりと言うてもらうことが、やっぱり執行部の考え方、そして今言っている重要プロジェクトをどうするかということも含めて、しっかりと新年度の組織編成をお願いして、組織編成の一般質問を終わります。

続きまして、（仮称）中山道大月多目的広場委託料の内容についてお尋ねします。

平成29年6月、（仮称）中山道大月多目的広場の利活用の方法・方針はどのように考えてお

られるのか、一般質問を行いました。その後の進展、結果、進捗状況をお尋ねします。

中山道大月多目的広場の利活用については、子供たちの遊び場などの活用が見込まれるところでございます。平成29年度の9月補正の中には、活用内容にかかわる設計委託費が計上されているところでございますけれども、その委託内容は具体的にどのような内容か。また、どのようなスケジュールで進めていくのか、お尋ねします。

私の提案として、中山道大月多目的広場の周辺、菓南庁舎、図書館を結ぶ歩道橋の整備や、中山道と連携する一体的な利便性を勘案した中で、中山道大月多目的広場の活用を考えてはいるかがと質問しますが、よろしくお願ひします。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 中山道大月多目的広場につきましては、パブリックコメント、地元自治会からの要望書、また中学生による提案及び瑞穂市職員の検討会議等、各方面からの意見を基本として、整備方針を「いつでも誰でも利用できる芝生を中心とした公園」というふうに定めております。今年度に、整備基本計画とイメージの作成に向け、事務を進めております。

今回補正予算に組み合わせてもらった700万の業務委託の内容でございますけれども、現況の把握、敷地分析、計画内容の検討及び設定、イメージの作成、概算工事費の算出、意見を取り入れる手法、タウンミーティング等の実施等をお願いしているということでございます。

多目的広場の周辺状況も一体的な利便性を勘案しての御提案ですが、今回の基本設計には現況把握や敷地分析も含まれておりますので、提案される基本計画の内容を吟味して、今後、検討していくことになるかと考えております。現在も、教育委員会だけではなくて、都市整備部、企画部、総務部と連携をとりながら細かいところは進めておりますので、御理解願ひしたいと思います。

このスケジュールでございますけれども、今年度は公募型プロポーザル方式の提案型により業者を選定いたします。決定した業者の業務施行計画によって提案される公園整備の全体像がイメージしやすいように、イメージ図を示します。また、このイメージ図を提示させていただいて、市民の方から意見をもらう場を実施し、この意見も織りまぜて、調整して、イメージ図を固めていきたいと考えております。以上を29年度に行いたく、進めておるところでございます。

今年度固めたイメージ図をもとに、平成30年度につきましては、工事設計の本設計のほうを行いますし、31年度は工事着手というスケジュールで今進めているところでございます。よろしくお願ひいたします。

〔15番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 一刻も早く整備をしていただけるよう、予算を確保して、進めていた

だきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

観光の視点から考える中山道整備についてお尋ねいたします。

中山道を観光資源としていかに活用するかについては、（仮称）中山道大月多目的広場及び中山道沿い整備をするに当たり、小簾紅園の周辺整備、美江寺地区周辺整備、本田代官所跡地の整備と連携した提案をしたところでございます。

中山道全体の観光地化に向けた整備及び中山道整備事業調査・設計業務委託料329万円を28年度に実施されたところでございますが、29年度はどのような取り組みをしていくのか。また、平成30年度はどのような取り組みの計画があるのか、お尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 若園議員の御質問にお答えいたします。

中山道の整備計画については、3つの拠点をアピールし、各拠点の整備とあわせて、それらをつなぐ中山道周辺の景観の向上を図っていきたいと思います。

拠点の1つ目といたしまして、小簾紅園では、もみじの老木化の再生、植えかえ、園内看板の再整備、園内和式トイレの一部を洋式化、東側にあります休憩所内の改修については、皇女和宮遺跡保存会と相談の上、散策者への開放、それから資料展示をしていきたいと考えています。

2つ目の拠点となる美江寺宿は、美江神社を中心として、宿場町周辺の景観の向上を図るため、石畳・砂利をイメージした道路舗装や側溝ふたの取りかえなど、再整備によりイメージアップを図ることを考えております。

3つ目の拠点として、本田代官所跡を中心に、高札場跡から延命地藏尊までの本田地区の紹介を考えています。

このほかには、大月地内中山道沿線にあります市有地、市の土地でございますが、ここに休憩施設となるあずまやを設置し、芝桜等、カバープランツを使った道路のり面の景観整備を考えております。

今年度は小簾紅園のトイレの洋式化や、引き続き中山道案内サインの設置を進めていますが、今後は、岐阜県清流の国ぎふ推進補助金等を有効に利用し、財源の確保も検討しながら、事業展開を進めてまいりたいと思います。

中山道ぎふ17宿歩き旅2017のガイドブックには、中山道ぎふ17宿踏破のスタンプラリーや、ことしの小簾紅園での散策プログラムが紹介されており、皇女和宮遺跡保存会のもと、なお一層のPRに努めてまいります。

〔15番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 中山道の整備計画に沿って着実に進めてみえるところがよくわかりました。瑞穂市の観光資源、中山道の整備をお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

今後の農業振興地域内の企業誘致取り組みについて、お尋ねします。

平成29年6月議会において、農業振興地域内の企業誘致、改正農村地域工業等導入促進法及び地域未来投資促進法に基づく農業振興地域内の巢南の十七条、十八条、そして都市計画調整区域の朝日大学の南などの整備委託料による予算化がされました。

その後、進められた作業は、現在どのような状況であるか。また、今後、瑞穂市としてどのように運営をしていくのか、お尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 現在の市の取り組み状況についてお話ししますと、6月議会の補正予算によりまして、この業務をコンサルタントと業務委託契約を済ませ、企業誘致に向けた土地利用基本構想等の策定に取り組んでおります。

現在は、新たな工場用地の需要を把握するとともに、誘致企業のニーズに対応した工場用地の整備を目的として、全国、それから岐阜県、それから瑞穂市の企業の最近の動向を分析した上で、市内業者の中で規模拡大や移転する可能性が大きい業種を絞り込み、市内で立地している理由や新規に工場等を立地する上で重要視する要素、現在の計画や立地希望される地域、そのときの条件等のアンケートを対象事業者宛てに送付したところでございます。

今後は、このアンケート結果により、事業者の求める用地の規模及び統計による業種ごとの平均的な用地規模を踏まえ、瑞穂市での企業誘致用地の規模の検討を行います。

また、その想定企業の誘致用地規模をもとに、企業誘致用地の位置の絞り込みや土地のゾーニングの検討を行い、実現可能な事業手法により概算工事費の算出を行い、実施計画を作成していきます。

今回、6月の国の法律改正に基づきまして、農村地域工業等導入促進法の改正と地域未来投資促進法により、農地の土地の開発に対する規制のハードルが高かったこれまでの取り扱いが、この法律により、市内にまとまった規模の農地の企業立地への土地利用の転換の可能性が出てきたことや、地域経済を牽引する事業者による開発による土地利用に対する規制緩和が見込まれます。

こういった社会情勢の変化を捉え、市では、企業誘致可能な適地を選定した後、瑞穂市に合った進出企業のマッチング、土地利用者の合意を得た後に、各法律に基づいた実施計画書の策定をして、工業団地造成等、事業着手に向けた作業を進めていきたいと考えております。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 瑞穂市にとって、企業誘致は重要であると考えておるところでございます。一日も早く企業が誘致できるように進めていただくよう、次の質問に移らせていただきます。

岐阜連携中枢都市圏構想にお尋ねします。

現在、瑞穂市は、岐阜連携中枢都市圏構想への参画を検討しているところでございますが、瑞穂市にとって、岐阜地域広域圏協議会の構成市町と連携協約を締結することの是非を見きわめなければなりません。羽島市や各務原市は、岐阜連携都市圏のメンバーになっておりません。瑞穂市にとってメリット・デメリットはどのようなものがあるか、再度確認いたしたいと思っております。

私の提案として、子育て環境の充実。具体的には、瑞穂市における発達障害児、児童・生徒の子育て支援の充実をより図るためには、岐阜連携都市圏推進協議会との連携関係を深め、発達障害児を将来にわたって行政として支援する施設、自立していけるような支援をしていくことを連携ビジョンに盛り込んでいただきたいと思いますところでございます。

また、もう一つ、岐阜地域観光圏構想の充実を図る。自然、歴史、文化等、さまざまな分野で密接に関係のある近隣市町同士が連携し、観光施設や史跡等を回り、それを充実させることで市民への潤いを与えると私は考えています。

どのように考えておられるのかお尋ねします。答弁をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 議員の連携中枢都市圏構想についての御質問にお答えいたします。

この連携中枢都市圏構想とは、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略の重要施策として位置づけられているもので、人口減少、少子・高齢化に対応するため、圏域で核となる都市と、その圏域市町が連携をすることにより、地域活性化策や行政サービスを推進し、圏域を構築していくものであります。

そこで、今回、岐阜圏域においても、岐阜市を中枢都市とし、瑞穂市、本巣市、山県市、北方町、岐南町、笠松町の4市3町で連携をしていこうというものであります。

この連携は、岐阜市と連携する市町が、経済成長の牽引、都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上といった3つの大きな枠組みの中で、1対1の連携協約を議会の議決のもと締結し、圏域で中・長期のビジョンを策定していくというものであります。

よって、すぐに連携してメリット・デメリットがあるというのではなく、今後、圏域でどんな取り組みができるのかということ話し合い、圏域での将来構想をつくっていくというもので、まずは話し合いの場に参加していくということが市にとって重要なことだと考えております。

また、この連携は、連携する市町の裁量により、政策面で自由に役割分担を盛り込んだり、

盛り込まなかつたりすることができる柔軟な連携制度となっています。

ただ、メリット・デメリットということでは、この連携を進めるに当たって、以前から岐阜圏域6市3町で任意で組織している岐阜地域広域圏協議会の場を使って、この連携で取り組める事業の洗い出しを2年間行ってきております。

当市としましても、取り組みたい事業としましては、経済成長の牽引の分野では、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成を図るための岐阜地域産学官連携交流会など、都市機能の集積・強化の分野では、既存連携している2次救急医療体制の確保や、圏域の公共施設の洗い出しや利用状況の把握に向けた検討体制の構築など、高次都市機能の強化する事業を上げております。さらに、生活関連機能サービスの向上の分野における防災分野では、消防業務の広域化や広域避難体制の整備・強化、福祉分野では、医療・介護サービス提供体制、既存の病児・病後児保育、保育所の広域入所などを上げております。また、さらに教育や公共交通といった分野でも、教員研修や地域公共交通など、幾つかの事業を上げており、これから圏域に参加し、いろいろな情報をもとに、瑞穂市として事業に取り組んでいこうということでございます。

先ほども申しました既存の消防業務の広域化、2次救急医療体制の確保、小児1次救急体制の確保、病児・病後児保育、保育所の広域入所などについては、瑞穂市民の安全・安心につながる事業であるとともに、住民サービスの向上に深くかかわるもので、現在、多くの市民が毎日サービスを受けております。

特に消防業務については、今まで岐阜市へ昭和47年4月1日から穂積町が委託しており、信頼関係を築いてまいりました。合併後は、穂積町時代から築き上げた信頼関係と消防広域化の考えなどにより、巣南地域を含めた瑞穂市全体の消防業務を岐阜市へ依頼したところ、引き受けていただき、最終的に現在の方式の業務委託となりました。

瑞穂市と岐阜市の業務委託が他市の模範となって、消防広域化が進んでいる状況を鑑みると、引き続きこの連携中枢都市圏に入り、消防業務のさらなる充実やよりよいサービスを築き上げていくべきと考えております。

また、議員御提案の子育て環境の充実や岐阜地域観光圏の充実については、担当課と協議の上、検討していきたいと思っております。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 私も、圏域の観光資源を活用した今回の連携中枢を十分検討して、提携することをお願いいたしまして、次の質問を行います。

下水道整備につきましては、本田団地から下水道の要望書が出ております。下水道については、なかなか進んでいない状況でございますけれども、いろいろと建設については賛否両論がございます。地元の意見も十分、市の意見もそれぞれ十分聞きながら進めていかなければなら

ないと思いますが、そうした中で、今、下水道に対する環境水道部のどのような考えで、進捗状況、あるいは今後どのように進めていくのかお尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） それでは、若園議員の御質問にお答えいたします。

公共下水道の進捗につきましては、御質問のとおり、なかなか進んでいないのが現状でありまして、市民の皆様、特に何度も御要望をいただいております本田団地の方々には、本当に申しわけない思いであります。

今まで、下水処理場予定地の自治会長と、複数回にわたり話し合いや御意見を伺う機会を設けてきました。しかしながら、現在のところ、下水処理場の受け入れに関しましては御理解をいただけていないのが現状であります。引き続き丁寧な説明や意見交換を継続し、御理解をいただけるよう進めていきたいと考えております。

また、議員御指摘のとおり、岐阜県の市町村別汚水処理人口普及率が県下21市のうち最下位であることは十分承知しております。このことも踏まえ、先ほども申し上げましたが、引き続き丁寧な説明や意見交換を継続し、御理解をいただけるよう進めていきたいと考えております。

また、下水事業は、平成27年4月21日に都市計画決定を行っており、工事を複数に分けて行っていく予定であります。各世帯にことしお配りいたしました「わかりやすい瑞穂市の予算」にも掲載しておりますが、まずは本田団地とJRより南側の牛牧地区を第1期事業計画に定めまして、事業認可や事業計画の申請に向けて進めていくこととなります。その後、第2期以降につきましては、社会情勢を鑑みながら進めていきたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔15番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 下水道整備につきましては、今答弁がございましたように、早急に進めていただきたいと思います。

次の質問を行います。

JR穂積駅圏域拠点化構想の推進事業の成果と今後の取り組みについてお尋ねします。

駅圏域拠点化構想の委託料を組み、平成28年度から駅圏域拠点化構想を進めてまいりました。穂積駅圏域及び瑞穂市内での将来の位置づけ、駅周辺の現状把握、各視点から見た現状分析と課題抽出等により、ロードマップの計画が推進されたところでございます。

平成29年度のJR穂積駅圏域拠点化構想の取り組みについて、具体的に、地域活動、組織・人材育成などのソフト施策とハード施策を進めてみえたと思いますが、その成果はどうか。そしてまた、来年度に向けてどのような取り組みを進めていくのか、お尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 議員御質問の成果と今後の取り組みについて、お答えいたします。

瑞穂市 J R 穂積駅圏域拠点化構想は、平成32年度までの短期における総合戦略として、できることから徐々に実施し、地域及び圏域にかかわる人に駅周辺が変わるかもという認知・理解を広げていくことを目標に現在進めております。

具体的には、ロードマップに基づき、瑞穂市 J R 穂積駅圏域つ・つ・む構想推進プロジェクトチームによる議論や先進地の視察、誰もが参加できるワイワイ会議においてまちづくり計画の検討、第2回ほづみ夜市や街灯の設置など、30を超える施策を進めておるところでございます。

この成果は、年度途中ということもあり、評価はまだできませんが、産官学金労言などの業界の方及び公募委員で構成された瑞穂市総合計画等評価審議会が平成29年8月23日に開催されました。その中で、昨年度実施した J R 穂積駅圏域拠点化構想について評価が行われました。そこでの御意見は、1店舗の出店でも大変効果があった、ワイワイ会議が地域のコミュニティーとして発展してほしい、本事業を実施した市及び事業者が高い成果を残したと評価しているなどの御意見をいただいたところでございます。

このようなことから、J R 穂積駅圏域拠点化構想実現に向け、今年度も引き続きロードマップに基づき、交流、居住・住環境、駅周辺機能、にぎわい、交通などの分野の30を超える施策、特にまちづくり計画の立案を着実に進めていきたいと考えているところでございます。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 駅圏域拠点化構想を着実に進めていただくことをお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

みずほバスの運用について、お尋ねします。

現在、みずほバスの運営については、利用する市民から大変不便であるという声を聞いております。路線の改善や増便に関する強い要望を聞いておりますが、市として明確な方策が講じられていないことに、市民から厳しい意見が上がっているところであります。みずほバスの運行路線の再検討についてどのように考えておられるのか、以下の質問を行います。

1つとして、バス利用者数の傾向はどのようになっているか。今後、みずほバスの運行改善をどのように考えておられるのか、お尋ねします。

2として、穂積駅に係る乗降客の利用状況を分析した結果はどのようになっているのか、お尋ねします。

3番として、今後も転入人口がふえると予想されるから、人口増加に対応したバス路線の増便、時刻変更などは何年度から実施されるのか、お尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまの若園議員のみずほバスに関する御質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、みずほバスの年間利用者数につきましては、3路線の合計で、平成25年度が6万1,999人、平成26年度が6万3,600人、平成27年度が6万4,844人、平成28年度が6万8,311人と、毎年増加の傾向であることから、市民の足として確実に定着してきているものと考えております。

市民の声をどのように反映させるかにつきましては、市民の方からの要望のうち、みずほバスのルートや時刻表の改善要望など、すぐに対応することが困難なものにつきましては、次回のみずほバスの再編時に検討を行ってまいります。

今後のみずほバスの運行改善につきましては、利用者数は毎年増加していますが、地域状況の変化や利用者等からの要望に対応するために、昨年度実施した公共交通に関する住民アンケート調査やみずほバスの利用者ヒアリング調査の結果をもとに、より利用しやすいみずほバスへの見直しを現在検討しております。

次に、先ほどの利用者ヒアリング調査などから、みずほバスを利用している人の約8割は穂積駅にて乗降をしています。ただし、全体を穂積駅利用者とする、JR穂積駅圏域拠点化構想策定時の調査結果より、穂積駅までアクセスする交通手段は、自動車が50%、自転車が17%に対して、みずほバスは9%でありました。なお、この調査は、朝の通勤時間帯を避けて、帰宅時間帯の16時から20時ごろに行っておりますので、実際にはほとんどが自動車や自転車などで、みずほバスの割合はごくわずかであることから、公共交通への転換途中であるという考え方でございます。

先ほどの鳥居議員のときにもお話ししたとおり、3つの見直しの方針、すなわち1点目は、公共交通のカバーエリアをふやすためにバス停を増設すること、2点目は、バス停の増設や運行エリアの拡大に伴い、現在の3路線から4路線へと路線をふやすこと、3点目は、現在、穂積駅前を18時台発の便を、通勤・通学の帰宅時等にも利用しやすくするために夜間の増便をすることです。これらの3点の方針を踏まえたみずほバスの再編を来年の4月に行いたいと考えております。人口増加に対応するこの再編が、さらなる人口の増加につながるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 今回の答弁で、路線開設や運行数をふやすということでございますけれども、市民の乗降客もふえることですから、今後も市民の意見を聞きながら十分検討をお願い

したいというふうに思います。

次の質問を行います。

空き家対策について、お尋ねします。

瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略について、平成27年から31年までの瑞穂市の人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略5カ年計画の策定、17の事業のうち、上乗せ交付分として4,500万円をもらいました。

民間施設であるボウリング場を活用した地域活性化の拠点の創出や事業、空き家状況を調べました結果、利活用の推進状況について調査されていないところがございます。今後の利活用推進についてどのように考えておられるのか、質問をいたします。

市としてはどのように考えているのか、再度お願いします。以上。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 議員御質問の空き家の利活用についてお答えします。

瑞穂市では、昨年度、空き家候補の所有者約900人に対し、アンケート調査を実施したところ、約600人の方から回答をいただきました。

アンケートの項目はいろいろありますが、建物の今後の予定についてお聞きしたところ、賃貸したいという人はわずか12%でした。最も多かったのは、「売却したい」が25%、「特に利用の予定はなく、現状のまま維持したい」が20%、建物を解体して駐車場などに利用したい人が10%という結果でした。

また、空き家に対する市への要望をお聞きしたところ、「空き家の解体・除却に対する補助が欲しい」が34%、次いで「賃貸・売却の仲介先の情報が欲しい」と「有効活用に関する情報が欲しい」がそれぞれ24%でした。

これとは別に、昨年度、瑞穂市第2次総合計画に記載されております駅周辺の活性化の施策として、JR穂積駅圏域拠点化構想策定事業において、空き家・空き店舗活用コンテストのため、空き店舗や空き家の確保を目的に各所有者と交渉をいたしましたが、アンケート結果と同じような理由で、なかなか了解を得られませんでした。今年度も同様に、駅周辺の空き店舗・空き家の確保に苦慮しているところがございます。

議員御提案の動きは全国でも同様であり、全国973の自治体が参集し、空き家対策の全国協議会が発足いたしました。

また、国土交通省も全国版空き家バンクの運用を今年度検討されております。その内容は、自治体を決めず、移住を検討している情報は現状では届きにくいということが課題であることから、全国版では掲載物件の情報項目を統一することで、検索や比較がしやすくなるのとことごとでございます。

当市も空き家の利活用として、このような動きを注視してまいりたいと考えておるところで

ございます。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 先ほど政策企画監が申し上げたとおり、28年度の空き家所有者の意向調査からは、何らかの活用を希望している所有者が約半数であることから、利活用に関する適切な情報提供が重要であるということがうかがえます。最近ではさまざまな空き家バンクなるものが発足しておりますので、情報発信の場として、その利活用を考えていきたいと思っております。

市全体の空き家対策としては、ことしの3月に、法律、建築、不動産、経済、福祉、地域コミュニティ等、空き家に係る各業界の委員と関係行政機関の委員とで構成されます瑞穂市空家等対策協議会を発足しましたので、空き家等対策計画の策定を進めるとともに、特定空き家の認定により管理不全な空き家を減らす一方で、その利活用にかかわる方策についても、この空き家等対策計画に盛り込んでまいりたいと思っております。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） どの自治体も空き家対策については課題があると思っております。瑞穂市においても、いろいろな分野で人の意見を十分に聞き、空き家対策計画を作成していただきたいと思っております。国の動向を注視しながら進めていただきたいと思っております。

最後になりますが、公共施設の電気代についてお尋ねします。

9月7日の中日新聞によりますと、岐阜市が電力供給で中部電力と結んだ3年間の契約について、新電力会社と契約すれば安く済んだのではないかとということに住民男性が監査請求されたところでございます。

瑞穂市にとって、電力供給は中部電力と契約されていると思っておりますが、電力には低圧と高圧があり、それぞれ新電力会社と契約すれば、現在の電気代と比べて年間幾らほど歳出抑制がされるのか、お尋ねします。

また、比較・検討をした結果次第では、新電力会社への契約変更を考えておられるのか。今後、電気の自由化の中で瑞穂市として契約変更の余地はあるのかお尋ねします。さらに、そうであれば、今後どのように検討されていくのかお尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 議員御質問の公共施設の電気代について、お答えをします。

高圧電力とは契約容量が50キロワット以上、低圧電力とは契約容量が50キロワット未満を言います。高圧電力は高圧受電設備において100ボルトや200ボルトに変圧して電気を使うのに対し、低圧電力は電柱に設置してある変圧器で変圧された電気を使いますので、電気室が設けられている施設は高圧電力を使用しているということになります。

また、現在の電力供給の方法は、大きく3つに分類されます。1つは中部電力からの供給、2つ目は新電力会社からの供給、3つ目は新電力会社の仲介役となるエネルギーサービスプロバイダーからです。

当市は、まずは高圧電力のみの供給見直しを5年前から取り組み、中部電力やエネルギーサービスプロバイダーなどからの提案を受けておりました。そのため、従来どおり中部電力と契約を続けるのか、倒産時の対応に苦慮しなければならないが、電気代の削減効果が期待できる新電力会社と契約するのか、さらには通常入札を実施するより大きな割引額が期待できる契約をするために、エネルギーサービスプロバイダーと随意契約をするのか、これらの3つの電力供給方法について、電気代を含めたメリットやデメリットを整理しながら、電力供給先の検討を行ってまいりました。

議員御質問の新電力会社との契約を平成28年度の電力利用実績に基づいて仮に実施しますと、高圧電力契約をしている39施設については、年間約2,700万円の削減効果があることがわかりました。したがって、高圧電力に対する3つの電力供給方法について検討した結果、新電力会社からの電力供給が最善ということになり、今年度中の契約を目指して事務手続を進めているところでございます。

なお、市内には低圧電力で契約をしている施設が94ありますが、現在、低圧電力の見直しの検討は進めておりません。今後、高圧電力と同様に、低圧電力との契約の見直しを早々に実施し、歳出の抑制を早期に実現したいと考えております。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 梶浦部長の答弁の中で、新電力会社と契約すれば、高圧電力は年間2,700万円、低圧については94施設ありますけれども、今後十分検討しながらやっていくということでございますので、早急に実施していただきまして、市民からいただいているお金を、貴重な税金を使っているということを肝に銘じまして、早く実施していただきたいと思っております。

これで一般質問を終わりますが、そういう電気の自由化をうまく利用して、またほかの福祉施策等のほうに十分お金を利用していただきたいと思っております。

今回の質問は、9月補正予算について、4項目について質問いたしました。これに対する執行部からの答弁は、前向きな答弁をいただきました。適正な行政執行について御配慮をお願いしまして、一般質問を終わります。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、15番の若園五朗君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。13時30分から再開をいたします。

休憩 午後0時14分

再開 午後1時30分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

12番 広瀬武雄君の発言を許します。

広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） 議席番号12番 広瀬武雄でございます。

ただいま議長より質問のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、以下4点につきまして質問をさせていただきます。

その1は、うすずみ研修センターについて、また2番はプログラミング教育について、3番はミサイル発射情報に対して当市はどう対応するか、4番目は公共施設の借地について、以上4点の質問事項でございますが、それぞれの質問内容につきましては質問席から質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1番目のうすずみ研修センターについて質問をいたします。

かねてより、このうすずみ研修センターにつきましては何度も議会に御審議いただいたり、あるいは委員会で審議いただいたりしながら今日に至ってきた経緯がございます。しかしながら、今回、既に皆様御存じのように、本巢市におきましては指定管理者を民間に委託し直すということで、議会のほうもそれを可決しております。

そこで、過去このうすずみ研修センターなるものがどうしてできたのか等々も含めまして、平成8年の臨時議会並びに9年の議会における条例案の提出の当時の町長の御説明とか、議員の発言をつぶさに検証してみますと、根尾との交流ですね。当時の根尾村、今は本巢市ですが、根尾との交流をして緑豊かな自然と親しみある場所で研修の場を瑞穂市民、当時は穂積町の町民に提供したいという目的でこれが審議され、質問もほとんどなく、賛成討論ばかりで可決したという経緯がございます。

そのころのある賛成討論者の議員の発言の中にもありますように、やはり自然を親しみながら研修できる場、これを目的としてこの研修センターを設置することについては大変有意義であるというような発言がありました。もちろん、それによって多数決で可決されたわけでございますが、その後の条例の策定に伴う議会におきましては、じゃあどのようにそこまで行くのか、大変遠いけれどもどうするのかというような質問も出ていたようでございますが、樽見線があるからというようなことで、樽見線の割引もお願いできるからというようなことだったと推測できます。

しかしながら、それは過去のこととして、そのような経緯でこの研修センターが根尾村にできたことに対しては何ら疑義はありませんけれども、今申しましたように指定管理者が民間にかわるというこの節目を捉えまして、うすずみ研修センターの利用状況を調べてみましたら、ほとんど瑞穂市民は利用していない。当然、地元の本巢市の皆さん方、それからその他岐阜市を初めもろもろの市町の方々の利用が多数を占めておりまして、肝心かなめの瑞穂市民はほと

んど利用がないという現実がわかりました。

それを見ますと、ある方にも申し上げたんですが、瑞穂市は根尾に別荘を抱えているという感覚ではないかなあと。いわゆる所有者は瑞穂市であっても、空き家同然で、近隣の方々に利用していただいていると、そういう近隣の市町に対する貢献度が多いという評価はあったとしても、瑞穂市民にはほとんどその意義がないと。当初の議会で可決されたときのその目的も達せられていないと。唯一、1つは温泉の割引があるということですが、それとても相当な金額と解釈するか、この程度かという解釈は人それぞれによって違ってこようかと思えますけれども、この辺を含めまして、ここ数年の利用状況につきまして、まずもって山本次長より御答弁をいただきたいと思えます。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今、うすずみ研修センターの利用状況についてをとということですが、24年から28年までの5年間について、ちょっと説明させていただきたいと思えます。

24年度、瑞穂市の方は利用はゼロでございます。25年度は60、26年度はゼロ、27年度は53、28年度はゼロというふうになっています。

本巢市におきましては、24年度は248人、そして25年度が212人、26年度が381人、27年度が344人、28年度が390人という状態です。

その他にいきます。その他のところは、24年度が208人、25年度が204人、26年度が193人、27年度が321人、28年度が352人になっております。

合計でいまして、24年度は456人、25年度は476人、26年度は574人、27年度は718人、28年度は742人ということで、少しずつふえているという状況になっております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） 事ほどさように、私が申し上げた部分と重なりましたけれども、瑞穂市の市民の利用状況は、今次長は60とか53という表現でございましたが、1団体でございまして、件数に捉えると平成25年は1件、27年は1件で、あとの年は全部ゼロでございます。23年、22年、21年、20年と調査しておりませんが、多分その年もほとんど瑞穂市民は使用していないと、こういう現状かと思われまます。

そこで、そういう現状を踏まえながら、この施設を維持していくのかどうか。この際、本巢市議会も指定管理者をかえるということを決めたことを契機として、この際、本巢市にもらっていただくというところとちょっと表現が悪いんですが、無償譲渡したらどうかという提案をするわけでございます。

なぜならば、今は聞くところによりますと保険料程度しか負担はしていないそうですが、建設以来20年たっているんですね。20年たちますと、皆さんのおうちでもそうですが、何らかの形でリフォームせざるを得ない。ましてや、今回は民間の指定管理者にかわるとなりますと、売り上げをふやさなければならぬ。場合によっては、研修センターの来ていただく方をもっともっとふやして、その使用料を収入源としたいという願望が強まってくれば、当然改修の話が出て、その折には瑞穂市が所有している案分に応じて改修費の請求が出てくるということは、もう目に見えておるわけでございますので、この際、12月議会か3月議会かは別としまして、ぜひこの案件を慎重に御検討いただいて、御提案いただくことを切望しておきます。

そこで、もう一つお尋ねいたしますが、この研修センターをこのままこういう状況で維持していくことにしたと仮定するならば、そのメリットは何なのか。あるいは、譲渡したとするならば、いわゆる本巢市の研修センターになるかホテルに改装するかは別としまして、もう手を離れた場合のデメリットはどうなのかという点について、どのようなお考えをお持ちか、教育委員会にお尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） メリット・デメリットのお話でございますが、維持していく場合のメリットとしては、当初の設置目的であります自然と親しみ研修ができる場というのが、瑞穂市民に提供するというのが狙いでしたので、それが自然と親しみ研修ができる場を瑞穂市民に提供することがメリットだと思います。

ただ私どもも今、根尾村から始まって今本巢市ですけれども、利用料金制といたしまして、軽微な備品の修繕等は本巢市にやっただいていてということで、そのメリットを買っていたということになります。今その利用の数が少ないということで、PR不足もあるなあということもちょっと感じているところでございます。

デメリットでございますが、今現在、温泉の割引がございます。この状態でありますので、今後また検討していくうちに温泉の割引のメリットですね。年間110万ぐらいの利用の方があるんですけども、それがなくなるのか、どうするのかというところを詰めていかなきゃならないというのが残っております。

自然と親しめる研修、山々が瑞穂にはございませんもんで、そういうところをいい環境が買えるのだということで当初あったんですけども、そういうものがなくなるということと、温泉の利用を協議していかなあかんとということで疑義が残ることがデメリットではないかなというふうに思っております。

〔12番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） 温泉の割引に若干の魅力を感じていただいているようでございますが、

これらは仮の話ですが、無償譲渡したときの条件として、折衝能力の問題として、その条件として、温泉の割引は引き続きその権利は継続いただきますよと。そのかわり無償で譲渡させていただきますよというようなやりとりを交渉の場で行っていただければ、決して不可能な話ではないと。

本巢の市議会議員を初め市長さん方も多分に、瑞穂市がそう言えばということは御理解がいただけるものと、それなりに私どもも情報を得て確信しております。当然、今おっしゃっていただいたように、本巢市としても場合によっては、有償は難しいけれども無償ならいいよというようなニュアンスがあるやに承っております。

ゆえに、ぜひ無償で結構です。今や減価償却後の帳簿価格が6,352万ですか。しかし、これは減価償却上の残存価格であって、じゃあこれを不動産鑑定士に委託したら、多分ほとんど価値はないと。

備品につきましても、先日も私、1人でちょっと見てまいりましたが、相当古い状況になっております。マイクは辛うじて使えますけれども、今度、民間がいわゆる委託管理を受けて経営し出しましたら、当然このような状況では研修に来ていただく方にも御迷惑がかかるので、全部きれいに新しくしていただきたいと、こういうような案件が出てきそうな気配を感じておりました。

もしそうであれば、そのときは所有者である瑞穂市がその分を負担しなければならないと、このように感じますし、場合によってはあそこをもっと改修したい、あるいはフロアも張り直したい、いろんな案が出てこようかと思えます。また、畳の部屋もありますが、畳の張りかえ程度は本巢市がやったとしても、それ以上のものについては瑞穂市が負担してくださいというような交渉が今後出てくることはもう目に見えておるわけですので、たとえ無償で借りている土地が平成38年までとなっておったとしても、これはやはりここ一、二年の間には返すべきだと。返すというか、譲渡すべきだと、このように考えますので、ぜひひとつその辺のところを、折衝に当たっていただいておりますのは副市長が中心のようでございますけれども、ぜひともそのような方向づけで相手方にも今から宣告をしていただきながら、それとなく向こうとの会話を進めていただくことをお願いしたいと。

そこで、副市長にその辺のところを一言御答弁いただきたい。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 実を言いますと、文教の協議会のほうで結果を少しお知らせして、また皆さんで御議論いただくということで資料をつくってあるわけでございますが、皆さんからいろいろな御意見をいただきまして、早速、本巢市のほうへ行ってまいりました。

その中で、やはり今議員がおっしゃったように、今後、改修が出たときには瑞穂市としてもお金をということはなかなか難しいよという話はしっかりしてまいりました。また一方、本巢

市もそれにあわせてどうこうということは、なかなか難しいということはそれぞれ感じているところでございます。

今回は、来年度から5カ年間にわたってホテル館とか温泉館、そして道の駅ということで、一般の方に指定管理ということで管理運営を任されるということで、本巢のほうでは議決をされています。その中には、道の駅等につきましては少し改修をされると。これは本巢市のほうで今度とられた指定管理の方と一緒に含めて改修をされるということでございます。そして、ホテル館についてはこの5年間の間には今のところ改修の計画がないということですし、温泉館の近くの広場については少し改修をするということでございます。

また議会が終わってから、皆様方に本巢市がどのようなことを考えてみえるかということをお話し差し上げて、ホテル館についてはこの5年間、一応今現状なぶらないと。もし修繕が出てくれば、簡単な修繕は全部自分のところでやりますよという話で進んでおるようでございます。この5年間の指定の管理期間内に、また皆さんで御議論をいただいて、皆さんの意見をまとめて本巢市のほうへ申し合わせをするという格好でどうかなということで、今話を進めております。よろしく申し上げます。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） そういう話ではありますが、5年間は改修の意思がないということのようですが、それは本巢市側が言っている話であって、指定管理者から言わせれば、当然、民間経営という認識の中で、本巢市にこれからもう少し早く改修をお願いしますとかいうような案件も出てきそうな気配を感じます。それからもう一つは、5年間やりませんよということは6年目からはやりますよという、また反対の解釈もできるわけですね。

だから、いずれにしましても、いずれかは瑞穂市が相応の負担を迫られるということの間違った事実でございますので、せっぱ詰まってから交渉すれば交渉の条件も不利になります。したがって、余裕を持って、前もってそのような形に持っていただく対応をぜひお願いして、しかるべく議会にもこれはかけていただく案件でございますので、そのかけ方につきましてはお任せせざるを得ませんが、譲渡するというのでかけるか、このまま継続するということがかかるかは市長の御判断にお任せせざるを得ませんけれども、ぜひそういう形で急いで結論を出していただくことを切に切望しておきます。

この件につきましては、先ほど来お話がありますようにアピール不足とかいろいろありますが、幾らアピールしても遠いところへはもう行かないんですね、皆さん。それから、当時、承認された議会でも問題になっておりましたが、くねくねした道路を運転していくのは危ないというような意見も出ておったようでございます。今、そういう時代ではありませんので、それは別としまして、いずれにしましても早く結論を出していただくことをお願いしまして、くど

いようですけれども、この質問を終わります。

次に、プログラミング教育について質問をいたします。

既に御存じのとおり、次期学習指導要領では2020年に小学校でプログラミングが必修化されることになりました。本格的な人工知能時代を迎えまして、コンピューターを扱う上で必要な考え方を学ぶのが狙いと言われておりますが、当瑞穂市の学校現場での対応はどうなっているか、現状と今後のスケジュール、計画についてお尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 広瀬武雄議員のプログラミング教育について、お答えさせていただきます。

御指摘のように、次期学習指導要領は2020年から本格的な運用がなされます。来年度から、その準備のために移行措置としていろいろ準備が始まっていきます。

プログラミング教育につきましては、その教育を通していわゆるプログラミング的思考を育成することがこの指導要領には位置づけられております。プログラミング的思考というのは、もう少しわかりやすく言いますと、物事を論理的に考えるということになります。子供たちが、例えば意図した処理を行うようにコンピューターに指示をする、いわゆるプログラミングを体験することを通して論理的に考える力を育むことが狙いとなっております。

今度の学習指導要領の中では、特にどの教科という指定はありません。それぞれの教科や領域の中で実践することが求められております。そのために、2020年から実施できるように準備していくことが必要だということになっております。

そこで、文部科学省ではプログラミング教育実践事例を既に示しており、全国ある数校のモデル校の実践例が掲載されております。今ここに持ってきましたのが、その実践例が入ったものです。小学校、中学校、合わせて8校の実践例が載っております。内容については、各学年のさまざまな分野での工夫がなされたものでありますが、実はその多くがタブレットとか電子黒板を活用したもののばかりです。

現在、市内の小学校にはタブレットの導入はございませんし、電子黒板もまだ十分ではございません。プログラミング教育は、タブレットや電子黒板等のICT教育環境を整え、そうした機器を活用して実践することでより目標が達成できるとされています。がしかし、ふだんの授業においても、実は指導方法を工夫することで論理的な思考を養うことができると考えております。

そこで、瑞穂市としましては、各教科の年間の授業計画の中で特に論理的な思考を養うことができる授業場面をピックアップして、その力をより高めることができる授業を実施できるように計画の見直しを今求めているところでございます。各小学校には、そうした内容について、きちんとした依頼をする予定になっております。

また、今後タブレットが導入できた場合には、効果的に活用してプログラミング教育の実践にスムーズに移行できるよう、見通しを持って進めたいと考えております。そのため、現在、朝日大学と連携してアクティブ・ラーニングの研究を進めております。その中でプログラミング教育の教材についても共同で開発できるよう担当教授の方に依頼しておりまして、今進めているところでございます。

さらに、国のほうでは総務省が中心となって、文部科学省、厚生労働省、この3省共同による未来の学びコンソーシアムというのが設置されております。このコンソーシアムに賛同して、瑞穂市教育委員会として加盟することによって、実態に応じた学びに応じた教材といったさまざまな情報や教材などの提供を受けることができる仕組みがございます。現在、瑞穂市としましてこの団体に加盟する申請手続を進めているところでございます。

このように、日本の先進的な教材に関する情報を収集すると同時に、地域にある大学と連携してプログラミング教育を今後は進めることができるよう、市教育委員会として準備しているところでございます。また、そのための学習環境づくりにつながるICT機器の導入につきましても、計画的に進めていきたいなと考えているところでございます。以上です。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

このプログラミング教育という言葉は、余り聞きなれていない言葉でございますが、そこそこ教育に関心の高い方々は、瑞穂市はどうなっているんだろう、瑞穂市はどうされるんだろうという関心が非常に高い。そういう市民も結構いらっしゃるということを伺いました。

ある新聞の資料によりますと、東京都の小金井市、あるいは豊橋ですね、愛知県では。それからさまざまところで、今教育長におっしゃっていただきましたように、既に導入をされておるところがたくさんあります。しかも、その目的たるや、今おっしゃっていただいたように、一連の活動を実現するためにどんな動きの組み合わせが必要かという論理的な考えを考える力を育むというところにその目的があるわけでございますので、これも先ほどの話ではありませんけれども、早く導入いただけるものであれば、今それこそいろんな機器が順次設置されつつありますので、それも含めながら並行的に行っているとおっしゃればそれまででございますけれども、これにいわゆる専属的な取り組みですね。これをどうするかというところを今後の課題として捉えていただく必要があるのではないかと。

そこで、機器の問題もさることながら、教える側の問題にも問題があるということで、先生方の教育をどうされていくのかという部分につきましても、若干不安を感じるところであります。その部分は通告しておりませんが、もしお答えいただけるものならお答えいただきたい。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） ありがとうございます。

機器ばかりに頼ってもいけませんので、いわゆるプログラミング教育の基本的な考え方について、来年度の職員研修に位置づける予定になっております。各教科の年間の指導計画を見直すというのがそこにございまして、機器ばかりを用いるのではなく論理的な思考を養う、そういった授業場面を探り出して色濃くやっていただくような、そのときにどういう考え方が必要かということ研修の中で取り上げていこうというふうに考えております。

ただ、2020年度から小学校では英語教育も始まります。一度になかなかできませんので、ことしは英語教育から始め、来年度はそこへさらにプログラミング教育についての研修も深めていくというような予定になっておりますので、また御支援いただければありがたいと思います。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） 最近、今教育長がおっしゃっていただくように、文科省のほうからいろいろなたくさんのメニューが現場にどんどん投げかけられてくるという現状になっております。

しかしながら、このプログラミング教育につきましても、世界的な状況を見ますと日本は大変おくられているということで、文科省も焦ってこういう方針を出したのではないかという推測もできるわけですが、今教育長がおっしゃっていただいたように、英語教育もやらなければならない、このプログラミングもやらなければならない。

とにかくいろいろ先生方も大変な状況でありますし、県の教員試験に受かるには、そのようなことを前提にして受験していないと思うんですね。ですから、採用されてからいろいろな新しい事柄にチャレンジしていかなければならない。先生としての職業観も大変ではないかなあと思うんですが、しかし昨今、いろいろ先生の働き方問題も言われておりますけれども、これと兼ね合いも含めまして、ぜひ子供のために頑張って先生の力も教える力をつけていただけるようによろしくお願いを申し上げまして、プログラミング教育についての質問は終了いたします。

次に3番目ですが、ミサイルの発射情報に対して当瑞穂市はどう対応するのかという項目について、質問をさせていただきます。

既に皆様御存じのとおりでございまして、もう昼と言わず夜と言わずテレビや新聞で報道されております北朝鮮の弾道ミサイルの発射がとまりません。最近だけ見てみましても、8月29日の早朝には、事前通告なしに日本上空を通過させ、東日本を中心に日本政府によるJアラートが鳴りました。また、9月3日は6度目の核実験を実施し、この15日には、さらに弾道ミサイルが発射されたという事実は御承知のとおりだと思いますけれども、ミサイルが飛んでJア

ラートが鳴ったらどうしたらいいか。あるいは、万が一日本に落ちてきたら私たちはどうすべきかというような純粋な不安をお持ちの市民が瑞穂市の中にも多数いらっしゃるかと推測いたしております。

そこで、Jアラートについて若干触れてみますと、これはミサイルが日本の方向に来ると政府が判断した場合は、総務省の消防庁を通じまして、第一報として、ミサイル発射、避難してくださいというメッセージが流れ、ただこの情報が届くのは予測される軌道の周辺地域に限られるようございまして、軌道に関係なく日本全国に伝えられるわけではないということございまして。

しかし、これは大きく分けて考えますと2つに分かれるわけですね。1つは、自治体経由で、各市町村の庁舎などにJアラートの受信機があり、情報を受信すると防災行政無線が自動的に起動し、特別のサイレンに続いてメッセージが流れることになっております。もう一つは、個人の携帯電話で、消防庁は携帯電話の大手事業者と提携しており、Jアラートのメッセージをエリアメールや緊急速報メールで配信します。ただ、一部の事業者や機種種の携帯電話、スマートフォンで受信できないものもあるということで、ユーザーに事業者への確認を進めておるようございまして。

そのような現実を踏まえながら、Jアラートは命にかかわると言われる情報でして、大変大切な情報であります。ところが、8月29日にミサイルが東へ飛び、太平洋に落ちたときには、北海道、東北、北関東など1道11県では避難を呼びかけましたが、16市町村で防災行政無線や登録制メールが作動しませんでした。

そこで、あつてはならないこととして、菅官房長官は翌30日の記者会見で、消防庁で原因特定と再発防止を徹底し、そういう問題が自治体で生じないように情報提供していくと述べておりました。ところが、この15日に発射されたミサイルのときも、Jアラートは再びトラブルが発生し、北海道や山形、岩手の少なくとも5自治体で情報が住民に伝わらなかったということございまして。

そこでお尋ねいたしますが、当瑞穂市の場合、それらJアラートを通じまして瑞穂市が市民に流すミサイル情報の伝達はきちんとできるのか、あるいは行われているのか等々、不安を抱く一人として、その部分に対する訓練や対策はなされておるのか、その部分につきまして担当部長にお尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまの広瀬議員の御質問でございますJアラートについて、お答えをさせていただきます。

全国瞬時警報システム、通称Jアラートは、通信衛星と市の防災行政無線を利用して緊急情報を市民に瞬時に伝達するシステムでございます。対処に時間的余裕がない大規模な自然災害

や、弾道ミサイル攻撃等についての情報を国から住民まで直接瞬時に伝達することができるという点がJアラートの最大の特徴でございます。

国では年2回、Jアラートを通じた緊急地震速報訓練を全国で実施し、当市も毎年参加しておりますが、現在のところ正常に放送を行うことができいております。引き続き機器の点検を実施し、緊急時の放送に支障がないよう管理していきたいと考えております。

市の体制としましては、岐阜県内でJアラートが作動した場合や、日本国内に着弾した場合には、総務課職員が被害の状況等の情報収集やその後の対応を検討することになりますので、よろしく願いいたします。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

Jアラートについては心配ございませんよという答弁でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。市民の安全・安心をお守りいただくための第一歩でありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

そこで次に、Jアラートは大丈夫となったとしても、今までいろんな新聞とかテレビでも報道されておりますが、ありとあらゆる市町におきましてミサイル用の避難訓練が相次ぎ行われておることは御承知のとおりだと思いますが、瑞穂市は地震とか水害の訓練は当然行っているという説明がございましたが、その中にミサイルの訓練は入っておりません。現実には、そのような可能性は少ないんでやらなくていいんじゃないかということではなくて、市民の不安は100分の1でも減少できればということで、一部分の人しか参加しないかもわかりませんが、ぜひとも全市民を対象にしたミサイル避難訓練を実施していただきたいと、その辺のところのお考えを御答弁願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 弾道ミサイルが発射された際の対応として、Jアラートを活用して防災行政無線でサイレン音とともに緊急情報をお知らせします。

国では、緊急情報が流れた直後にとるべき行動として、屋内にいる場合には近くのできるだけ丈夫な建物や地下に避難すること、建物がない場合は物陰に身を隠す、地面に伏せて頭部を守ることにしています。

市民対象の避難訓練につきましては、今年度については実施の予定はございませんが、来年度以降、実施した市町の情報を収集し、市防災訓練やJアラート訓練等を利用して各種訓練の実施を検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

ただいまの答弁は、来年からはやりますよという内容であったかと確認いたしております。

先般の議会で同じ質問を、ミサイルの発射についての質問をさせていただきました折に、部長は、瑞穂市の場合はホームページにいろいろ書いてありますので、それを見ていただければ大丈夫ですよというような答弁でございましたが、これだけ頻繁に北朝鮮が興奮しておりますと、今ちょっとここでホームページがどういう内容かも見ておるわけですが、今部長に答弁いただいたような、おおよそ簡単な内容になっておるわけでございます。

したがって、訓練もさることながら、防災マニュアルを見てみますと、弾道ミサイルの項目は、当然ですが今のところ一切ありません。だから、防災マニュアルの見直しも含めまして追加記載するとか、あるいは追加で検討するとかというような前向きな対応をしていただきながら、マニュアルの中にもそれらを示していただくことが市民に対するサービスにつながるのではないかと、あるいは安全につながるのではないかと思いますので、その部分につきまして再度御答弁を願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 市では国民保護計画を策定しておりまして、その中で対応等について記載をしております。

先ほど申し上げましたように、総務課職員が、着弾の場合は災害時と同じように対策本部を設置して対応を進めていく計画でございます。また、市ホームページにも弾道ミサイル落下時の行動についてのページを作成しているところですが、今後も広報紙等を利用して積極的に避難行動についての周知を図っていきたいと考えております。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ありがとうございました。ぜひひとつ積極的な御対応をお願いしたいと思います。

次に、同じ項目の中の最後になりますが、それでは再び学校の問題で申しわけないんですが、学校当局は生徒、園児たちに対して、いざというときどのような対応をされるのか。昨今、文部科学省は万が一の事態に備えまして、児童・生徒や学生の安全確保に向けて、各学校に安全計画や危機管理マニュアルの見直しのほか、自治体と連携した避難訓練の推進を求めています。

この辺のところの文書は、全国の教育委員会や大学などに送ったとのことですが、それを踏まえまして、瑞穂市の教育委員会の御対応を御答弁願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） ミサイル発射情報について、学校教育に関係する部分の内容についてお答えをさせていただきます。

弾道ミサイルが日本に飛来する可能性があるということもございまして、6月にまず内閣官房のホームページの中にありますいわゆる国民保護ポータルサイトで示された弾道ミサイル落下時の行動、これについてきちっとまず通知しなさいというものが参りました。

内容は2点でございました。御存じのように、1点目は、家庭や学校など屋内にいる場合、窓からできるだけ離れ、窓のない部屋に移動すること。2点目は、登下校中など屋外にいる場合は、できる限り頑丈な建物に避難すること。建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守ることという内容でございました。

しかしながら、私ども教育委員会のほうでも検討しておりまして、これでは不十分じゃないかということで、さらに登下校中であるとか、あるいは在宅時にJアラートによる緊急情報が流れた場合どのような対応とするのかについて、市の教育委員会としまして検討し、学校へ先週末の22日に通知を出したところでございます。

出したものがここにあります。「北朝鮮による弾道ミサイル発射に伴う学校の対応について」保護者用ということで、具体的には、Jアラートなどを通じて緊急情報が発信された場合の対応について、登校する前の場合、例えば自宅待機とします。安全確認ができれば登校しますという内容で、場合分けをしながら示したものを金曜日に通知させていただきました。

今のように、基本的には台風などの接近時に発表されます暴風雨警報等の対応と似てはおりますが、短時間で対応しなければならないことや生命に直接かかわる事態であること、これが大きく異なっております。先ほども出ましたが、学校でも避難訓練は今まで行っておりますが、昨今、名称も変わりまして、命を守る訓練という呼び名でやっております。先ほど、お昼に穂積中学校へ行きましたら、5時間目に命を守る訓練をこれからやりますと言っておりました。

ところが、従来の命を守る訓練は、校舎から避難をしてグラウンドへ出ます。逆に、今回のミサイル発射情報に関する避難訓練といいますか命を守る訓練は、校舎の中でどこに逃げ込むか、あるいはどのような態勢をとればよいかというのを考えなければならない訓練に変わってくると思います。最上階にいる生徒が1階までおりるのかとか、あるいは1階のどの部屋で、どの部分におればいいのかといったことも検討して、今後進めていきたいと考えております。

以上のように、具体的に保護者に対する対応を示す文書を今発出し、今後、命を守る訓練についても具体的な内容で検討していきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

今御答弁いただいた内容は、早速学校現場で対応がいただけるものと信じております。

実は、先週金曜日だったと思うんですが、岐阜市の場合がニュースで流れました。岐阜市の教育委員会が文科省の通達に従って、いわゆる北朝鮮ミサイル発射時、Jアラート対応指針というものをつくりましたということで、早速、ホームページには張りついておりませんでした。あるルートを使いましてこの手元に今持っておるわけですが、9月20日付のものになっております。

それによりますと、今教育長がおっしゃっていただいたような内容とほぼ同一のような内容になっておるわけですが、やはり日本の領土・領海に落下の可能性がある場合、あるいは領土・領海の上空を通過する場合、もう一つは、領海外の海域に落下した場合、そういうふうな分け方で、今おっしゃっていただいたように登校前、登校中、あるいは校内、放課後、下校中、自宅等々の種類別にその対応策が記載されており、いわゆる岐阜市版としてJアラート作動時の対応についてという別物も出ております。また、保護者向けの文書の事例も今おっしゃっていただいたように出ておまして、ほぼ同じような内容かと思われまます。

各市町も既に先行してやっておるところもありますけれども、瑞穂市にとりましても、この物騒な現状が落ちつくまではそのような対応も、結果的に無駄になるかもわかりませんが、先ほど来申し上げておりますように安全・安心につながる一助として、ぜひ子供を守るためにも対応を早目によりしくお願いしておきまして、このミサイルの情報に対する対応策についての質問を終わらせていただきます。

次に4番目ですが、公共施設の借地について質問をさせていただきます。

瑞穂市の公共施設を初めとする施設外の場所にも、相当借地がたくさんあるという認識を持っているところですが、まず具体的にどこの場所がどの程度というのは、時間的な制約もありますのでお任せするにしましても、面積的にどのぐらいの面積が借地になっていて、年間どのぐらい借地料を支払っているのか。まずこの辺のところを御答弁いただきたいと思えます。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまの公共施設の借地について、答弁させていただきます。

平成28年度末の借地の面積は4万9,062.18平米、契約者数は56名、筆数は70筆、年間の借地料の支払いは4,909万7,143円でございます。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ありがとうございました。

借地料が4,900万も年間払っていると、約5,000万ですね。ということになりますと、どうしても当たり前の話ですが、貸すほうは貸し続けたいし借りるほうは買い求めたいと、こういう

ふうに相反する関係が持続するわけですが、そういう中であって少しでもこの借地料を効率的な金額にするには、やはり買い上げることを前提にした交渉が必要になってこようかと思えます。

そこで、もう一つお尋ねしますが、それではその借地料から市が回収していると申しますか、納税いただいている固定資産税はどのぐらいになっているのか、お答えいただきたいと思えます。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 固定資産税の額につきましては、今回調査をしておりませんのでちょっとお答えはできませんが、宅地並み課税として徴収をしておるのが現状でございます。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） 今後、時間があればそれも調べていただいて、なぜかという、払っているけれども、こちらへもいただいているという部分で、差し引きネットでどのぐらい支出しているのかという捉え方が大変重要なポイントではないかと。

もう一つは、次に、今までのいろんな会議の中でもこの問題はあったことはあったんですが、契約が来た都度、相手方に買わしていただきたいという交渉をしているというようなお話もございました。それは当然のことではありますが、やはり戦術的にと申しますか、大変相手方に失礼な言い方になるかもわかりませんが、契約の都度ではやはり遅いんですね。契約と契約の間に、1年に1回ぐらいは、何とか分けていただけないでしょうかというやりとりがあって、その積み重ねが結果として契約時に実ると。

例えば、民間企業で言えば切磋琢磨するという努力、これは契約時まで待つてするんじゃないんで、契約の間、間にもいわゆる牽制球を投げていくというのが必然的な対応の仕方なんですね。だから、公のところにお勤めの皆さんは、言い方は悪いんですが、チャレンジ精神と申しますか、そういうものは民間に比べて若干ではありますものの低いんじゃないかと。もう一つは、今勤めているこの役所にいかに愛着があるか。あるいは愛着があればあるほど、借地ではだめなんだと。早く買い求めて、瑞穂市の財政についても十分考えていかなければならないんだというような根本的な精神が、日ごろの事務的な対応をしている中にもしみついているというようなことがなかなかないからこそ、借地の現状が減ってこないんじゃないかなあと思えます。

したがって、年間で目標を定めて、その目標に果敢にチャレンジしていくと。結果、あるときにも申し上げましたんですが、やはり民間においては結果を出さなければ給料はもらえないんですね。けども、言いにくいんですが、公務員の皆さんは結果が出なかったとしても、

それはそれなりに見逃されるケースも多々あるかと思いますが。民間に比べての話ですけどね。民間であってもそういうときはありますが、その度合いが相当違っているということで、係任せにせず、ぜひ責任ある方が面談に行っていたいただきながら、徐々に借地を自前の土地に切りかえていくという精神と姿勢を今以上に示していただくことを大いに期待して、この借地の問題は終わらせていただきます。

以上、4項目にわたりまして質問させていただきましたが、全ていろいろ難しいものもあるやに推測しますけれども、それ相応に御努力も願っていることと思いますので、ぜひともひとつこの質問の内容を吟味いただきながら、早速進めるものは進め、あるいは検討するものは検討していただきたいと、かように思うところであります。

以上をもちまして、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、12番の広瀬武雄君の質問は終わりました。

続きまして、3番の北倉利治君の発言を許します。

北倉利治君。

○3番（北倉利治君） 議席番号3番 北倉利治でございます。

ただいま議長のお許しを受けましたので、一般質問をさせていただきます。

最初の1点は、防災訓練に関してです。2点目は、今回出ました第3次行政改革大綱の中の協働の担い手育成についてをお聞きしたいと思います。あとは質問席より質問をさせていただきます。

それでは、防災訓練に関して御質問をさせていただきます。

先月の8月29日と30日に、先輩議員のお二人とともに熊本地震による災害に遭われた地域にお邪魔をし、現状や復興へ向けた取り組みなどを視察させていただきました。

29日は熊本城と益城町周辺を、災害状況の確認と現状の仮設住宅などの視察、地元消防団員の御案内によって行いました。30日は福岡県朝倉市へ足を伸ばし、豪雨被害も見てまいりました。一晩でこんなにも大きな災害になるのかとびっくりいたしました。

熊本地震は、私たち市議会議員選挙活動中の昨年4月に発生いたしました。それから1年4カ月ほどの歳月が経過しています。熊本市内で倒壊した建物の場所は、一部を除けば既に更地になっており、現在では被害を余り感じない状況でありました。しかしながら、震源地に近い益城町方面に足を踏み入れると、今なお震災の爪跡が鮮明にうかがわれています。

私たちは、避難所であり、救護物資の配給場所でもあり、多くの車中泊の避難民にとって重要な場所であった益城町総合運動公園へ赴き、現状や復興へ向けた活動の説明を受けてまいりました。復興が進んだとはいえ、総合体育館や陸上競技場はもう既に使えない状態で困っています。避難民や車中泊の方もまだまだいらっしゃいました。あるいは、仮設住宅の方々も多くの問題があると聞きました。

全体としては、救護物資の配給バランスの悪さに関する悩みや苦情が見えてきました。報道で紹介された地域には多くの物資が届く。小さな集落には全く届かないということもあるそうです。そして、物資が届くところには被災住民もぜいたくな注文が付き、自力で購入できるようになってからでも物資を要求されるようなことも起こっているようです。

ほかに、案内していただいた消防署員が中心になって取り組んでおられる防災ゲームのクロスロードゲームというゲームの講習を、地元合志市の市議員さんと一緒に受けてまいりました。クロスロードゲームというのは、被害が発生したときに、その後の行動について究極の選択をしていくものです。どちらの選択が望ましいか、皆さんで考えるものであります。決まった答えはございません。

例えば、皆さんもちょっと考えていただければいいんですが、避難所に3,000人が避難していると。そこに食事が2,000食届きました。ただし、次、1,000食が届く予定はありません。さて、そのときに2,000食の食事を配給するのかもしれないのか、そういうことを選んでいくゲームであります。被害時の意思決定に関する重要なシミュレーションとなり、住民の意識を高める有効なツールだと考えました。

これらの視察結果を踏まえ、総務部長に質問をいたします。

瑞穂市においても、将来起こる可能性の高い災害に対して、その対策を当然考えてみえます。まず、現在どのような形で住民の防災訓練などが実施されているかを説明ください。また、市が考えておられるほどに災害の可能性や怖さが住民に伝わっているとは思えません。住民の皆さんが災害に対する関心や認識を深めていくために、市として取り組んでみえるのをお答えください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 北倉議員の御質問にお答えをさせていただきます。

現在、どのような防災訓練をしているのかという御質問でございますが、市側の市主催の防災訓練等は幾つか実施しておりますので、訓練ごとに説明をさせていただきます。

まず毎年11月に市の総合防災訓練を実施しております。これは毎年、小学校区を順番に回りながら実施しており、昨年度は牛牧小学校にて訓練を実施いたしました。訓練内容は、情報伝達訓練、災害本部設置訓練、初期消火訓練、救護・救出訓練、炊き出し訓練、土のう作成訓練、防災ヘリコプターによる探索訓練など、多様な訓練を地元自治会、消防署、消防団、緊急対策協力会、その他関係団体の協力のもと盛大に実施することができました。訓練以外にも、自衛隊等の特殊車両の展示、起震車による地震体験なども実施しました。

今年度につきましては、大月多目的広場において実施を予定しており、西小学校区自治会、消防署等の関係団体と協議しながら準備を進めています。今回の内容は、関係団体の木曾川上流河川事務所、国道事務所、自衛隊、警察署、中部電力などによる展示訓練を中心として、住

民の方による初期消火訓練、救護・救出訓練を実施していく予定でございます。市職員の防災訓練を市総合防災訓練と関連させて実施いたします。特に、昨年度策定したBCP（業務継続計画）の実践を行い、検証を行っていきたいと考えています。

次に、避難所開設運営訓練について説明させていただきます。

毎年11月から2月にかけて、各小・中学校を会場として実施しております。昨年度は、市内7カ所の小・中学校において、地域住民、市職員、学校職員等延べ681人が参加し、訓練を実施しました。訓練内容は、避難所の開設から運営までを模擬体験するもので、受け付け、避難所運営協議会本部の設置、照明器具等の防災資機材の組み立て、要支援者への対応、ペットの対応やごみ集積場の場所などの検討を実施し、避難所に関する理解、必要性を深めていただきました。

今年度は、避難所を運営する組織である避難所運営協議会の設立の推進を図る目的で、その避難所に避難を予定している自治会が集まって実施する避難所確認訓練を提案してきました。これは避難誘導訓練、避難者受け付け訓練、避難所安全確認訓練、防災資機材確認訓練の実施も自治会長の皆さんに提案させていただき、現在、4カ所の避難所において実施予定でございます。そのほかに、4カ所の避難所において、従来の避難所開設運営訓練を実施されることになっています。

その他に、毎年自治会を対象としてHUG訓練、避難所運営ゲーム研修を実施しております。これは静岡県が開発したカードゲームで、過去の災害において実際に起こった出来事をカードにして机の上に置いて、避難所の開設運営等が体験できるという研修です。昨年度は67人、今年度は55人の方に出席いただきました。出席者は、自治会長、副自治会長、その他自治会役員、自主防災組織役員などの方々です。また、各自治会においても災害本部設置訓練、初期消火訓練、救護訓練などの防災訓練を実施しておられ、昨年度においても総務課が把握しているだけで61自治会において71件の実績があります。総務課や地域福祉高齢課は、こういった自治会主催の防災訓練に出前講座という形で参加をさせていただいております。

〔3番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） 市として多くの災害防災訓練を行ってみえるというのは、ことし、去年、いろいろ参加させていただいてよくわかっております。ただ、今も言われたように、主が自治会長、自治副会長、そういう方が主に出てみえるということでありまして、本当の市民がどこまで災害に対して目を向けていくかということが僕は一番大事だと思います。

特に、この前視察に行ったときに何を聞いたかということ、やはりトップの方がいなくなった場合に誰がやるんかということがわからない状況であるということは、皆さんが同じ目線でこれをやっていかないと、いろんなトップの方がいないとか自治会長がないという状況になっ

て右往左往するようではやはり今後困ると思いますので、その辺のところを、また大変でしょうが、本当に市民にわかるような活動をお願いしたいと思います。

続きまして、その日に行きました益城町で見られました光景についてお聞きします。

災害時に、通常、避難所へは徒歩で向かうのが常識です。しかし、避難所の容量からあふれた住民や、プライバシーや他の世帯への迷惑を気にされる住民は車中泊を希望されるケースが多いことを伺っています。車社会が顕著な瑞穂市においては、車中泊をされる住民がさらに多いことも考えられます。

そこで、市が現在想定されている避難所候補地やその周辺において、車中泊を希望される住民の駐車スペースやその他の支援について、どのような対策を考えておられるかお聞きします。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 車中泊につきましては、昨年4月の熊本地震の折にこの避難方法を選択する方が増加し、その対応が問題になったところでございます。

さまざまな問題点がありますが、まず場所の問題ですが、指定避難所となる小・中学校のグラウンドの一部を確保、指定避難所の近隣の公園、グラウンドの利用、例えば糸貫川運動公園、馬場公園、西ふれあい広場などが考えられます。

次に、避難所の把握方法の問題があります。避難所における受け付けにおいて、必ず避難者カードの記入をするよう周知徹底し、また自宅へ戻るなど移動する際には、届け出をしてもらうことにより避難者の行動の把握に努める必要があります。

次に、情報伝達の問題があります。車中泊の場合は、支援物資の配布、被害情報、ライフライン等の復旧情報など、必要な情報が届きにくいことが考えられるため、避難所運営協議会により物資配布の際の声かけ、掲示板の設置、チラシ配布等の対策が必要となります。

次に、健康管理の問題があります。特に、車中での生活により運動量が低下し、血栓ができるエコノミークラス症候群や廃用症候群が心配されるため、十分な水分補給と定期的に体を動かすことが必要となります。このため、カイロ等を利用した予防方法の啓発や朝のラジオ体操、ストレス解消を兼ねたレクリエーション等の実施による運動機会の確保が必要となります。

これらの対策については、避難所運営協議会、市、協力団体等が協力して実施する必要があり、具体的な方法等については市作成の避難所運営マニュアルに記載があることから、自治会、市ホームページ等を通じて、市民、関係団体等に周知を図り、また避難所に関する訓練の際にも車中泊を取り上げて、参加の皆さんに対応方法を考えてもらうようにしていきたいと考えております。

[3番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） ありがとうございます。

本当に車中泊というのは大事で、障害者だとか小さい子供を持っている方というのは、やはり避難所にいると連れてみえる方が意識されて行かないというところがありますので、特に車中泊に関しては今後対策をとっていただきたいなと思っております。

今回、貴重な視察の機会を持たせていただき、私たちも災害とその後の避難生活や復興に向けた取り組みについて新たな認識を持つに至りました。そこで、地域でもいつ巨大災害が起こるかもしれません。最後に、そのような事態に備え、より合理的で有効な災害対策施策をお示しいただけることをお願い申し上げます。

次の質問に移ります。

今回、議案の中で第3次行政改革大綱に示されていますその重点項目3で、市民参加と協働のまちづくり推進の取り組みが示されました。その中で、市民参画と協働に関しては、市は参加・参画の機会を提供するとともに、協働の担い手を育成していくとうたわれています。

この件について、質問をいたします。

さまざまな行政の施策に協働という形がかかわっている組織や団体としては、現在、外郭団体として関連法人、シルバー人材センターのような団体、そして自治会組織などが上げられます。しかし、これらの組織や団体が参画するだけでは、住民のかゆいところに手が届く全てのまちづくり案件が処理できるとは思いません。

例えば、私の在住する西地区においても、年に2回の用水路の清掃が自治会によって行われています。ところが、少子・高齢化のあおりを受けた地元では、自治会のメンバー自体が既に60歳を超えるどころか70歳に近づいているところもありますし、70を超えるとたくさん出てきています。このようなメンバーが重労働である用水路整備を続けていくことは不可能であります。近い将来には、用水路が放置される状況になることも考えられます。そのために、自治会を助けて、若いメンバーの力で問題を解決してくれるような団体の協力を仰ぐ必要があると思います。

そこで、大綱文書にもうたわれていました協働の担い手の育成について、その具体的方策をお尋ねいたします。ボランティアに参加する若者を我が瑞穂市でどう育てていこうとされているか、そのために組織づくりと養成事業について、具体的な見通しについてお答えください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの北倉議員の質問にお答えいたします。

当市は、まちづくり基本条例の第7章において、市民参画による協働のまちづくりを推進していくことをうたっております。また、瑞穂市第2次総合計画の中でも、当市の課題として若者や子育て世代、本市の将来を担う子供たちや豊富な経験を持つ高齢者、市民生活を支える民間企業や市民活動で活躍するNPO等、さまざまな世代や立場の市民と対話の機会を設け、得られた意見やアイデアを有効に活用しながら市民と連携したまちづくりを進める必要があると

しております。

その課題に対する施策としましては、まちづくりにかかわっていくために若い世代でも参加しやすい環境づくりと、それに伴うまちづくりの担い手育成として、地域をよくしていくためにみずからができることを考え活動することができるよう、啓発活動などをうたっているところでございます。

そうした若者がまちづくりに参加し活躍していただくための仕掛けとしては、昨年度、瑞穂市JR穂積駅圏域拠点化構想推進事業について、将来の穂積駅周辺のまちづくりについて中学生にワークショップ形式で話し合いをしてもらったり、また穂積駅周辺のまちづくりについて自由に意見を言うていただくための駅前で行っているワイワイ会議や、ほづみ夜市イベントなどで朝日大学の学生さんにも参加していただくなど、まちづくりにおいて若者の参加を呼びかけ仕掛けてきたところでございます。また、教育委員会においても、中学生にみずほ未来プロジェクトなど社会の一員として地域にかかわりを持たせる授業を行っているところであります。ただ、まだまだ若者が場所や時間の制限、参加される方が特定されてくるなど、なかなか若者が参加していただける状況にないのが現状でございます。

そうした状況の中で、これから若者も含めた市民協働参画を進めていくためにどのような取り組みが必要かということについては、まず本年度はガイドラインを策定し、そのガイドラインの中で市民活動支援や、今のボランティア等についても検討していきたいと考えております。

また、当市のボランティア団体の育成という点におきましては、現在、社会福祉協議会において地域でボランティアを主体的に活動していただくための情報の提供、相談、紹介、養成、研修などを行っており、ボランティア団体への補助事業も行っているところであります。

今後、そうした社会福祉協議会の各種事業との調整も行いつつ、市としてのそうしたボランティア、市民活動支援についても検討を重ねていきたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） いろいろ策を打ってみえるという話ではございますが、私が思うに、呼びかけをしている、来る人を待つ、こういう状況でやってみえると思うんです。

それじゃなしに、やはりそこに飛び込んで若者が集まる方法をもう少し考えていっていただかないと、情報網だけで人は集まりませんし、いろんな対策といいますか、例えばいろんなイベントをやるだとか、それから若者が集まりやすい場所をつくって、そこに集まってくれた方々がそういうボランティア活動をやってくれるというようなことも大事というか、僕はそっちのほうの方が大事だと思ひまして、今後、その辺も考えていただきたいと思ひています。

現在、岐阜県には800近いNPO法人が登録されています。そのうち瑞穂市を本拠地とするのは15団体でございます。県全体の2%で、人口割からして少し少ない数字ではあります。

市では、このようなNPO団体が市の提示するまちづくり諸事業に積極的にかかわっていくための門戸を開いていくことに関して、どのような姿勢で取り組んでいられるでしょうか。NPO法人は非営利組織であり、ボランティアはそれにかかわる方々のとうとい気持ちによって支えられています。このような団体が企画・立案をして、いろいろなイベント活動や地元市民のための活動に参加できるよう、助成や事業費に向けたお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

これはNPOにお金を出すという意味ではなくて、こういうNPO法人のようなものをもっともっとたくさん育成してつくっていくということが僕は大事だと思っております。本当にやれる方はいっぱいいます。キーパーソンはいっぱいいますので、そういう方を本当に育成していただきたい。そのために事業費等をかけていただきたいなと思って質問させていただきました。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 先ほども申しましたが、NPO等の団体については先ほど議員が言われていたように岐阜県で800近くありまして、瑞穂市で15団体ということでございます。

NPOの設立の数が少ないというのは、議員言われたとおりでございまして、そういったNPOがたくさんふえてくることは瑞穂市にとっても非常にありがたいことであり、市と色々な場面で協力できることがあろうかと思えます。そういったNPOへの設立や補助につきましては、相談をしていただければ相談を受けて、またどういった形で市の事業とかかわりができるのか、そのお話し合いによってそういったのを決めていきたいと思えます。

現在もNPO法人で子育て支援など、市と深くかかわっている色々な事業を展開しているNPO団体もございますので、NPOもいろいろなメニューをそろえていますので、その中身を十分聞かせていただいて、市とかかわれるものについては考えていきたいと思っております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） 大変難しい問題で、今すぐやれるという問題ではないと思えます。でも、確実に迫ってくる超高齢化時代を考えますと、待つてはくれない問題だと思っております。

そういうボランティア団体をつくっていくためには、本当に待っていてはやっぱり人は集まってこないの、何か仕掛けをつくっていくところが僕は本当に大事だと思っております。申しわけないですが、もう一度、この一步を踏み出す決意だけでも少しお答えいただければありがたいんですが。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 先ほどもお話ししましたように、今回、まちづくりの関係でガイド

ラインを作成していくということでございますので、そういった話し合いの場でも一度十分話し合いをして考えていきたいと思っています。

[3番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） それでは、まず一步が踏み出せるかを楽しみにして待っております。

それでは質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、3番の北倉利治君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。3時10分から再開をいたします。

休憩 午後2時57分

再開 午後3時10分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

8番 森治久君の発言を許します。

森治久君。

○8番（森 治久君） 議席番号8番 森治久でございます。

議長のお許しをいただきましたので、これより以下3点について一般質問をさせていただきます。

1点目は、転落防止柵の設置について、2点目に狹隘道路等の整備について、3点目には、公共交通の利便性向上についてでございます。

以下、詳細については質問席より行わせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず1点目に、転落防止柵の設置についてを御質問させていただきます。

まずこの転落防止柵でございますが、現市長であります棚橋市長、私は同期で、市民の皆さんの声の代弁者として、今から10年前であります、市長も同じくして市政の壇上のほうへともにさせていただいたことでございます。その折には、市長が市議時代、転落防止柵、これは市長も地域住民、また市民の皆さんの身近な安全・安心のキーワードであるということで、その設置の必要性を訴えられておられたことを今でもきのうのようなことで、熱くその必要性を訴えられていたのを記憶しております。私もそのとおりであるということで、この設置については以前にも一般質問で前市長にその必要性を訴えてきた一人でございます。

そこでお伺いをいたします。

市内において、転落防止柵、まだまだ必要であるにもかかわらず設置していない箇所はどれほどあるのか。また、転落事故等の御認識、把握されておられるだけで結構でございますが、年間どのくらいあるのかお伺いをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 森議員の御質問にお答えいたします。

市内の水路際にあります防護柵につきましては、通学路を中心に設置しておりますので、まだまだ少ないと。ちょっと距離がどれだけというのは把握しておりません。

事故につきましては、ことしの1月21日に只越地内で男性が自転車ごと水路に転落され、亡くなられております。時間帯は2時半ぐらいですね。お昼、明るい時間帯であったと思います。状況としましては、その水路際の道路にはエキスパンドフェンスが全線設置されておりましたが、個人住宅への乗り入れの橋に進入されて、そこに地覆とか転落防止柵が設置されておらなかったということで、その乗り入れ橋から水路へ転落され死亡に至ったというのが最新の事故でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） ただいま都市整備部長のほうから、1月21日にとうとい命を亡くされた市民の方がおられるということでございます。

私も記憶にあるだけでも、牛牧、十九条地区で、やはり自転車を走行中に転落されて亡くなられた方がおられるということで、その後に3年ほどたった後にそちらには設置をしていただけたということで、どうしても後手後手になっておるのが現状かと思えます。

きょうも実はこの転落防止柵の設置についてをやらせていただいたのは、あれほど市長が市議時代にその必要性を訴えておられたにもかかわらず、住民の生活に一番身近なところでの用水路等の転落防止柵、市長になられて2年半たっております。そんな中でも一向にこの取り組みに力を入れられておるといふところが見受けられませんでしたので、市長の市議時代の思いを私がかわりに訴えなければならぬということで、きょうはこれを取り上げさせていただきました。

この転落防止柵、所管である都市整備部管理課等々にお伺いすると、現在では瑞穂市内においては、先ほど部長も申されましたが、通学路等優先順位は決められた中で高さにおいて1.2メートル以上ある水路においては、その住宅、歩行される方、交通量の往来等々を鑑みて優先順位をつけて設置しておられるということでございます。幅に関しては規定がないということで、高さ1.2メートルで、コンクリートですね、これ構造物が。仮に1.2メートル以内であっても、50センチ、60センチでも打ちどころによっては命を亡くす、また大きなけがをする。また、この時期、用水路ももうおりにくくあるところであると思えますが、稲を育てておるこの期間中は水路にほぼ満水の状態で、柵もなく危険と隣り合わせの状態です。日常生活を送っておられます。

瑞穂市は、市長が常々申されます人口増加率が岐阜県下でも一番である。それも若い若い方が移住され、こちらに移り住んでいただいておりますということでございます。若い方が移り住んでいただいておりますということは、小さなお子様を子育て真っ最中の中で、お父さん、お母さんはその子供たちを健全に、そして何不自由ない教育と生活を与えるために生活に仕事に従事し

ていただいております。そんな中で、子供が1人で地域社会の中で成長する、そんな時間も多々あることと思います。

市長にお伺いします。市長は、市議時代は必要と思って、市長になられて瑞穂市で唯一の執行権者であられるお立場になられて、この整備の必要性はないものと思われているのかどうか、今現状の市長の思いをお聞かせください。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 率直にお答えさせていただきます。

全く手を緩めているわけじゃございません。特に、こういった現象も出てきておりますので、道路を今つくりましたときに、のりの状態ですね。道路の横ののりの状態、ここもアスファルトを張って、のり面もアスファルト。そうすると、どうしてもそこが斜めになります。それで、道路上とのり面との境目、ここに子供たちが自転車で通ってしまっ、入り込んでしまう。こういった新しいケースも生まれてきておりますので、そういったことにも今注意しておりますし、なおかつ昨年9月20日、台風16号のときには古橋地区におきまして水路と道路と境目がつかなくなってしまったと、そういったケースもありましたから、そういったところを優先的にということで今も進めているはずでございますし、進めております。それだけは私決して手を緩めているつもりはございませんので、恐らく森議員と同様、熱い気持ちを持っていることには間違いございません。よろしくお願いいたします。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 市長が新しくこの任につかれて2年半が過ぎようとしております。安全・安心、常々市長は申されます。

先ほど部長の御答弁の中で、何キロまだ未整備であるかわからないということでございましたが、瑞穂市は幸いにして他市町に比べて5万4,000有余の人口がある。21市町の中では、人口だけで考えれば真ん中より上に位置する市でございます。しかしながら、面積といいますと28.19平方キロメートル。

私は市長が本当に安全・安心なまちをつくるんだという熱い思いがあるのであれば、瑞穂市で整備が必要であると言われる、転落防止柵を設置するのに必要であると言われる水路は、3億もあれば私は整備ができてしまう。その後は、当然古くなれば修繕もしなくてはならない。また、かえることも必要になってくる時期はあるかと思っております。

棚橋市政で何をされたのか、残すのであれば、安心・安全な住民生活にとって一番身近な部分での基盤整備をした、そんなことをぜひ取り組んでいただきたい。新年度には3億、1年で市長の任期が終わります。これが棚橋市長は本当によくやってくれた、今までの町長、市長、この瑞穂市を預かる市長、また旧穂積町、巢南町の首長がやれなんだことをやってもらえた。皆

さんはしっかりと感謝されるであろうと思いますし、その名はしっかりと残るものと思います。ぜひとも新年度に、皆さんの一番身近な部分での危険を取り除いていただき、この転落防止柵設置の事業を推し進めていただきたいと強く要望させていただき、次の質問に移らせていただきます。

それでは次に、こちらも現市長が市議時代に狹隘道路、救急車が、消防車が、狭いところやもんで入ってこれん。本当におじいちゃん、おばあちゃんが、地域の住民の方が心配されておるし、困ってみえる。どうですか、整備はどうなんですか。市長、前市長にそうしてこの場で訴えられておられました。

確かに、狹隘道路を整備するにはいろんな問題、課題があると思います。この狹隘道路、瑞穂市内においても地区においては本当に死活問題ですね。まさしく安全・安心を脅かす。万が一のときの、先ほど北倉議員の一般質問がございました。いつ何時災害が起こるやもしれない。そんなときにその災害の対応する重機等、またけが人が出たときの救急車、消防車等々、あそこで被害が拡大するやもしれないというような火災が起きていても、近づくこともできないような場合が多く発生する懸念がございます。

つい先日も、私ども地元の地域でぼやがございました。その折も、やはり道路が狭くて消防車が入っても右に曲がることも左に曲がることもできない。ましてや、そこで精いっぱい消火活動ができるような状況ではないという場面を目の当たりにさせていただいたところでございます。

市長にお伺いいたします。

市議時代、狹隘道路をしっかりと整備してほしい、そう申されておった気持ちは今も変わらないと思います。今のこの現状をどう考えられるか、お伺いをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 率直に申しまして、森議員さんの御出身の牛牧地区ですね。こちらのほうもいろんな同意が得られましたら優先的にやらせていただいておりますし、なおかつ牛牧の地区も大分道路のほうを直させていただいたつもりでございます。

そして、なおかつここではっきり申し上げたいのは、各校区それぞれ平等になるように、そういったところを考えながら推し進めている次第でございます。詳しいことはまた部長のほうから御紹介申し上げます。よろしくお伺いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 今、議員おっしゃいますように、市内の60%が4.5メートル未満の狹隘道路となっています。

特に、狹隘道路の多くというのは集落内がございますので、両側に宅地の石積みだとかブロック積みで挟まれているというのが現状でございます。そういった点で、生活する上で問題点

と言われるのは、議員おっしゃるとおり、火災、それから救急車等々が入ってこられないというようなことが問題点にあると我々も同感でございます。

また、最近では、現況道路について、建築基準法上の道路に接していることが建築の前提条件になりますが、その中でも4メートル未満の中では建築上の道路とならずに建築が認められない、そういうケースも起こっておるのが現状でございます。

[8番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） ありがとうございます。

先ほど市長は牛牧というようなことで、しっかりと牛牧についても整備を行いますし、平等性をということでお話もございました。私は決して、私が住む牛牧を整備してくださいと申し上げたつもりではございません。瑞穂市内には、今部長が御答弁いただいたとおり、狭隘道路、4メートル未満の道路ですね、集落の中に多く存在しております。こちらにおいては、どの地区が1番である、2番であるとか、先にとかということではなく、いろいろな問題、課題があるんです。

例えば、石垣、また家が境界まで目いっぱい出ているような箇所については、建て直し、またその石積み、家等々の補償費をお支払いしてまでの整備というのは、瑞穂市の財政を考えますと難しいところもあるやもしれません。ただし、軽微な補償であれば承諾をとって今進められる案件であります。

瑞穂市においては、数年前から用地を市が買い取らせていただく上で道路を広げるという場合は、区長さん、自治会長さんに前もってその地権者、関係者の承諾をいただく中で、その後全てその意思の確認をしていただいた後に用地の買い取りと事業の計画を立てられているという手法をとっておるのは私も知る中で御質問させていただきますが、この承諾書がいただいて早急に整備をしていただきたい。協力するところは協力しますよ。しかし、いろんなことを考えると、火事や、いつ何時体調が悪くなって救急車を呼ぶ、そんなときに心配でしょうがない。そんな方が承諾書にサインをし、区長さん、自治会長さんに切なる思い、願いで市長さん宛てに要望を出されて、その順番を待っておられる、これが今の現状であると思います。

確かに、先ほどの転落防止柵とは違いこの狭隘道路、市内に多くございますので、全員の承諾が必要であると思いますので、また中には承諾書をいただくことができずにその整備の必要性を願っておられる関係者もおられるやもしれませんが、できない箇所もあると思います。少なくとも、要望書が出てしっかりとその願い、思いを市長のほうにお届けになられている住民、市民の皆さんが要望している箇所については早急に優先順位を立てて、しまったなあ、早く整備していけばあの火災があんなに延焼することなく食い止められた、また救急車が普通どおり玄関前まで乗りつけることができるとい命を亡くすことがなかった、防げた、そんなこと

が起きてからでは悔やむこともできません。これは当家においてもそうでしょうし、地域の関係者、また市長さんも一緒であると思います。

どうか財源、財政がないではなく、必要な整備にはしっかりと予算づけをしていただき、足りない財政、財源は、多くの優秀な職員さんがおられます。英知を絞って、その財政、財源を今以上に豊かになるよう企業誘致、また商業施設の誘致等々考えられて、推し進めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

最後、3点目に公共交通の利便性の向上についてをお伺いさせていただきます。

瑞穂市民の暮らしやすさや利便性を高めるための公共交通のあり方、そして近隣市町と連携する公共交通施策について、市長のお考えを以下詳細にお尋ねさせていただきます。

瑞穂市の立地条件は、他市町からうらやまれるほどの立地でございます。しかし、今さらながら、私が言うまでもありませんが、このような立地、利便性が高い瑞穂市でありながら、暮らしの利便性を高めるような政策がなされているのでしょうか。

移住・定住のまちとして市をアピールするため、集客を目的とするイベントを幾つか行っただけですが、その効果には私は疑問を持ちます。高齢者の健康寿命延伸や健康づくりには、必ず移動手段の確保は基本であり必要です。いつまでも住みなれた地域で暮らすと市では御説明をされておられますが、徒歩で買い物、医療機関、市役所などの公共施設、日常生活の用が足せる地域は駅前周辺や中川から東の地域しかないのではないのでしょうか。

今までも、再三にわたりみずほバスの再編や穂積駅前開発の必要性を訴え質問させていただいておられますが、何年たっても一向に変化はなく、変わりません。みずほバスの再編も、何もしていないのが現状でございます。

今年度10月からは、やっと高齢者タクシー助成事業が開始されますが、この事業の対象者は何人が対象になるのでしょうか。対象となる条件が厳し過ぎるので、これでは移動手段がない高齢者を充足できるような事業にはなりません。市が進めている地域包括ケアシステムのいつまでも住みなれた地域で最後まで暮らすことができるまちを唱えるからには、地域の生活の足の確保、移動手段の確保は欠かせません。

また、地域の支え合い推進も進められていますが、公民館がない自治会や公民館の老朽化、公民館が狭くて入り切れない自治会など、多くの問題、課題があり、地域で話し合えといってもできるものではございません。また、コミュニティセンターがない校区もあり、地域の支え合い推進を進める上で大きな問題ではないのでしょうか。

これらは市が進める地域包括ケアシステムの方針や支え合い地域づくりを進める基盤がないことになるのではないのでしょうか。幾ら市が進めようとされても、相反することをみずから市が行っているのと同じ。市民には説明ができないと考えます。まずは地域包括ケアシステムや

地域の支え合い推進を取り組まれるのであれば、地域のコミュニティーの核となる公民館の建設、増築、改修等の補助率を見直しされ、次には各校区に校区コミュニティーの礎となるコミュニティセンターの建設計画をされるべきではないかと考えますが、市長、いかがでしょうか。

こちらは通告にございませんので、御答弁は結構でございます。お答えいただけるようであれば、公民館の補助率についてどうお考えかお答えをいただきたいと思っております。

[発言する者あり]

○8番（森 治久君） ほかの議員さんがされるそうですので。

それでは、みずほバスは重要な市民サービスの一つとするべきという観点から、お尋ねをいたします。

みずほバスの増発により、高齢者の外出や歩行を促し、健康面でプラスになれば、認知症予防など医療費や介護費の削減につながり、また外出して買い物をすれば地域経済の循環になります。また、みずほバスの利便性が高まれば利用者もふえ、駅前の送迎車も減ります。このようにみずほバスの増便により利便性を向上させれば、利用者がふえるばかりかコンパクトシティーにも結びつくことになるでしょう。移動手段の向上がもたらすものは、福祉、健康、子育て、教育、環境など多くの分野にわたりまちづくりにプラスになります。今までやらなかったことが、行政の瑕疵になるのでしょうか。

毎年、瑞穂市の一般会計の繰越金の額を見ますと残念でなりません。投資もしないと入るものも入りません。お金もそうですし、人もそうであると考えます。何回もアンケートや実態調査ばかりが行われておりますが、みずほバスの利便性を高めるには市民の皆さんの声、願いであるバス停の増設、運行路線・運行本数の追加、そして運行時間の延長等見直しを早急に実施され、さらには次なるステップとして交通弱者、高齢者の方への日常的な外出移動支援策として検討をされ、実施しなければならぬと考えますが、いかにお考えかお尋ねをします。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 森議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず市民の暮らしやすい利便性ということでございますが、第2次総合計画や瑞穂市のまち・ひと・しごと創生総合戦略においても暮らしやすいまちづくりのために公共交通の利便性の向上を目標に掲げております。

先ほどの鳥居議員、それから若園五朗議員のときにもお答えさせていただいたとおり、みずほバスの3つの視点において再編を今検討しております。さらなる今の3路線から4路線に切りかえることによってバス停の増設等を進め、より利便性のよい方向で今検討しております。

[8番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君）　こちらにおいては午前の他の議員からの御質問でも、4月1日からは3路線を4路線、また停留所の今までなかった地域があったのも、今まで本当に行政の瑕疵であったと私は言わざるを得ません。停留所を増設され、また夜間の増便もするというごさいます。これは最低限度、本来なら2年、3年前にもう既に行っていなければならない改善策であったと思います。

　今後は、4月1日からそのような取り組みを改善され、そのように改善をされた中で、みずほバスにおいては通勤・通学にも利用されておられます。また、午前の他の議員からの御質問もありましたが、交通弱者と言われる高齢者の方、また運転免許を取得できない年齢の方ですね。中学生、高校生の方等々、このような方がしっかりと外出、また移動できるための移動手段、これをみずほバスだけに限らず、他市町ではデマンドタクシー、またデマンドバス等々いろんな施策を持って取り組んでおられます。しっかりと他市町におくれをとることなく、市長が常々申される定住・移住、この岐阜県において、また日本においてどの都道府県にもどのまちにも負けない利便性と住みやすさ、そんなことが誇れるような取り組みを検討、実施していただきたいと思います。

　現在策定中である都市計画マスタープランでは、穂積駅を中心にしたエリアを都市拠点として、これを核として市内6つの中核となる地域生活拠点に幹線道路と公共交通でネットワークを形成して、充実を図るものとしております。現状では、地域生活拠点6地域と、瑞穂市唯一の都市拠点である穂積駅が公共交通等で線としてつながってはいないと考えますが、今後どのように各地域の市民生活と都市拠点である穂積駅とつなげられるのかを、お考えをお尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君）　梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君）　現在、都市計画マスタープランの素案にごさいますように、生活拠点6地域とJR駅周辺地域との公共交通ネットワークにつきましては、現状のみずほバスと線であつながつっていると認識をしております。ただし、その線を今以上に強固にするために、来年4月のみずほバスの再編を計画させていただいております。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君）　森治久君。

○8番（森 治久君）　あくまでも都市計画マスタープラン、これは素案でごさいます。この年度の3月末にはしっかりと策定をされ実施されていくものと思いますが、いずれにせよ6つの地域生活拠点、こちらは現在、形成がまだされていない地域もあると思います。しっかりとこの6つの生活拠点を、日常生活において困らない生活拠点としてまずは形成していただくことが第1かと思さいます。

　その次に、この生活拠点とその近隣に位置する地域を、その生活拠点につなぐ、結ぶ公共交

通ですね。これは決して今のみずほバスのような大きなバスを走らせることなく、6人、7人、8人の方が各地域からその生活拠点に移動することができ、その生活拠点から唯一の都市拠点である穂積駅と直結でつなぐ、それが将来的な計画であるかと考えますが、確認の意味でお伺いします。部長、それでよろしいでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 議員御指摘のとおり、生活拠点とする6地域が、将来、生活に必要な買い物、それから金融機関、公共施設、こういったものを集約して、歩いてでもそういった生活に必要なものところへ行けるようになったときに拠点と拠点を結ぶのがみずほバスの役割となってくると思いますが、今現在では、先ほどの3点に絞って指針として来年度の編成に向けていこうと、現状の拠点化の中で進めていこうと考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 御答弁ありがとうございました。

私が考える棚橋市政の集約型のまちづくり、これは6つの地域生活拠点、それと瑞穂市唯一の穂積駅周辺を都市拠点とする地域をつなぐ、その前には6つの生活拠点がまずは徒歩で日常生活をすることに困らない地域づくりですね。生活拠点としての地域づくりをまずは形成していただくことを強く要望させていただきまして、次に進めさせていただきます。

穂積駅拠点化構想推進事業は、業者によりまとめられた抽象的な構想案がございます。この構想は具体性に欠けております。市民は駅前開発に大きく期待をされておられますが、具体性を欠くものでは市民の期待を裏切っていることになると思います。

これまで議会でも、私は一般質問等々で駅前開発のビジョンをお聞きいたしました。答弁をいただきましたが、その答弁の内容は、市民が願う姿が瑞穂市の棚橋市政のビジョンであるとの答弁がございました。本当にこれでよいのでしょうか。市政を預かる市長が穂積駅のあるべき姿を示さないことでもいいのか、非常に不思議で残念に思います。

穂積駅前を整備することはコンパクトシティーを進めることになると思いますが、地方が生き残りをかけて行う方策としてコンパクトシティーで駅前開発を行うものですが、このような動きは瑞穂市だけではございません。各地で駅前開発を行っております。

このコンパクトというもののキーワードに開発を行うと、まちの活力はますます衰退すると私は思います。人口減少や現状維持という守りに入って、コンパクトにしようとして駅前周辺を開発しても成功はしません。コンパクト政策は、市街地の縮小になるはずですが、瑞穂市において、この政策は合致しないと私は考えます。これには幾つかの市の政策に矛盾がございます。

例えば、駅前と郊外にある大型商業施設とを公共交通で結んでいないこと、また郊外の開発に規制をしていないこと、さらには瑞穂市では郊外に企業誘致や開発をこれから今後しようと

していることから、この状況で駅前開発を行うなら整合性はなく、失敗すると私は考えます。

瑞穂市の西には樽見鉄道が南北に走り、市内には美江寺、十九条、横屋駅の3駅があり、市民の通勤・通学、移動等の大切な公共交通の一つとして活用されておりますが、瑞穂市の唯一の都市拠点であるJR穂積駅とは線としてつながっておらず、点として存在している現状でございます。

また、現在、第三セクター樽見鉄道の運営には沿線5市町で年間9,500万の補助金を拠出してありますが、抜本的な問題、課題の解決には至っておらず、利便性を高め利活用者をふやすことには結びついていないのも現状です。樽見鉄道を今以上に沿線5市町、さらには近隣市町、安八町、神戸町、大野町などに生かされ、各市町のさまざまな課題を克服し、それぞれの住民サービスの向上、さらには発展につながり得る将来的ビジョン、投資についてのお考えをお尋ねします。

そこで私は、市内には樽見鉄道の駅が美江寺、十九条、横屋の3駅がございますが、まず今の瑞穂市の現状で近々にすべきことが、これら3駅の中で、例えば横屋駅の東側にバス停を設けて、横屋駅とJR穂積駅を結ぶ直結型のバス路線を現状の近々の解決策の一つとして行わなければならないと考えますが、市長のお考えをお尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 現状のみずほバスにつきましては、樽見鉄道の美江寺駅や横屋駅の付近にバス停がありますが、十九条駅の最寄りのバス停になると十九条西のバス停となり、距離が幾分離れております。つきましては、十九条駅にもみずほバスのバス停を設置するように、先ほどのみずほバスの再編時に計画をしております。

また、樽見鉄道につきましては、今後も沿線市町と一緒にあって議会、市民の皆様の御意見を賜りながら検討していきたいと考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 樽見鉄道は市内に、先ほども申し上げたように、北は美江寺、また中に十九条、そして南、揖斐川のすぐ手前に横屋と3つの駅がございます。もちろんこの樽見鉄道、現在では運行本数、またこれが大垣を向いておるという中で、なかなか利用者は少ないのが現状かと思えます。

しかしながら、この樽見鉄道は瑞穂市として合併する以前から、旧巢南の皆さんを初め、私も牛牧の地に住んでおりますが、その当時は大垣へ買い物に出る、また大垣からJRを使って岐阜、名古屋へ通勤、また通学する大切な足であったことは今も変わりません。

そんな中で、一番南に位置する横屋駅、これは現状で区画整理を進める中で、先ほど申し上げた6つの生活拠点の一つとして位置づけをされ、この地域生活拠点を核として西の交通網の

中心地として位置づけされてはおられると思います。そのためには樽見鉄道を有効活用する、これは否定のしようがないものと考えます。

そんな中で、先ほど十九条のお話がありました。樽見鉄道、確かにこれは先ほどの狭隘道路じゃないですけど、南へ出る道が狭うございます。市長も多分何回も、現場主義の市長でございまして足を運んでおられると思います。また、この道路は南小へ通う子供たちの大切な通学路でもございます。何とかこの道路を整備することによって、また樽見鉄道の横屋駅周辺を区画整理、または必要な整備を進めることによって一番南にする樽見鉄道の瑞穂市の3つの駅のうちの横屋駅、ここにバス停をしっかりと設けられることによって、そしてJR穂積駅と真っすぐつなぐ、それが北に位置する十九条、周辺の古橋、また十七条、十八条の方を含めて、そして美江寺の駅周辺の重里、唐栗等々の方が利用しやすいように、もちろんのこと北は七崎、居倉の方もこの美江寺駅を利用されることによって横屋駅まで移動し、そこから最終目的地であるとする穂積駅へ10分もかからないで移動できるわけです。何とかこの整備をしっかりと進めていただくよう、市長、どう考えられますか。市長のまちづくりの考え方の中にもこの発想はあったと私は思います。どう考えられるか、お聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 先ほども拠点化の答弁をさせていただきましたけれども、横屋地区についても横屋駅を現在みずほバスが走っておりますし、再編後もその予定をさせていただいております。特に、通勤・通学の方については、夜間のバスの増便も考えておりますので、今まで以上に利便性は高まってまいると思いますし、先ほどありましたように、横屋駅を中心とした拠点化になれば、直接そちらへのバスの運行も考えなければならないと思っておりますけれども、現時点ではまだそちらのほうの集約化は進んでおりませんので、今後の課題とさせていただきますと思います。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） ありがとうございます。

それでは、この3駅でございます。しっかりと今後の地域の形成を進められる中で、並行して次のステップ、ジャンプというところでしっかりと公共交通の利便性を図っていただきたいと思っております。

また、この3駅には駐輪場がございます。この駐輪場の維持管理、またその所有者等々明確なところを、私今現在わかっておるわけではございませんが、いずれにせよ随分老朽化して、さびて腐食したり、随分老朽化が著しい駐輪場ばかりでございます。何とか公共交通の3駅、その地域においては中心、核となっております。そんなところの駐輪場の整備もあわせて今後検討していただき、速やかな対応をしていただきたいと思っております。

揖斐川、長良川に挟まれた地域の人口減少、少子・高齢化対策として、揖斐川、長良川の間の東部に位置する穂積駅に加え、西部に新駅を新設し、樽見鉄道をつなぐ近隣地域の公共交通の利便性の向上施策として、近隣市町と連携したまちづくりは、瑞穂市、本巣市、北方町、揖斐川町、神戸町、大野町、安八町など広い地域の公共交通の充実はもとより、多義的に他市町の特性・特色を高め合え、ともに発展することができる構想であり、広域的な連携を最大限に生かした最大の効果を生み出す施策であり、今後20年、30年先まで瑞穂市がこの地域の中心市として発展し続けることができると考えます。

このような構想について、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） きょうはさまざまな観点から、本当に熱い思いで語っていただきましてありがとうございます。

ほぼ9割方、私と本当に同感の部分もございますし、そんな中から本当に森議員と同じく心を熱くして進めていけたらいいなと思っておりますし、本当にきょう、いろいろお聞きしました中で1つでも2つでも片づけていきたいと思っておりますし、なおかつ先ほどの横屋駅のことにつきまして横屋の区長さんたちともいろいろ話し合っている中で、だんだんと横屋も変えていかなきゃいけないというところで、特に区長さんが熱心でございますので、しっかりとこれからすり合わせをしながら進めていきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

[8 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 市長には、私と9割ほどまちづくりのビジョンが同じであるという御答弁をいただきました。しっかりと、残り1年半でございます。市長が思い願われるそんな瑞穂市のまちづくり、しっかりと協力して進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、瑞穂市都市計画は今回改定するものでありますが、瑞穂市第2次総合計画との整合性を図っておられることは理解させていただいております。瑞穂市のさらなる発展には、瑞穂市西部の開発や南西部の開発は欠かせません。この議会でも連携中枢都市圏協定にかかわる議案がございますが、連携中枢都市圏とは、地方創生にあるコンパクトシティーという居住誘導を進めるものであることから、中心市である岐阜市へ集約化され、周辺の市町から中心市、岐阜市へ人口移動させるものである。当市の政策との整合性は保たれないと私は思います。

穂積駅前にコンパクトシティー、駅前開発を行うとまちの活力がますます衰退すると私は考えます。人口減少に対して、現状維持や守りに入ってコンパクトにしようと駅前開発を行っても、成功はしません。コンパクト政策は市街地の縮小です。瑞穂市には合致しない政策である

と考えます。揖斐川、長良川に挟まれた地域として、瑞穂市郊外の西部地区の開発や南西部の開発により企業誘致、大型商業施設の開発を行うことで、この地域に最大の効果を生み出す政策を考えるべきであると思います。瑞穂市はこのような開発を行うべき適正な立地があり、まだまだ揖斐川、長良川に挟まれた地域の中心都市として基盤整備を行わなければならないと考えます。

ぜひ瑞穂市が近隣市町とともに、将来、未来においても持続可能なまちとして存続できるよう必要な施策を近隣市町と連携、協議し、力強く行政主導で推し進め、最大限民間の活力を導入することにより住民、市民の利益向上のため、まちづくりに取り組まれるよう市長に切にお願いし、一般質問を終わらせていただきます。以上です。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、8番の森治久君の質問は終わりました。

続きまして、16番 くまがいさちこ君の発言を許します。

くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

私が本日通告してありますテーマは3つです。生活道路の整備について、2つ目、市民協働の構築に向けて、3つ目、地域コミュニティーの構築に向けてです。

それでは、最初の生活道路の整備についてから質問をいたします。

市役所及び総合センターの間の南北道路は、突き当たりまで非常に狭い。また、西側に北方多度線、東は穂積駅へ行き来する市の重要な道路でありながら、狭いために日常的に渋滞します。1,000人の観客席を有する総合センターで催し事がある日には特に大渋滞、そして日々、特に夕方5時15分を過ぎて市役所の職員が北側の駐車場から北へ抜けます。あの道路を使うわけですね。子供もちょうど遊ぶ時間、下校の時間に毎日渋滞しております。市役所、それから総合センターへの来訪者や近隣住宅に多大な迷惑をかけ、かつ危険な状態です。その認識と課題解決の方策をたします。

まずこの件につきましては、ここの本会議場で2回目だと思いますが、担当部、道路管理課、都市管理課、それから職員の方も部長さんも非常に渋滞がひどいと認識しているということは確認してあります。しかし、優先度が低いというふうに前回聞きました。そのときはよく調べてなかったんですが、そんなはずはないと思って後で調べました。

調べたものは瑞穂市道路整備計画です。この中には、幹線道路計画と生活道路の整備方針というのがございます。生活道路の整備方針を読みますと、生活道路として整備優先度としては2つ、交通円滑化道路であること、利便性向上道路であることと書いてありますが、つるかめのところから突き当たりまでは両方に当たると思うんですね。

それから、この生活道路については4つの視点から優先度を点数化して優先度をはかると書いてあります。全部ネットにも出ております。4つの視点というのは、緊急性、必要性、整備

効果、実現性があるかということであり、その一つ一つについて事細かな内容、評価指標が出ています。これに当てはめてみますと、何と少なくとも14個該当するんですね。ちょっと大急ぎで読みます。

「通学路である」、該当しますね。「通過交通の混入が見られる」、駅とか北方多度線とか行くわけですから、通過交通の混入が見られたり「自動車が多いほど緊急性が高い」とか、これにも当たりますね。「通勤・通学などでの自転車、歩行者が多い」「事故の危険性が高い」、これで4つですが、それから「幅員が狭い」「避難所、避難場所に接続する」、総合センターとか市役所が当たりますね。それから「密集している」、もういっぱいですね、家が。それから「鉄道駅やバス停に近い」、市役所、駅に当たりますね。「公共施設に近い」、市役所、総合センター、市民センター、当たりますね。「生活利便施設に近い」、つまりここに書いてあるのは、銀行、郵便局、病院もありますね。こういうものに近いと。何百メートルということまで書いてありますが、ぴったり当てはまります。さらに、「沿道の開発が進んでいる」「区間の50%以上に住宅が接道している」「1級、2級道路に認定されているか」、これはちょっと私確認していないんですが、多分認定されているんじゃないかと思いますが、ほかに「歩道が整備される路線、路肩が広がる路線」、可能性があるということですね。だから、水路にふたをしたらいかががでしょうかということを行っているわけです。それから、「幅が広がる道路ほど整備効果が高い」、できるわけですね、ふたをすれば。それから幹線道路、西側に北方多度線があり、整備済み路線に接続する路線、南に21号線があり、駅前の南北の道路があり、南側にはカーマのところから穂積大橋に抜ける、もう幹線だらけですね。それから、「他の事業と関連する路線」、これがちょっとわかりかねますが、他の公共事業と関連性が高いかというのがありますが、前もここで話したので覚えていてくださる方もあると思いますが、1,000人の総合センターで朝から、それから午後が多いんですが、1時半からイベントがあるときに、私はたまたまつるかめのところの東西南北の信号のない交差点で、4台の車が東西南北、後ろにももちろんいるわけですよ。にらみ合ったまま動かないというところに自転車で遭遇しました。私も1時半から総合センターへ行くはずだったので、1時15分ぐらいでしたけど、ちょっと待っていたんですけど全然動かないです。仕方なくおりて、自分は渡って行っちゃいましたけど、何これと思いました。つまり、総合センターの北側の駐車場にも入れないんです、とまっちゃって。その後どうなったか知りませんが、こういう状態です。

それで、認識もして、しかもこの生活道路の整備というのに少なくとも明らかに14項目も該当しているのに、整備する優先的な道路ではないと言われるのはなぜなのでしょう。

ここから質問を始めたいと思います。以下、質問席でお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） くまがい議員の御質問にお答えいたします。

車による県道の北方多度線からJR穂積駅までのアクセスとしては、東西方向の動線が主になっておりまして、総合センターと市役所の間にあります南北道路につきましては、それに比べその交通量は明らかに少なく、駅へアクセスする主要な道路ではないというふうに考えております。

しかしながら、御指摘のとおり総合センター等での行事がございました際には、一時的に車の集中が見られ、渋滞になるケースが発生しております。それが全て道路事情によるかといいますと、ほかの事情もあろうかというふうに思います。

例えば、駐車場事情が悪く道路に駐車場に入りたい車が並ぶ、施設、駐車場への案内が不十分で狭い道路に入り込んで迷うケース等、そのほかにも理由があるかもしれませんが、案内の仕方も含め、一時的なふぐあいの解消も可能ではないかと感じております。

ただいま議員がおっしゃられました交通の円滑性、また利便性という点で申しますと、やはり一番早道は道路整備ということになります。その道路整備によって渋滞を緩和する方法としては、議員が御指摘のとおり、道路に並行してあります別府都市下水路にふたをすることになるかと思っております。ふたをするといっても、当然のことながらこの都市下水路は車両が上部を通行できるようにできておりませんので、民家に近接したこの都市下水路を全て撤去し、また新たに暗渠化する工事には大きな費用が生じると見込まれます。

治水上の問題として、別府区の了解だとか、乗り入れ橋を利用して出入りしている民家の道路との高低差の解消や、またその家のプライバシーの問題、用水時期の出水時の道路冠水対策方法等、さまざまな問題が予想されます。費用も含めまして、これらの問題を解決していくことには、別府区や沿線地権者のコンセンサスを得ていくことが重要であるというふうに考えております。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 諸般の事情により、下水路にふたをするとか、プライバシーとか、いろいろな事情により住民のコンセンサスを得ることが重要だと。コンセンサスを得ようとしたことがあるんでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） あえてこの場所と申しませんが、先ほど森議員にもお答えいたしました只越で事故があったところを、今後水路をふたしようという計画をしております。これは事故があったということも一つの要因ではございますが、かつてこの同じ場所を、道路が狭く、その水路をふたして交通の円滑化を図ろうとしたようなケースもございました。

その際に一番困ったことは、その沿線の方で水路を橋で乗り入れされている方が、今までは水路を挟んで道路があったので、家の近くに寄らないので、それが道路になることによつての

ぞかれるとか、いわゆる先ほど言いましたプライバシーの問題、それから駐車場の事情の問題ですが、車が道路に出てしまうとか、それから家の門から出てくるときにすぐ道路になると。今までは水路に橋がかかっている、橋の上で一旦停止して左右を見て道路へ出てくるものが、それが全て水路も含めて道路になってしまうと、すぐ出た瞬間に車にぶつかるとか人にぶつかるというようなことがあって、一旦頓挫した事例がございます。

今回は、この死亡事故のケースですね。非常に地元の区長さん、自治会長さんに骨を折っていただきまして、そういうことを鑑みてもやっぱり安全、水路への転落防止をすることが大事だということで、時間もたって沿線の方の御理解もいただいたということで、そういう今までの使い勝手から変わるということにつきましては、やはりその都市下水路に橋をかけて使ってみえる方の御理解をいただくということが非常に大事だというふうに考えております。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 今、私が申し上げている具体的などころも、事故があるまで待つんでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 今申し上げたことにつきましても、事故がある前にそういうこともやろうとしていて話が一旦頓挫したということでございます。

この場所で事故があるまで待つんですかと、全然そんなつもりもございません。議員がおっしゃいますように、渋滞解消といった点ではその必要性は十分認識した上で、ほかの解決策、代替案等によりそこに至るまで問題の軽減を図れないかといった点や、それだけの費用を単純に費やして費用対効果といった点など、その緊急性、整備効果、また実現性といったところでは今後の検討課題というふうに認識しております。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 只越の事故があったところは、その後整備が進んだということであるならば、その例も出して、なお説得していただきたい。

議員という立場になりますと、市民の皆様と行政の間の立場を14年目経験しておりますが、市民ファーストという言葉がはやっておりますが、私は市民ファーストというのはおかしいと思っています。つまり、今の話でもよくわかりますが、例えば今の話で広げてくれという人もあれば、それまでの使い勝手と言われましたね、市民の。がよかったから、ふたをされたら使い勝手が悪くなるから反対だと。

当然、どんな施策も100%の市民が反対する、賛成するということはないわけですね。そのときに市はどのように判断するか。つまり、この道路整備計画にあるように客観的な判断基準

を設ける。そして癒着とかではなく、どこを優先していくかという判断が必要で、そうやってきますと今度はもちろん客観的な判断基準でここはしませんというのが示せばいいですけど、反対に客観的な判断基準から、ここはぜひしたいという事業になった場合には、個人的なプライバシーの問題とか使い勝手とかを言った市民は説得にかからなきゃなりませんよね。

これは行政側ですが、一方、私は市民の責任というのも感じます。やっぱり自分のことだけ考えないで、周辺または瑞穂市にとって、自分は使い勝手が悪くなるけれど、これは進めなきゃいけないと思わなきゃいけない。でも、ふだん思いません。自分さえよければいいと、当然です。今までそれで来ているんですから。それを行政はどれだけ説得できるか。その事業の大切さがわかっているかだと思うんです。

そうすると、今の只越の事故のことは説得するチャンスになり得ますよね。そこから先に進める。もちろん鹿野部長がおっしゃった、ほかのいろんな条件を考慮することはもちろんですよ。しかし、住民の問題に関しては、反対者にそのように説得にかかるということも必要だと思うんですけど、その前に出る、行政が。説得にかかる、その姿勢についてはいかがですか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） おっしゃるとおり、今まで地域の要望といったところで我々が前へ出ずに、自治会長さんや区長さんの御要望に応じて承諾が得られたところからやるというような姿勢もございましたけど、今後は、優先順位を決めたところにつきましては市が積極的にそういう対応をしていくというふうな考えで進めたいと考えております。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） もうやめようかと思ったんですけど、優先順位を決めたところからと、最初からここが優先順位にならないのはおかしいから始まったんですよ。だから、今までここが優先順位になっていない、なっているところから始めますでは、これ何分使いましたかね。もう20分使っているんですけど、全く無駄ですよ。もう一回答弁してください。何が無駄だったかわかりますか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 優先順位を決める中にも、先ほど申しましたさまざまな問題がありますので、その点については地元の区長さん、自治会長さんと御相談しながら進めてまいりたいと考えております。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） そうですね。ここをかなりの優先順位に、この指標に照らし合わせばなるはずですから、そこから見直してください。これが①。

②は、今まで使い勝手がよかった、そして反対だった市民にどう皆さんが説得できるか、これはほかの施策もそうです。必ず反対者はいるんですから、それから困ったことの要望者もいるんですから、そこを皆さんは棚橋市長をトップとして、どういう判断を持ち説得するかじゃないですか。よろしく願いいたします。

次に、2番目の市民協働の構築に向けてです。

市民協働というのが必要であるということは、再三申し上げ確認してまいりました。13日の総括質疑でも、瑞穂市の2回にわたる総合計画、3回にわたる行財政改革大綱の中でも、市民協働、市民協働、市民協働と言っているのに、13日に指摘しましたように、まるでゼロと言っても過言ではない状態というのを指摘いたしました。

それで、必要性、重要性についてはもう論をまちませんので、市の姿勢としてもそれを打ち出しているわけですから、現状ですね。今まで余り言ったことがないことを申し上げたいと思います。

これは3つ申し上げますが、1つは、何月だったかな。申し上げたことがあります、私が8月に障害者に関する事業というイベントをしようと思って、岐阜市、西濃、本巣郡、チラシを配り回ったときに、岐阜市の市民活動センターのカウンターの女性職員が、チラシを渡した途端に、ぜひ岐阜市でもやってください。3人岐阜市民を入れてくれれば、つまり5人で団体ができるんです、登録が。その半分以上ですから、3人岐阜市民を誘ってくれば登録団体になります。そうしたら補助金申請もできると、こっちがイベントの説明をする前に向こうからそういうふうに言うただけで非常にびっくりしたという話はしましたね。つまり、市民協働がそこまで行っている。そのときは親切としか思いませんでしたが、岐阜市の市民協働を勉強してみると、カウンターの職員までぱっと私にそう言ったのは、市の姿勢がもう徹底しているんだなということがわかりました。

2つ目です。ほんの先日ですが、瑞穂市で困った状態の御家族が見えて、ところが瑞穂市政、行政への不信感から、これを瑞穂市の市民団体の方が仲立ちをして岐阜市の市民団体が助けてくれています。

それで、今回、本格的な援助をしたいと前に出る姿勢を示して、市民団体がですよ。国の補助金も欲しいと。ところが、岐阜市民ではないので瑞穂市で補助金申請をしてほしいというのが、ちょっとつてから私のほうに来ました。すぐさま書類をつくりまして、大変きょうの準備に忙しかったんですが、市にお話ししましたところ、福祉部長、福祉生活課長がすぐに飛んでいってくれました。岐阜市の市民団体、瑞穂市民を面倒見てくださっている方とすぐ会っていただけて、結果、補助金は間に合わない。補助金って物すごくいろいろあるんですね。教えていただきましたが、岐阜市の団体に。そのうちの補助金は10月までなので早急にしてくださいということで早急に動いたわけですが、もう間に合わないということで、瑞穂市でその補助

金に当たる額は出そうという話にならないかなあというふうに今動いているそうです。

よろしいですか。わかりましたか、ポイント。瑞穂市民の困っている人が、瑞穂市役所とかかわったら、もう不信感を持ちちゃった。それで岐阜市の市民団体が面倒を見ている。仲立ちしたのは瑞穂市民ですが。もっと本格的にちゃんと面倒を見たいということで、見ますと。ただし、それに係るお金だけは瑞穂市で申請してくださいね、こんなにたくさん補助金は政府から出ていますからと、そういう話なんですよ。

いかに瑞穂市の市民協働、福祉、福祉がゼロとは言いませんけど、市民協働の観点だけからいってもゼロかゼロに限りなく近いかとこの間も申し上げましたが、これが2つ目の例です。

3つ目、今まで6人の議員さんの中で言った方が見えますが、来年度から、社協が学習支援とか居場所づくりをするためのモデル事業をしましたね、去年、ことし。来年からやるそうですが、先ほどの御答弁では委託料ですかね。これを12月の補正で上げますという答えでしたが、もちろんお金はかかりますが、その前にお金よりもっと大事なこと、やる人にとって困ること。市民団体ですよ。社協も市民団体ですね、市民協働の対象団体ですね。何だかわかりますか。情報なんです。つまり、困っている市民にどう働きかけるか、情報を届けるか。一般の市民は情報を持っていません。市役所しか持っていないんです。しかも、これが個人情報で出せないんですね。

で、岐阜市はこの市民協働でどうしていると思われませんか。困っている、そういう子供支援ですね。学習支援や子ども食堂支援や、家族支援や生活支援や、さっきの2つ目のエピソードで言ったように全部やっているんですね、市民団体が。こういう人たちに情報が届くように1人雇っているんです、岐阜市は。それで、これはことしの夏、私が学んだ冊子ですけど、11団体、子供に関しての団体があって、1つにネットワーク化していて、そこに補助金を出していると。そのために市役所は1人雇って、戸別訪問しているんです。300人いるそうです。情報が外に出せないのが戸別訪問しているんですよ。教育委員会もぜひお聞きください。そのうち100人は今登録しているそうです。これぐらい、この事業がどうしても必要やという市民と行政がしっかり市民協働で手をつないでいるんです。

ということで、瑞穂市は社協がモデル事業で2年やったわけですが、この情報に対してどのような市民協働、協力をしたか教えてください。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） くまがい議員の御質問にお答えをいたします。

午前中の鳥居議員の御質問にも係るところなんですが、社会福祉協議会がこの8月、9月ということで、夏休みわくわくスクールというのを実施して、2年間の試行的な事業から、来年度本格的に生活困窮者の子供の学習支援を、市から委託を受けて実施するというので進めています。

今回のこの事業というのは、まだ市から直接受託を受けたわけではないので、市からの協力という点については、先ほどもくまがい議員がおっしゃられたように個人情報もあり、参加を呼びかける人から人への人伝えといたしますか、そのようなことが行われたと思っています。ただし、福祉部の窓口でも案内チラシを置いたり、関心がある方には説明できるように進めておりますので、うちとしてはできる協力をしてきたというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） モデル事業で社協がやったんだというお返事でしたが、30年度からは委託料も払って、委託形式というのは市の事業ということになるわけで、そうしたらどういうふうに働きかけますか、困った世帯、対象者に。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） ※生活困窮者の子供さんの自立というか、生活困窮者の方の子供さんに対する学習支援、子ども食堂になるので、その部分の情報ということはお教えできるというふうに考えています。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） だったら、今回もできたんじゃないかと思うけど、今回しなかったのはなぜですか。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） ちょっと勘違いされるといけませんので、※ひとり親家庭の生活困窮者のそういう情報ではなくて、現在生活保護を受けているとか準要保護を受けていると、そのような情報はある程度お出しして、資料といいますか、そういうやっていただけるのというふうにお伝えしておりますが、御理解いただけますか。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） つまり、モデル事業の段階でもその呼びかけですね。社協がやろうとしたときに、そういう社協の呼びかけの対象者はつかめる状態ではあったんですか。市から情報は行ったんですか。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） ※モデル事業であっても、生活保護者の子供さんとかそのあたりについてはある程度の情報といいますか共有はしておりましたので、生活困窮者も社協で今現在受けた事業をしているというような状況からつかめるというふうに判断しています。

※ 後刻訂正発言あり

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） ちょっと言葉の使い方が、判断していますとか、曖昧なので、ちゃんと対象者ですね。岐阜市が、情報は出せないで1人専門の職員を雇って、戸別訪問をして御案内と説得をしたと、これだけの気迫はあったのかなかったのか。今後あるのか。非常に不安ですが、来年度からやると。市民団体もこれから出てきてほしいと思っていますが、そういうところもどうやってやっていくのか、きちんと市役所が視野に入れて、市長以下全員です。教育委員会も関係しますね。福祉課も関係しますね。視野に入れて今後市民協働のガイドラインをつくるというふうに行財政大綱で言っていますので、ガイドラインづくり、それから総括質疑、13日に申し上げたんですが、ガイドラインだけではなく市民協議、協働の協議、話し合いですね。提案の場所です。も考えてくださいと申し上げましたので、ちょっとその資料を、議長、配付したいんですが。

○議長（藤橋礼治君） 許可します。

それでは、資料を配付する間、少し休憩をとります。

[資料配付]

休憩 午後4時42分

再開 午後4時43分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

なお、質問の途中でございますが、本日の会議を議事の都合によりまして延長いたします。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 大変字が小さいんですが、奮発してカラーで印刷してきました。

左側に市民団体、右側に岐阜市があります。まず呼びかけの場というところへ両方が提案します。そして、この呼びかけの場から協議の場、右の矢印の下です。「対象となる担当課へ連絡」「所管がまたがる場合は、複数の課の調整」。全部出てきてくださいと市民が言うと、教育委員会も福祉課も何課もみんな出てくるそうです。そして、協議の場で事業の目的、問題意識の共有化、ここが大事ですね。問題意識を共有するわけです。事業内容と協働形態をどうするか。そして、その下の大きい矢印、予算計上をちゃんとします。

先ほどの答弁では、社協のボランティア団体と協働します。こんな段階じゃもうありません、市民協働というのは。いつまでこんなことをやっているんですか、瑞穂市は。ちゃんと予算計上もし、事業主体の決定、事業の実施をし、こういうのにまとめて、これも補助金でつくっているんですよ、この子供支援の。ここまで、これからなんですから、瑞穂市は。ゼロスタートなんですから。最初からここを目指してやっていただきたい。予算をつける、提案の場と協議

の場をつける。まとめをつける。団体に補助を出すんじゃないんですよ、その事業に出すんです。

さっき北倉議員が、どうやって団体を育成しますかと。私も聞いたことがあります、そんなボランティアでなんていう段階ではもうないです、まちづくりは。市民も働きたい市民はいっぱいいますから。ある社協の講座に行ったら、私たち世代はゴールデンシルバーだそうです。金のシルバー世代とっていただきました。このゴールデンシルバー世代が動けるのは、もう10年だと思いますよ。団塊の世代が動けるのはもう10年しかありません。このときに、まだ働きたいと、何か役立つことをしたいわという人たちが元気の中に、市民協働の基礎的なことをつくっていただきたいと思います。

市民協働について、最後に1つ質問いたします。

前々から申し上げている総合センターや市民センターのデッドスペースに、机、椅子、照明を設置して市民団体の育成を図ることについては、いつ実現するでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今のお話で、話し合い、協議をしていただくという場所ですね。協議、話し合いの場の設置についてでございますけれども、現在、市民の方に開放できるスペースといたしましては、総合センターでは1階、自動販売機前のスペース、2階のエレベーターの前のスペースと、また防犯カメラ設置によりサンシャインホールの貸し出しのない日に限り2階のホワイエの部分のスペースも提供できるようになりました。また、加えて市民センターでは1階のエレベーター前のロビーとか、展示にも使用できる1階南側のサロンですね。また、巢南公民館は1階ロビーがありますし、西部複合センターの2階の踊り場のところがあるんですけれども、あそこにも机や椅子がありますね。フリースペースがございます。サークル活動の打ち合わせとか、自治会の会議だとか打ち合わせ等、短時間でのちょっとした調整に便利ではないかと思しますので、御利用いただきたいと思っております。

このように、市民の方に自由に御利用いただけるフリースペースが市内には数カ所あります。テーブルと椅子を必要数設置しております。なお、利用の際の手続等は要りませんので、ぜひ話し合いの場として御利用いただきたいと思っています。

今、広報10月号をつくっていますので、写真なんかを入れてコンパクトにまとめたものがまた出ると思います。利用できるフリースペースの紹介記事をつくっておりますので、またPRをしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 用意された答弁書を読み上げたんでしょうか。

私がお聞きしたのは、整備してくださいと。今の場所があると初めに言ったのは私なんです

よ。もう何カ月か何年前です。で、机と椅子と照明を整備してくださいと言っているんです。いつ予算をつけるんですか。やる気があるんなら具体的にやってください。もうそれは何カ月か何年前に私が言ったことですよ。御答弁を。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） やっぱり面積的にもありますので、このエリアでということ今教育委員会のほうでは詰めていますので、そこをどんどん周知させていただいて、使っていただくという方向性で今進めておりますので、御理解願いたいと思います。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 時間の無駄なので、これ以上聞きません。具体的に机と椅子、照明を設置してください。予算をつけてくださいと、もう何年たつでしょうかね。お願いします。答弁要りません。

3つ目、地域コミュニティーの構築に向けて。

地域コミュニティーが大事だ、大事だと。今度この第2次総合計画の52ページ、心が通う助け合いのまちというところに、自治会のところですが、地域拠点施設整備支援事業というのがあります。この地域拠点施設はコミュニティセンターじゃないんですね。自治会です。

コミュニティセンターというのは、確認しますが、時間が余りないので手短かに言いますが、コミュニティセンターは諸般の事情により、この管理総合計画、それから市民1人当たりの平方メートルを大幅に上回っているとか、建設費がかかるとか、それから今本田コミセン、牛牧南・北コミセンの3館で年間維持費が8,000万円かかっていますね、平成28年度の事業報告書でも。毎年こんだけかかっているわけです。ほかはないわけです。そうしたら、ほかはつくってほしいと、いつまでも要望が出ていますね。けどもう市は、一つ一つ言っているとちょっと時間がないので言いませんが、方針を転換していますね。これは第1次総合計画の途中から、もう消しましたね。小学校区に1つつくるというの。

けど、いまだに、そういう説明を私と一緒に聞いている議員さん、何人もコミュニティセンターはつくると言っています。市長をかえたらできるんじゃないかというのも出ていますが、そんなものでしょうか。ちょっとお答えをお願いします。手短に、ポイントだけ教えてくださいね。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） くまがい議員のただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

地域施設の整備支援事業、第2次総合計画の中にございます。多くの自治会の拠点であります各自治会の公民館の整備と、小学校区の地域の拠点の整備について記載したものでございます。

現在、各自治会所有の公民館につきましては、新築、改築及び修繕について、工事費の3分の1を補助している事業でございます。小学校区の地域の拠点の整備につきましては、以前の議会で、各地域の拠点は各小学校を含めた現有施設の有効活用を考えております。

コミュニティセンターにおきましては、先ほどございましたように3館がございます。コミュニティセンターの位置づけは各地域限定のものではなく、瑞穂市全体のコミュニティ、市民相互の交流活動の場として考えております。したがって、地域の拠点につきましては、先ほど申し上げたとおり小学校を含めた現有施設の有効活用を考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長から発言の訂正の申し出がありましたので、説明を求めます。

森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 先ほどの御質問の中で、生活困窮者の子供さんの学習支援の情報共有について、誤解を招くような答弁をしておりますのでちょっと訂正させていただきます。

※
現在も、市から社会福祉協議会へは、生活困窮者の支援として相談とか住居確保の事業を委託しております。その中から、社協はその相談とか住居確保の事業の中からある程度生活困窮の方の子供さんについても把握はしてみえますし、うちのほうからも生活困窮に係る方についての情報は提供しておるということで御理解をしていただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長からの申し出がございました。これを許可します。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） じゃあ私が聞いたこととは違いますね。出ていないはずだと思ったんです、個人情報ですから。

それで、今後、該当者全員、どのように協働していくかという話でした。

ということで、現有施設を、小学校区の今ある施設を使ってもらいたいと言いますが、私たちは、例えばですが、21号線、国道の向こう側ですよ。もう車椅子やシルバーカーで来れません。

ちなみに、あの国道の下のゆうあいロードのかんかんの階段道路、あれはバリアフリー法の年につくられているんです。車椅子は通れません。シルバーカーも通れません。しかも、私、14年目にわかったんですが、あれ市道だそうです。私、14年前にあそこを車椅子が通れるようにしてくれと議員になったときに言われて、市に相談したんですよ。そうしたら、国道事務所へ行ってくれと言われて自転車で国道事務所へ行ったんですよ、茜部の。そうしたら、国道事務所の人もいいかげんなもんだったんですけど、地域の署名をみんな持ってくれば考えるけど、ほかに優先するところがあるからできないと言われました。今回、改めて聞いたら、あれ

※ 訂正発言

は市道だと、下はですよ、本体は国だけ。だから、市はあれをつくった責任というのは物すごいあるんです。バリアフリーの年にあんなものをつくったというのは。

とにかくシルバーカーや車椅子、徒歩で行ける距離に拠点をつくってもらいたい、それが拠点支援事業ですよ。そして、コミセンは使うときに基本的にホール以外は有料です。地区公民館は無料。それから建設維持費が何億、維持費で何千万かかりません、集会所のほうはね。そして公共施設の管理計画からも、もう無理だというのは出ているわけですね。しかも、今話したように、歩いていける、シルバーカーで行ける、車椅子で行けるところに無料で使える、その地域の人がいつでも誰でも、こういうところが必要です。

調べたところ、ここ3年間、このお金は200万から400万です。本当にこれくらいで、3分の1でもこれくらいですね。それから、建てかえが迫られているところもあります。ないところは新しいのが欲しい。それから、人口がふえているから増築したいというのも聞いています。

今まで私は何回か言ってきたんですが、何で言ってきたかという、これは行政から提案されたこともあるんですね。これ委員会ですけど、補助金を2分の1にふやしたい、それから土地も何とかしたい。ところが、議員から異論があったのでと引っ込めちゃいましたね。二、三年前ですね。そして、市民からも署名つきの請願が出たことがあります、これは議会で否決されました。インターネットは非常に便利で、ぱっと出てきます。平成23年12月議会、議案の審議結果、4対15で否決されています、補助金を2分の1に上げてくれというのは、で、賛成したのは4人だけ。今この議会に残っているの、4人のうち私と棚橋議員です、賛成したのは。勇気があったと思いますよ。それなのに、何でなかなか進まなかったのかという、私が今まで聞いてきた説明では、異論があるから、議員から、市民からも反対があるから。

冒頭のところへ戻りたいと思いますが、必要なことは、しかもお金が余りかからないわけですよ。反対者を説き伏せる、ぜひやらせてくれと。絶対これは必要だからということ今まで一回も聞いていないんですけど、市長、御答弁を。増額をどうしますか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 先ほどの森議員さんの御質問もよく似た部分もあるんですが、命の大切さ、それと同時にやらなきゃいけないこと、これは本当に私も理解できます。

先ほども、9割は理解できますが、本当になかなか残りの1割が大変なんですと申し上げたのはそういった部分でございますが、その中にありまして、今こういった会館のことも、少子・高齢化がますますこれからもっともっと厳しくなっていくと思います。そんな中で、社会構造が大きく変化していくんじゃないかなと思いますから、そういったことも踏まえながら、これからじっくりと検証すべきじゃないかなとも思っておりますので、ただ今の時点では、やはり今まで3分の1で我慢なさった方がいっぱいおられるわけですし、そういったことも鑑みながらじっくりと、どういうふうに持っていったらいいのか、それから地域でどのように利用

されているのか、そういったさまざまなことを検証して考えていくべきで、今何割にできるとか、何%できるとか、そういったことは今お答えするには余りにも、やはりもうちょっと社会のほうを検証しなきゃいけないんじゃないかなと思っております。

ただ、思った以上に本当に少子・高齢化が進んでいること、それと同時に地域のお年寄りたちを守らなきゃいけない、これも大事なことだと思っておりますから、そういったところからじっくりと考えていかなきゃいけないと思っております。

ただ、きょう即答ということで今急におっしゃられましたもので、お返事はちょっとまだできる状態ではございません。以上でございます。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） この補助金については、条例ではありません。議会の議決は必要としません。市長の一存というか、執行部で決められるわけですね。執行部で決められるような規則というのは、どうして決められるんですか。条例になっていない理由を教えてください。一問一答ですから。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまの御質問ですけれども、公民館の補助率については補助金の要綱によってつくられています。これは予算措置によってなされるものでございますので、予算を計上すればその執行が可能かと考えております。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） これを今度、補正予算なり新年度予算に上げたときに、23年度のように議員の皆さんの圧倒的な反対があるでしょうか。わかりません。

ただ、私が今の状況で言えるのは、決められない市長と選挙で使われますよ。こんなことぐらい、つまり反対されてもそれは仕方ない、議員さんには議決権があるわけだから。だけど、やっぱり、きょうの一般質問の冒頭に戻りますが、打って出ないと、必要だということがわかっているなら。議員時代からわかっているでしょう。もう一度御答弁を。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいま公民館のことでございますけれども、現状は新築、改築及び修繕について、工事費の3分の1を補助しております。

各自治会の所有の公民館は老朽化が進んでおりますし、多くの地域の方々のコミュニティーの場として、ましてや今後進む高齢化に対する必要性も私どもも感じております。防災の拠点としても重要な施設と考えていますので、長寿命化等整備しやすいよう補助率や補助対象について検討をしているところでございます。

また、毎年各自治会より公民館の建設について御相談を受けておりますので、その動向を踏まえながら議会の皆様にも協議をお願いしたいと考えております。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 市長、部長がああ言っていますよ。もう検討に入っていると。もう一回御答弁ください。勝手に言っているんですか、部長は。じゃあ御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） さまざまな観点から、特に地域包括ケアシステムというところで地域のそういった場所の大切さ、こういったことは私たちも認識しております。その中にありまして、これからの時代の推移、そういったことも鑑みながら、率直に私も検討していないとは何も答えてはおりませんので、先ほどもですね。先ほど部長が言いましたとおり、検討の段階ではございます。以上でございます。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 検討しますと検討に入っていますは、もう全然違いますよね。検討にもう入っているということは、今までの執行部と一緒に、つまり。執行部から、もう既に2年か3年前に提案されているんですから。それを議員たちの異論で引っ込められているんですから。そして、市民からも議会は否決しているんです。

本当にここで必要なのは、市長のリーダー力、説得力、決断力。そして、議員も今の情勢をしっかりと考えて、予算が出てきたときには、反対する議員は反対してもいいですが、私が思うには選挙の公約でとられちゃうんじゃないかと思いますよ、やらないと。

この補助金は、全市民に恩恵がある非常に平等な補助金だと思います。補助金というのはみんな一部ですよ。乳幼児でも何でも、高齢者でも。でも、これは全市民にとって非常に平等な補助金です。そして、市長も議員時代からよく勇気がおありになったなと思うんですが、革新系の議員の中でお一人だけ請願に賛成なさったんですから。そして今、部長ももう検討に入っていると言われるわけですから、ぜひ前へ、決断力を持って、リーダーシップを示して、何百億の事業じゃないですから、何百万円ですから。ぜひ年度末、新年度に出てくるように規則改正を期待しております。もうここで言いたくありませんから、実現してください。

以上で一般質問を終わります。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、16番 くまがいさちこ君の質問は終わりました。

散会の宣告

○議長（藤橋礼治君） 以上で、本日予定していました一般質問は全部終了をいたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦勞さまでございました。

散会 午後 5 時08分